平成 29 年

年 次 報 告 書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までである。

「衆議院ホームページ」の「情報監視審査会」にて本報告書の電子ファイル（ＰＤＦファイル）を閲覧することができます。

（http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm）

はじめに

平成29年は、当審査会の設置以来初めて衆議院が解散され、その後の衆議院議員総選挙を経て同年11月1日に召集された第195回国会において、当審査会の委員のうち4名が交替する中、改めて当審査会の会長に選出されました。当審査会も設置から4年目を迎え、今一度その職務の重責を感じているところです。

本報告書においては、特定秘密が記録された行政文書の廃棄問題を特定課題として中心的に取り上げております。当審査会として、政府に対して、廃棄が予定されている特定秘密文書の提示を求め説明聴取、質疑を行うとともに、資料を要求した上で、集中的に質疑を行う等、積極的に活動してまいりました。その他にも、特定課題として、前回の年次報告書の審査会意見として指摘した、行政文書が不存在の特定秘密問題及び作成から30年を超える特定秘密文書関係のフォローアップを取り上げ、新たに政府に対する審査会意見を付しております。

また、昨年9月にオーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査のため、審査会のメンバーが両国を訪問し、各国議会のカウンターパートなどと意見交換を行いました。本報告書ではその概要も盛り込んでいます。

本報告書は、本年1月31日までの当審査会の活動を対象としたものでありますが、制度運用の常時監視の観点から、当審査会が十分にその役割を果たし、引き続き国民の立場から政府の特定秘密保護制度の運用の監視に努めてまいる所存であります。

衆議院情報監視審査会

会長　額賀福志郎

― 目　次 ―

はじめに

第１　政府に対する意見（調査結果）
１　政府に対する意見 …… 2
２　政府に対する意見の理由及び背景 …… 6
３　平成28年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況 …… 18
４　情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項 …… 36
５　今後の調査方針及び課題 …… 40

第２　調査及び審査の経過
１　調査 …… 44
２　審査 …… 49

第３　調査を行った事項
１　制度全体 …… 52
(1) 金田国務大臣からの報告聴取 …… 53
(2) 内閣情報調査室からの説明聴取 …… 53
(3) 独立公文書管理監からの説明聴取 …… 54
(4) 主な質疑事項及び意見の概要 …… 57
２　特定秘密の提出・提示 …… 63
(1) 特定秘密の提示要求 …… 63
(2) 提示を求めた理由 …… 64
(3) 提示された特定秘密の概要 …… 64
(4) 主な質疑 …… 66
３　特定課題 …… 68
(1) 特定秘密文書廃棄問題 …… 68
(2) 平成 28 年「政府に対する意見」（審査会意見）の
フォローアップ関係 …… 112
ア　特定秘密文書不存在問題 …… 112
イ　作成から 30 年を超える特定秘密文書関係 …… 119
４　その他個別行政機関に関する事項 …… 121
(1) 国家安全保障会議 …… 121
(2) 内閣官房 …… 124
(3) 警察庁 …… 128

(4) 総務省 …… 131
(5) 法務省 …… 133
(6) 公安調査庁 …… 135
(7) 外務省 …… 136
(8) 経済産業省 …… 149
(9) 海上保安庁 …… 152
(10) 防衛省 …… 154
(11) 防衛装備庁 …… 157
5 適性評価 …… 159
(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取 …… 159
(2) 関係行政機関からの報告聴取 …… 163
6 参考人からの意見聴取及び質疑 …… 168
(1) 参考人からの主な指摘事項と当審査会の考え等 …… 168
(2) 主な質疑事項及び意見の概要 …… 175
7 調査の方法 …… 177
(1) 調査対象 …… 177
(2) 調査方法 …… 177
(3) 資料提出及び資料要求 …… 178

参考資料

1 情報監視審査会について …… 183
(1) 情報監視審査会の構成 …… 183
(2) 情報監視審査会の任務及び権限 …… 183
(3) 情報監視審査会の保護措置 …… 183
2 関係法規集 …… 185
3 特定秘密文書の廃棄に関する審査会意見及び主な質疑・答弁
（平成 27 年及び 28 年年次報告書より） …… 199
4 金田国務大臣の報告（平成 29 年 5 月 31 日衆議院情報監視審査会） …… 209
5 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に
関する報告」（平成 29 年 5 月 19 日閣議決定、国会報告）の概要 …… 212
6 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管
理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」
の概要（独立公文書管理監報告、平成 29 年 5 月 19 日） …… 222
7 内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容 …… 226
8 海外派遣関係 …… 227
9 活動経過一覧表 …… 231
10 会長及び委員一覧 …… 236

凡　例

本報告書において、略称の意味は以下のとおりである。

略　称	概　　要
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年６月 13 日議決）第 22 条第１項の規定に基づき、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。
随時報告書	衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年６月 13 日決議）第 22 条第２項の規定に基づき、上記の年次報告書のほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することができることとなっている。
審査会意見	年次報告書の「政府に対する意見」において、政府に対し早急に改善を図ることを求めた事項
特定秘密保護法	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）
国会報告	政府は特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年１回、有識者の意見を付して国会に報告するものとされている。
運用基準	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定)
指定書	特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準Ⅱ３(2))
指定管理簿	特定秘密指定管理簿。個々の特定秘密について、施行令第４条第１号から第５号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準Ⅱ３(5)) 当審査会は、平成 27 年 12 月 31 日時点において行政機関の長が保存する特定秘密管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。 なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。 識別番号の略称は、以下の行政機関を示している。 安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁

特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書
逐条解説	内閣官房特定秘密保護法施行準備室「特定秘密の保護に関する法律【逐条解説】」平成 26 年 12 月 9 日 http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/bessi_kaisetsu.pdf
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法第 20 条により、内閣情報官が掌理することとなっている。
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。特定秘密保護法附則第９条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された。
独立公文書管理監報告	運用基準Ｖ５(1)オにおいて、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年１回、内閣総理大臣に報告することとされている。
公文書管理課	内閣府大臣官房公文書管理課。公文書管理法の適正かつ円滑な運用を推進している。
公文書管理法	公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)
行政文書管理ガイドライン	行政文書の管理に関するガイドライン。公文書管理法に基づき、政府が各省庁に文書の取扱いについて示す指針。
行政文書ファイル	行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書
行政文書ファイル管理簿	行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿
特定行政文書ファイル等	行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの。
歴史公文書等	歴史資料として重要な公文書その他の文書（公文書管理法第２条第６項）

第１　政府に対する意見

１　政府に対する意見 ･････････････････････････ 2

２　政府に対する意見の理由及び背景 ･････････････ 6

３　平成 28 年「政府に対する意見」（審査会意見）
　　への政府の対応状況 ･････････････････････････ 18

４　情報監視審査会の指摘に基づき、政府におい
　　て措置を講じた事項 ･････････････････････････ 36

５　今後の調査方針及び課題 ･････････････････････ 40

第１　政府に対する意見（調査結果）

平成 27 年及び 28 年に続き、衆議院情報監視審査会では、特定秘密の提示の要求を含む数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会として政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として適当と判断したものを、委員間で協議し、以下のとおり合意した。

１　政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会並びに立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘された事項及び年次報告書の意見（審査会意見）について、早急に改善を図ることを強く求める。

なお、本意見に対し、政府が具体的な改善を行わない場合、必要に応じて国会法第 102 条の 16 に基づく改善勧告[1]を行うものとする。

（1）特定秘密文書廃棄問題

ア　特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係

（ｱ）特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。

（ｲ）特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。

（ｳ）独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビスト[2]などから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。

（ｴ）独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が１年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。

---

[1]　国会法第 102 条の 16 において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」こととされている。

[2]　高度な専門性と倫理観をもって、歴史資料として重要な公文書及びその他の歴史資料の収集、保存、利用の職務を行う者である。（国立公文書館「日本におけるアーキビストの職務基準」（平成 28 年３月 18 日）

イ　行政文書の保存期間が１年以上の特定秘密文書の廃棄関係

（ｱ）政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として１年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。

（ｲ）保存期間１年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。

（ｳ）独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。

（ｴ）防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。

ウ　行政文書の保存期間が１年未満の特定秘密文書の廃棄関係

（ｱ）特定秘密文書の保存期間を１年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。

（ｲ）保存期間が１年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）については、そのうち保存期間を１年以上とすることが極めて困難なものについては、（ｱ）の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。

（ｳ）保存期間が１年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が１年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。

エ　特定秘密文書件数関係

（ｱ）特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が１年以上と１年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。

（ｲ）各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全

体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。

(2) 特定秘密文書不存在関係

ア　行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。

イ　行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。

(3) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

ア　作成から 30 年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。

イ　作成から 30 年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。

ウ　平成 28 年年次報告書の審査会意見で付した、作成から 30 年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。

(4) 指定の在り方関係

ア　平成 27 年年次報告書の審査会意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称の付け方についての統一方針を早急に定め、運用基準等に当該方針を盛り込むことを検討すること。

イ　特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、・・・個別具体的に行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。

ウ　内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密の指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。

エ　複数の特定秘密が記録された文書につき、記録された特定秘密のいわゆるひも付けを明らかにし、当審査会に提出する資料に記載することを検討すること。

(5) 独立公文書管理監関係

ア　独立公文書管理監の検証・監察において、実地調査の回数を大幅に増やし、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等（当該情報が化体される物件を含む）に実際に記載等されているかを確認し、実効性を高めること。また、確認する文書等を選定する際は、独立公文書管理監が自らの関心に従い主導的に文書等の対象を選定すること。

イ　実際に、どのように特定秘密文書等を選定し、どのような調査（口頭、メール、実地）をどのような観点で行っているのか、一連の検証・監察の流れを具体例を用いて当審査会に示すこと。

(6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係

ア　外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的でないものについては、当該特定秘密の指定範囲が適正か検証するため、当審査会が当該特定秘密の提示を求めた際は、提示する情報を限定することなく、提示が可能な全ての情報を当審査会に対して提示すること。

イ　外務省が指定する、安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密については、他の公開で行われる委員会等での答弁の内容を踏まえ、関係国について可能な限り具体的に説明すること。

ウ　経済産業省が指定する４件の特定秘密のうち、資源エネルギーに関する情報については指定を解除し、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう再検討すること。

(7) 当審査会の政府に対する意見への対応関係

当審査会が平成 27 年及び平成 28 年年次報告書で表明した審査会意見について、未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。

２　政府に対する意見の理由及び背景

１(1)特定秘密文書廃棄問題

特定秘密は情報であるがゆえに、その情報が文書に記載された場合は、特定秘密保護法と公文書管理法の少なくとも２つの法律によって管理されることとなる。そのため、特定秘密保護法においては文書管理の、また、公文書管理法においては特定秘密を保全する観点が十分に考慮されていないように見受けられる。

それは、法律による規制という観点においては、両法律から重複の規制がないようにするためであることとして当然のこととも思われるが、特定秘密文書の廃棄といった場合は、現場の文書管理のことを考えると、両法律で規定する制度の狭間にすっぽりと落ち込んでいるようにも思われる。

すなわち、「民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と法律[3]で位置付けられる公文書が、特定秘密が記載されることにより、国民の目に触れられる機会が全くないままに、そのうちの多くはさらに独立公文書管理監などによる外部チェックの機会もないままに、作成され廃棄されていく実態が現状としてある。

さらに言えば、運用基準において、特定秘密の指定の有効期間中に、当該特定秘密が記録された文書（特定秘密文書）の廃棄が可能となっており、実際にそのように運用されている。

しかし、安倍内閣総理大臣も、国会の場において、特定秘密の指定は重いものであるとして、廃棄に慎重な姿勢を示している[4]こともあり、一般の行政文書と同列に扱うべきではなく、特に廃棄に関しては慎重に検討すべきである。

特定秘密保護法に基づいてある情報が特定秘密として指定されると、それが記載された文書は、公文書管理法に基づき行政文書としての保存期間及び保存期間の満了する日が設定され、行政文書の保存期間が１年以上のものは特定行政文書ファイル等に綴じられ、行政文書ファイル管理簿に記載される。特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等へ移管とされ、また、廃棄とされるものは、廃棄に当たり内閣総理大臣の同意を得た上で廃棄されることとなるが、特定行政文書ファイル等の場合の追加措置として、運用上、独立公文書管理監による検証・監察を受け、廃棄とする措置が妥当との通知を受けた上で、内閣総理大臣との廃棄協議に入ることとなっている。他方、保存期間が１年未満の行政文書については、内閣総理大臣の個別の協議を要しないことから、各行政機関の判断で行政文書を廃棄することが可能であり、特定秘密文書も同様の取扱いとされている。また、行政文書ファイル管理簿に記載されていない保存期間が１年未満の特定秘

---

[3] 公文書管理法第１条

[4] 平成 25 年 11 月 26 日、衆議院国家安全保障に関する特別委員会

密文書の管理については、独立公文書管理監による検証・監察の対象ではないことから、廃棄における検証・監察を受けることなく廃棄されている（詳細は「第３　３　特定課題（１）特定秘密文書廃棄問題」参照）。

特定秘密文書の保存期間が満了する場合の移管・廃棄の流れ（※1）

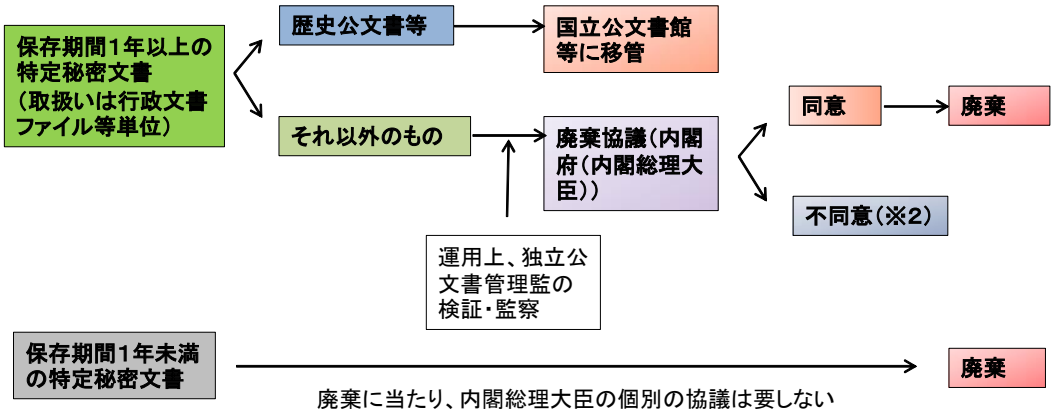

※1特定秘密の指定の有効期間満了後に保存期間が満了した文書については、
①指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密が記録された文書については、国立公文書館等に移管される。
②指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密が記録された文書については、公文書管理法に基づき、移管又は内閣総理大臣の同意を得て廃棄される。
⇒指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密が記録されたものについては、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか特に慎重に判断する。
※2 不同意の場合、行政機関の長は、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

（政府資料等を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

１(1)アについて

特定秘密文書の歴史公文書等の該当性を判断するのは、特定秘密文書を保有する行政機関である。特定秘密保護法により、従前からの「法律に規定がなかった状態」は改善され、同法に基づく運用基準において独立公文書管理監による新たな検証・監察制度が創設されたが、歴史資料として重要なものかどうかの判断は、指定の長さが少なくとも 25 年以上でないと「判断が慎重」とならず、指定から 30 年を経過しないと当然に国立公文書館等への移管とは運用基準上はならない。指定の有効期間がそれに至らない特定秘密については、運用基準上は明確化されておらず、あたかも特定秘密として指定されたままの情報を記録した文書を廃棄することが原則のようにも思われる。

行政文書における歴史公文書等の該当性の判断基準については、行政文書管理ガイドラインの別表第２（保存期間満了時の措置の設定基準）において、「国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書」を始めとする４つの条件のいずれかに該当する文書が歴史公文書等に当たるとしており、各行政機関の文書管理規則においても、行政文書管理ガイドラインと同様の規定が置かれ、

当該規定に基づき各行政機関が判断している。特定秘密文書についても、各行政機関は、歴史公文書等の該当性を当該基準に基づき判断しているとのことである。しかし、安全保障上の政策決定は非開示情報を多く含む中で決定されるものであり、それが将来検証される可能性があるとして政策に深く関与する安全保障上の重要な情報が記載された文書として特定秘密文書を移管し保存すると、政策決定者としては不都合となる場合も想定され得る。そのため、当該情報を隠蔽するために、当該情報が記載された文書を政策決定過程などに関するものでないとして、廃棄する動機となることも十分に考え得る。その懸念を踏まえ、特定秘密文書は、その重要性及び特殊性に鑑み、特に重要な情報を記録したものについては歴史公文書等となるよう、特定秘密文書については別の判断基準を設け、特定秘密を保有する行政機関の文書管理規則等の内規を改め、特定秘密文書に係る判断基準を明記することを検討すべきである。

また、特定秘密保護法の施行に伴い、運用基準に基づき独立公文書管理監による特定秘密の検証・監察制度が創設されている。

独立公文書管理監の特定秘密文書の歴史性の判断基準に関して、平成 29 年５月 19 日付の独立公文書管理監報告を見ると、諸外国においては政策決定の過程が記録されているなど歴史的価値を有しているかどうかが基準となっており、安全保障に関し特定秘密に相当する情報の記録の有無は歴史性の判断に影響を与えない旨記載されている。独立公文書管理監はいわば、特定秘密文書であっても一般の公文書と同じ扱いをすべきである見解を示していると思われるが、一般的な政策決定過程と違い、安全保障上の決定過程は極めて少人数で秘密裏に行われることが想定され、本当にそれと同じでよいのか疑念が残る。諸外国においても、逆に国家安全保障上の Top Secret や Secret といった特定秘密に相当する重要な秘密は、非開示を前提に公文書館等に移管されている可能性もあり、独立公文書管理監は一般的な公文書管理と比較するのではなく、長期間指定される特定秘密に係る文書の廃棄のみならず、全ての特定秘密文書の廃棄について、慎重な態度をとることが好ましいと考える。

それを踏まえ、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当とする際の歴史性の判断に当たっては、特定秘密を保有する行政機関が判断した観点とは別のもので検証・監察に当たらなければ、各行政機関の廃棄の決定をただ追認するものとなってしまう懸念を持っている。そのため、特定秘密文書について、政策に反映されたものかどうかのみならず、記載された特定秘密が情報として重要なものかどうかについて、当該行政機関に慎重に確認することを検討する必要がある。加えて、平成 29 年５月 15 日の参考人からの意見聴取及び質疑において、春名参考人[5]より、独立公文書管理監が特定秘密文書の廃棄の前に現代史の専門家などの意見を求める必要性につき指摘があったところであり、そのようなプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することの検討を求める。

[5] 春名幹男氏（ジャーナリスト）。「第３　６　参考人からの意見聴取及び質疑」参照。

あわせて、特定秘密文書を保有する行政機関の、特定秘密文書の保存期間を１年以上とするか否かの判断の妥当性についても、独立公文書管理監が検証・監察の対象とできるよう、運用基準等に明確化することも検討すべきである。

１(1)イについて

既述のとおり、公文書管理法においては、特定秘密保護法に基づく特定秘密文書について十分に配慮されたものとなっていないと考える。したがって、政府として、公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として特定秘密文書の行政文書としての保存期間を１年以上に設定することなどの規定の整備を検討することを求める。

また、保存期間が１年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等を廃棄する際は、内閣総理大臣との廃棄協議の前に、独立公文書管理監の検証・監察を受けることとされている。しかし、独立公文書管理監は、平成28年７月22日に防衛省に、平成29年２月21日に経済産業省に対して特定行政文書ファイル等の廃棄が妥当である旨通知したが、その後、平成29年４月中旬に廃棄協議中の事実が報じられても、当審査会に対して当該事実を説明することはなく、当審査会に報告したのは、独立公文書管理監報告についての説明聴取・質疑を行った６月５日であった。独立公文書管理監は、当審査会に対し、「当審査会の求めがあった際の審査会での丁寧な報告、１つの検証・監察事項に区切りがついた段階や、社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階での随時報告」を約束しているにもかかわらず、報告がなされなかったことは残念である。特定秘密文書の廃棄問題については、保存期間１年以上の特定秘密文書の廃棄が初例となることにおいて、社会的な関心及び影響の大きさに加え、平成27年年次報告書の審査会意見において、特定秘密文書の廃棄について定期的な報告の検討を要請していることを踏まえ、独立公文書管理監が廃棄に係る検証・監察を行い、廃棄とする措置を妥当と認めた時点などの早期に、当審査会に対し報告があってしかるべきだったと考える。これに関し、平成30年１月31日の審査会において、独立公文書管理監は、各行政機関に保存期間満了時の措置の検証・監察結果を通知した段階で個別に委員に説明する機会を設ける方向で対応したいとの認識を示した。ついては、独立公文書管理監に対し、特定行政文書ファイル等の廃棄についての検証・監察の結果、廃棄とする措置を妥当と認めた場合には、当審査会に速やかに連絡するとともに、当該ファイル等に含まれる特定秘密文書を保有する各行政機関においても、当審査会に対し最大限の説明を行うことを求めるものである。なお、防衛省より、特定行政文書ファイル33件（文書400件）が独立公文書管理監による検証・監察中との説明があった。この件につき、当審査会としては、平成28年年次報告書の審査会意見において、廃棄予定の文書等の件数と名称及び廃棄する合理的理由を付した資料の当審査会への提出を求めているので、早急に対応することを求める。

さらに、平成30年1月26日、当審査会は、経済産業省及び防衛省が保有する特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監による検証・監察を経て現在廃棄協議中のものの提示を受けた。そのうち、経済産業省の指定分について、当該文書を廃棄した後も、経済産業省の特定秘密の指定を維持するとの説明を受けており、その場合、当該特定秘密に係る文書が不存在となり、情報は他機関(内閣官房)が保有するものとなるが、経済産業省における知得者の知識（頭の中）としてのみ存在するものとなる可能性がある。この問題について、平成29年5月15日の参考人からの意見聴取及び質疑において、三木参考人[6]より、特定秘密の指定の解除及び有効期間の満了と、行政文書の保存期間満了の考え方を整理する必要性が指摘されているところである。したがって、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書については、平成27年年次報告書の審査会意見でも指摘しているように、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討するべきである。

一方の、防衛省の保有する特定秘密文書のうち、現在廃棄協議中のものは、旧防衛秘密制度下の文書を管理する簿冊である。これに関し、既に防衛秘密はなく、その文書を管理するための簿冊であるため不要との説明を受けている。しかし、平成25年10月の通達により、防衛秘密の廃棄を止めたとされているが、防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況について、例えば、保存期間別（１年以上、１年未満）の文書件数や、そのうち廃棄された文書件数、特定秘密に移行された文書件数などについて整理して、当審査会が納得できる説明を求めるものである。

１(1)ウについて

行政文書の保存期間を１年未満とする根拠に関しては、いくつかの行政機関では文書管理規則細則等の内規で明記されており、その内容は、別途正本・原本が管理されている行政文書の写しの場合等とされている。これに関し、平成29年12月に行政文書管理ガイドラインが改正され、保存期間を１年未満とする文書の７類型[7]が例示されたところであり、同ガイドラインの改正に伴い、各行政機関においても、文書管理規則等の改正が行われるが、特定秘密文書についても何らかの規定を設ける検討を行うべきである。具体的には、特定秘密文書を保有する行政機関については、特定秘密文書の保存期間を１年未満とす

---

[6] 三木由希子氏（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長)。「第３　６　参考人からの意見聴取及び質疑」参照。

[7] 当該ガイドラインにおいて例示されているのは以下の７類型である。①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し、②定型的・日常的な業務連絡、日程表等、③出版物や公表物を編集した文書、④○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答、⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書、⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書及び⑦保存期間表において、保存期間を１年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書。

るのは、他省庁が文書を保有する場合も含めて別途正本・原本がある行政文書の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう、政府として方針を作成することの検討を求める。

また、当審査会の調査において、保存期間１年未満の特定秘密文書で廃棄されたもののうち、１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている特定秘密文書の素材及び暗号関係という類型の存在が明らかになったが、これらは一部の行政機関の文書管理規則等の内規で定められている正本・原本の写しに直ちに該当するものではなく、むしろ正本・原本に該当する可能性のあるものだと考えられる。他方、当該類型の文書につき、保存期間を１年以上とするものが極めて困難なものがあることも承知している。したがって、原則として別途正本・原本のある行政文書の写し以外のものは保存期間を１年以上とし、それが極めて困難なものについては、例外として各行政機関の文書管理規則等の内規に明記することの検討を求める。

さらに、保存期間が１年未満の特定秘密文書は、行政文書ファイル管理簿に記載されず、当該文書を廃棄する際、特定行政文書ファイル等を対象として運用上行われている独立公文書管理監による検証・監察を要しないとの説明を受けている。したがって、実質的に、特定秘密として指定されている情報であるにもかかわらず、当該情報が記載された文書を保有する各行政機関の判断のみで文書を廃棄することが可能となっているとともに、平成 28 年中には 44 万件を超える文書が廃棄されていたことが現状である。しかし、保存期間が１年未満の文書であっても、その廃棄に当たっては、慎重に取り扱うべきことは、前述のとおりである。そのため、当審査会としては、平成 27 年及び平成 28 年年次報告書と、累次にわたって、政府に対して廃棄に関しての意見を述べてきたところであるが、特に、独立公文書管理監による外部チェックとしての検証・監察をこれらの特定秘密文書に対して実施することは重要であると考えている。具体的には、保存期間が１年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うことを求める。

なお、これまでの審査会において、独立公文書管理監は、運用基準において保存期間が１年未満の特定秘密文書は検証・監察の対象ではない旨を幾度も回答しているところ、政府においては、上記を踏まえ、廃棄において「特定行政文書ファイル等の管理」と記述されている運用基準の見直しを含めて早急に検討すべきである。

１(1)エについて

当審査会では、特定秘密文書の廃棄について以前より調査を進めていたが、平成 29 年の調査において、平成 28 年中に廃棄された保存期間１年未満の特定秘密文書の総数が 44 万 4,877 件であることが判明した。これは、平成 28 年末時点での特定秘密文書件数 32 万 6,183 件を大幅に上回るものであり、その理

由として、廃棄件数は複製を含むのに対し、毎年末時点の保有件数には複製が含まれないとの説明があった。しかしながら、これまではそのような説明がなされておらず、国会報告等に掲載されている保有件数だけでは、特定秘密文書の全体像を把握することは困難である。

したがって、政府においては、各年末時点での特定秘密文書の廃棄件数につき、まず、行政文書の保存期間を１年以上と１年未満に分けた上で、それぞれの文書件数を国会報告で明らかにすることを求める。また、各年末時点での特定秘密文書の保有件数については、複製を含めた件数を計上することは時間がかかり、極めて困難との説明を受けているところであるが、簡易に計上できる方法等を検討し、当審査会に報告するよう努力することを求める。

１(2)について

行政文書が不存在の特定秘密については、平成 28 年年次報告書の審査会意見を受け、各行政機関において、一定の対応がなされていることは評価できる。他方、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、協議の結論が出ていないなどにより特段の措置がなされていない。しかし、同年年次報告書に掲載してあるとおり、「情報が知識（頭の中）として存在しているもの」の類型に関し、平成 29 年１月 30 日の審査会において内閣情報調査室より、「特定秘密に限らず重要な情報は、従来から、文書に記載して管理するというのが一般、また通例であり、特定秘密についても、今後、そのような扱いとするのが通例である」との見解が示されているところである。他の行政機関が文書を保有しているため文書が不存在の特定秘密については、直ちにはこの見解が該当しない事情がある可能性はあるが、「情報が知識（頭の中）として存在している」状態であることとは同じと思われるので、その指定を解除するか、若しくは文書を保有することとするよう検討を求める。

また、行政文書が不存在の特定秘密については、その存在を明らかにし、当審査会の調査に資するよう、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討するべきである。

１(3)について

作成から 30 年を超える特定秘密文書については、平成 28 年年次報告書の審査会意見において、特定秘密の指定の延長と同様に厳格な手続を課す措置を検討することを求めている。これに関し、政府は検討中であるとともに、警察庁、外務省及び防衛省が当該文書を保有していることを表明し、そのうち防衛省については、作成から 30 年を超える特定秘密文書を 53 件と多く保有していることが判明した。そのため、作成から 30 年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告することを求める。

また、運用基準によれば、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が

満了し、保存期間が満了した特定秘密文書につき、指定の有効期間が通じて30 年を超える特定秘密については、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとしている。これに関し、平成 29 年 12 月 4 日の審査会において、防衛省より、同省が保有する、作成から 30 年を超える特定秘密文書の一部につき、保存期間満了時の措置は廃棄との説明があった。既述の指定の有効期間が通じて 30 年を超える特定秘密が記録された文書は歴史公文書等とするとの定めがあること、また、将来にわたる国民への説明責任があることに鑑み、作成から 30 年を超える特定秘密文書は、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管のうえ永久保存とされるべきであり、現在、保存期間満了時の措置を廃棄としているものについては、再検討するよう求める。

さらに、平成 28 年年次報告書の審査会意見で付した、作成から 30 年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討することを求めていたが、廃棄が行われてからでは取り返しがつかないので、これについても、速やかに必要な措置を講じることを求める。

1 (4) アについて

平成 27 年年次報告書の審査会意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）の付け方についての統一方針につき、これまで政府は「引き続き検討」していると説明してきているものの、いまだ策定されていない。

平成 29 年 5 月 15 日の参考人からの意見聴取及び質疑においても、春名参考人より、国家安全保障会議の指定する特定秘密につき、日付等の範囲が不明確である旨の指摘があったところである。

運用基準は、特定秘密保護法の施行後５年を経過した際に見直すこととされており、いまだ平成 26 年 12 月の法施行から５年を経過していないことは承知しているが、特定秘密の内容を示す名称の付け方の方針を早急に定め、運用基準等に当該方針を盛り込むことを検討することを求める。

1 (4) イについて

特定秘密の指定要件の１つである「非公知性」に関し、運用基準では「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。」とされている。その一方で、運用基準には続けて「なお、実際の判断に当たっては、・・・個別具体的に行う」とあり、報道等で周知の事

実でも、個別具体的な判断として指定を継続することが可能となっている。この非公知性の問題について、当審査会においても度々取り上げてきたところであるが、平成29年９月の日本弁護士連合会の意見書[8]において、「特定秘密の内容が外国政府や報道機関その他の者により公開されるに至った場合は，行政機関の公表の有無にかかわらず，非公知性が失われることを改めて確認し，これに従った運用を徹底すべきである」と指摘されている。運用基準であえて前段に報道機関により公表されている情報について挙げているということの重要性に鑑み、後段における「個別具体的」の判断の範囲は限定的に解するべきと考える。政府においては、この非公知性の判断につき、特定秘密保護法逐条解説における個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討することを求める。

１(4)ウについて

平成 28 年年次報告書の審査会意見において、内閣情報調査室に対し、各行政機関が特定秘密の指定解除をした場合の随時の当審査会への報告及び公表を指摘したところであるが、随時の報告とまでは至っていない状況にある。内閣情報調査室においては、当該審査会意見を踏まえ、今後も特定秘密の指定解除の情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表することを改めて求める。

１(4)エについて

内閣官房が保有する、複数の特定秘密が記録された文書につき、「主体となる」特定秘密が変更となったため、各特定秘密ごとの文書件数が変更されたとの説明があった。しかし、どのような基準で「主体となる」特定秘密を定めているのかが当審査会において明らかではなく、また、どの特定秘密が重複しているかについても把握することが困難である。したがって、複数の特定秘密が文書に記録されている実態の解明のため、複数の特定秘密が記録された文書につき、記録された特定秘密のいわゆるひも付けを明らかにし、当審査会に提出する資料に記載することの検討を求める。

１(5)について

独立公文書管理監は、平成 27 年 12 月から平成 29 年３月までの間、検証・監察における説明聴取や実地調査を 170 回行ったとしている。しかしながら、特定秘密の指定は平成 28 年末で 487 件あり、特定秘密文書件数は 32 万件以上あることと比較して、実際に特定秘密文書を見て検証・監察をするという観点では非常に少ないと言わざるを得ない。これに関し、独立公文書管理監は、特定秘密の指定についての検証・監察につき、実地調査の多くは指定の内容につ

[8] 日本弁護士連合会「情報監視審査会平成 28 年年次報告書に関する意見書」（平成 29 年 9 月 15 日）

いての知見を深める観点から行っていると説明しているが、国民への説明責任の観点からも、より多くの特定秘密文書を実際に見て、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等（当該情報が化体される物件を含む）に記載等されているかどうかを確認することが重要であり、それが特定秘密を指定する行政機関による秘密の過剰指定等の恣意的な運用や不適切な指定を抑止し、特定秘密の適正な運用につながると考えられる。また、特定秘密の指定の適否についての検証・監察における特定秘密文書の選定方法については、独立公文書管理監が選定したファイルのうちから各行政機関が対象文書を選定しているとのことであり、これでは独立公文書管理監の検証・監察の実効性に疑問が残る。したがって、独立公文書管理監は自らの関心に従い主導的に検証・監察するよう特定秘密文書等の対象を選定するべきである。

また、当審査会の質疑において、独立公文書管理監の検証・監察の実態が具体的には明確でないことから、委員より、実際の検証・監察業務のケーススタディを行うべきとの意見があった。当審査会としても、独立公文書管理監の活動につき重大な関心を持っているところであり、独立公文書管理監においては、実際に、どのように特定秘密文書等を選定し、どのような調査（口頭、メール、実地）をどのような観点で行っているのか、一連の検証・監察の流れを具体例を用いて当審査会に示すことを求める。

1 (6) アについて

外務省の特定秘密の指定の在り方については、指定書の対象情報や指定管理簿にある特定秘密の概要といった特定秘密の内容を示す名称が幅広で、具体性を欠く記述となっていることから、どのような内容の文書が該当し、特定秘密として管理されているのか、外部からは容易に窺い知れないと認められた。そのため、かねてから調査を進めており、平成 27 年年次報告書において、具体的にどのような内容の文書が含まれているかがある程度想起されるような記述となるように早急に改めるよう意見を付したのを始め、特定秘密の提示についても、平成 27 年及び平成 28 年年次報告書において、今後の調査方針として掲げてきた。

こうした経緯を経て、平成 30 年 1 月 26 日、安全保障に関して外務省が保有する特定秘密の提示を受けたが、提示された情報は、外務省が保有する特定秘密のうち２件の特定行政文書ファイルとごく一部にとどまったため、特定秘密の指定範囲について当審査会として見識を深めることはできたものの妥当性を検証するまでには至らなかった。

外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的でないものについては、当該特定秘密の指定範囲が適正か検証するため、当審査会が当該特定秘密の提示を求めた際は、当審査会が非公開で行われ、秘密保全のための保護措置を講じていることからも、当審査会の求めに応じ、提示が可能な全て

の情報を提示し、当審査会による調査に資するよう対応すべきである。

１(6)イについて

外務省が指定する、安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密については、対象となる事態などから当該外国の国名等の推測が可能な場合に、これらを秘匿することに対し、かねてから当審査会での調査において疑義が呈されていた。これに対し外務省は、当該外国の国名等を明らかにすれば同国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとして、国名や国数を明らかにしてこなかった。

他方で、我が国政府は、かねてから朝鮮半島有事については対応の方策を検討している旨を表明しており、平成 29 年４月には、韓国と領事レベルで意思疎通を行っていることを認めるとともに、米国をはじめとする関係国と連携しながら対応していきたい旨を外務大臣が答弁した[9]。こうした事実を踏まえ、当審査会において、邦人退避についての関係国との協力の方針に関する特定秘密の指定書における対象情報中の「関係国」の記載を上記国会答弁の内容と同趣旨に改めることなどが指摘されたが、「関係国」との信頼関係を毀損するおそれがあることなどを理由に、「関係国」に係る説明が十分になされなかった。

外務省が、協議や協力の相手国を明らかにできない理由として挙げる同国との信頼関係を毀損するおそれについては理解できる面もあるが、非公開で開会されている審査会において特定秘密そのものではないと思われる関連事項までも答弁を差し控えるとすることは、他の委員会と当審査会とでは質疑の主旨が異なるということを考慮しても、当審査会への対応として適当ではないと言わざるを得ない。

外務省が指定する、安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密については、他の公開で行われる委員会等での答弁の内容を踏まえ、関係国について可能な限り具体的に説明すべきである。

１(6)ウについて

経済産業省の指定する４件の特定秘密に関し、平成 28 年年次報告書の審査会意見において、資源エネルギー関係の情報については資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有することの検討を求めていた。これに対し、経済産業省は、エネルギー関連だけでなく、災害に関する情報といった資源エネルギー庁と関係のない情報を同庁が管理する責任を負うことが適当ではないと判断したと説明した。しかしながら、当審査会が審査会意見として求めたのは、資源エネルギー関係の情報については経済産業省ではなく資源エネルギー庁が指定することであり、エネルギーに関連しないものを同庁が指定すべきとの趣旨ではない。経済産業省においては、指定している特定秘密のうち、資源エネル

[9] 平成 29 年４月 21 日、衆議院外務委員会

ギー関係の情報を一部解除し、資源エネルギー庁が指定するよう、再検討を求めるものである。なお、現在、廃棄協議中の経済産業省の指定する特定秘密のうちの一部は、廃棄協議が整い特定秘密文書が廃棄された後においては、資源エネルギー庁の職員の知識（頭の中）としてのみ存在する可能性があり、その場合、経済産業省が他庁の職員の頭の中の特定秘密を管理することが大変困難となるであろうことは指摘しておきたい。

1 (7) について

当審査会が平成 27 年及び平成 28 年年次報告書で表明した審査会意見において指摘した事項につき、政府においてはいまだ対応が十分ではないものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めることが必要である。

３　平成 28 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況

当審査会は、平成 28 年年次報告書において、政府の特定秘密の実施状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見」（審査会意見）として記載し、政府に真摯に対応することを求めた。

(1) 所見

平成 28 年年次報告書で記載した審査会意見で表明した事項については、十分に措置が講じられている事項が認められる一方で、いまだ指摘事項に対し、十分な措置が講じられていない事項がある。対応が講じられていないものの中には、対応に時間を要する事項や、更に検討を要する事項も存在しているが、政府に対し引き続き適切な対応を求める。

なお、本審査会は、その対応状況について今後も政府にその説明を求め、調査を行っていくものである。

(2) 説明聴取の概要

当審査会は、関係行政機関から、平成 28 年の審査会意見に基づき、特定秘密保護制度の運用について講じた措置又は講ずる予定の措置について説明を聴取した。その概要は、以下のとおりである。

【意見(1)】行政文書不存在関係

①行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。

②具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年１回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと。

③特定秘密保護法の逐条解説に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。

④行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。

○ 意見(1)

意見(1)は、当審査会の調査により行政文書が不存在となっている特定秘密の存在が多数明らかになったことから、その指定等について厳格な取扱いを求めたものである。

この行政文書が不存在の特定秘密問題については、後述の「第３　３　特定課題」において詳しく取り上げたところである。

【意見(2)】作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

① 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。

② 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。

③ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成 26 年に」と記述を改めること。

ア　意見(2)①

特定秘密保護法上、特定秘密の指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合には、その理由を示し、内閣の承認を得ることが求められているが、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密として保有する場合には、そのような手続を要しない。そのため意見(2)①は、作成から 30 年を超える特定秘密文書について、特定秘密の指定の延長と同様に厳格な手続を課す措置を検討することを求めたものである。

この作成から 30 年を超える特定秘密文書関係については、後述の「第３　３　特定課題」において詳しく取り上げたところである。

イ　意見(2)②

意見(2)②は、複製物などの保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄が既に行われていることを踏まえ、特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数、文書等の名称及び廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明することを求めるものである。

この特定秘密文書廃棄問題については、後述の「第３　３　特定課題」において詳しく取り上げたところである。

ウ　意見(2)③

意見(2)③は、特定秘密保護法施行に伴う当初の指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載しているにもかかわらず、平成 26 年より前の特定秘密を保有していないケースがあることが判明したことから、これを実態と合わせ「平成 26 年に」と改めるべきとする意見である。

上記意見について、内閣情報調査室から、各省庁へ照会した結果、内閣官房、警察庁及び外務省において、該当する特定秘密があることが判明した。内閣官房の１件[10]、警察庁の１件[11]及び外務省の１件[12]について指定書

---

[10]　当該特定秘密は「官－49」である。
識別番号「官－49」は整理番号「02g－201412－046－2ニ－021」のことである。その概要は「平成 26 年中に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が同室の人的情報源若しくはその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報」である。

[11]　当該特定秘密は「警－15」である。
識別番号「警－15」は整理番号「19－201412－015－4ロa－002」のことである。その概要は「平成 26 年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムを除く。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報」である。

等における記述を修正したとの報告があった。

【意見(3)】政府における指定理由に係る定期点検、内部監査関係

① 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。

② 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。

③ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。

ア　意見(3)①

運用基準等においては、指定行政機関の長は特定秘密の指定理由の定期点検や特定秘密の保護状況の検査等を行うこととされている。それが適正に行われることを担保するため、どのようなことが定期点検等で発見され、それに対してどのような是正措置が講じられたかについての外部による実施状況のチェックが必要であると考えられる。そのため意見(3)①では、内閣情報調査室において、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項を把握し、当審査会に報告するとともに、公表することを求めた。

上記意見について、内閣情報調査室は、特定秘密を指定あるいは特定秘密文書を保有している 18 行政機関において、特定秘密保護規程に基づき保護措置を講じており、そのうち５行政機関において、特定秘密文書等の事務的な記載の不備に係る是正が行われた旨説明した。また、各行政機関における特定秘密の保護状況及び指定の理由の点検について、是正された事項については、その概要を国会報告に記載するなど公表を検討するとの認識を示した[13]。

---

[12] 当該特定秘密は「外－12」である。
識別番号「外－12」は整理番号「11－201412－0012－２ハb －0002」のことである。その概要は「平成 26 年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)」である。

[13] 平成 29 年 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会

イ　意見(3)②

意見(3)②は、①と同様の理由により、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容を取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載することを求めるものである。

上記意見について、内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の各行政機関における実施状況についても、国会報告に掲載することを検討する旨の認識を示した[14]。

ウ　意見(3)③

特定秘密の指定解除は重大な事象であるにもかかわらず、内閣情報調査室による周知が不十分であると考えられることから、意見(3)③は内閣情報調査室に対して、各行政機関の指定解除の動向についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表することを求めた。

上記意見について、内閣情報調査室は、指定解除についての情報は今後とも適切に審査会に報告し、公表する旨の認識を示した[15]。

【意見(4)】独立公文書管理監関係

① 独立公文書管理監は、行政機関の長等に対し是正の求め等を行った場合は、各行政機関が講じた措置を含め当審査会に速やかに報告し、公表するとともに、適切なフォーローアップを行うこと。

② 特定秘密文書等管理簿をチェックするための方針を定め、当審査会に報告するとともに、それに基づいた検証・監察の結果についても報告すること。

③ 歴史公文書に該当しない特定秘密文書の廃棄について徹底した検証を行うこと。

④ 内閣総理大臣報告[16]後速やかに当審査会に検証・監察の基礎的資料等を示すなど、その内容を詳細に説明すること。

ア　意見(4)①

独立公文書管理監は平成 28 年８月９日付で、防衛大臣、内閣保全監視委員会委員長に対し是正の求め等を行ったが、その公表の在り方が不十分であると考える。そこで意見(4)①では、是正の求め等を行った場合には

[14] 平成 29 年６月５日及び 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会

[15] 平成 29 年６月５日及び 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会

[16] 特定秘密の運用基準に基づき、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年１回、内閣総理大臣に報告することとされている。なお、本報告書においては、当該報告を「独立公文書管理監報告」と記載している。

各行政機関が講じた措置を含め当審査会に速やかに報告し、公表するとともに、適切なフォーローアップを行うことを求めた。

上記意見について、独立公文書管理監は、是正の求め等を行った場合の審査会への報告、公表について、審査会に対しては、是正の求め等社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階あるいは行政機関がこれに応じて措置を講じた段階で随時報告する、また必要に応じて、行政機関が講じた措置を確認することを検討するなど、誠実に対応したいと考えているとの認識を示した[17]。

イ　意見(4)②

独立公文書管理監に対しては平成 27 年年次報告書における審査会意見として、「特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること」を求めている。独立公文書管理監においては、特定秘密文書等を直接確認することができる権限がある以上、特定秘密文書等管理簿にどのような記載がなされ、どのような特定秘密文書の管理がなされているか確認する必要があると考えられることから、意見(4)②においては、特定秘密文書等管理簿をチェックするための方針を定め、当審査会に報告するとともに、それに基づいた検証・監察の結果についても報告することを求めた。

上記意見について、独立公文書管理監は、かねてから実地調査の際に特定秘密文書等管理簿の内容を確認してきたところであるが、独立公文書管理監の検証・監察は、法令や運用基準に定められた既存のルールに基づいて、事後的チェックとして行うものであり、名称の付し方に関する既存のルールがない以上、文書等の名称についての検証・監察はできず、また、検証・監察のために新規にルールを制定するか否かについても、権限がないことから答える立場にないとの認識を示した[18]。

ウ　意見(4)③

平成 27 年年次報告書における審査会意見において、特定秘密の指定期間「以前の保存期間を設定する場合や特定秘密指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、独立公文書管理監に合理的な説明

[17] 平成 29 年 6 月 5 日及び 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会
[18] 平成 29 年 6 月 5 日及び 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会

を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に報告することとする制度を構築するよう検討すること」としていたが、独立公文書管理監からは１年以上の保存期間が設定された行政文書ファイル等に限った答弁があった。当該意見の趣旨は、特定秘密文書が廃棄される全ての場面において徹底した検証を行うことが必要であるとの考えに基づくものであることから、意見(4)③は、歴史公文書に該当しない特定秘密文書の廃棄について徹底した検証を行うよう求めたものである。

上記意見について、独立公文書管理監は、運用基準においては、独立公文書管理監が検証・監察するのは特定行政文書ファイル等の管理とされており、公文書管理法上、行政文書ファイル管理簿に記載することとされていない保存期間１年未満の文書の管理については、検証・監察の対象とはされていないとの認識を示した[19]。

エ　意見(4)④

意見(4)④は、審査会と独立公文書管理監との連携をより深めるために、独立公文書管理監の報告後、速やかに当審査会に検証・監察の基礎的資料等を示すなど、その内容を詳細に説明することを求めるものである。

上記意見について、独立公文書管理監は、平成 29 年６月５日の審査会において詳細に説明を行ったが、今後とも求めがあれば、審査会の場においてできる限り詳細に報告したいとの認識を示した[20]。

【意見(5)】特定秘密の指定の在り方関係

① 経済産業省が指定する４件の特定秘密は、いずれも資源エネルギー庁のみが政策上必要とする情報とも考えられることから、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう検討すること。

② 特定秘密文書が各行政機関においてどのように共有され、提供されるか、その流れを当審査会に明らかにし、指定された特定秘密ごとの文書等の件数一覧に記載するとともに、当審査会に説明すること。

ア　意見(5)①

平成 28 年 11 月 30 日、当審査会は経済産業省の特定秘密の提示を受けたが、当該特定秘密については、従来エネルギー政策に関わるものが主であるとの説明を受けており、資源エネルギー庁が政策上必要とする情報を

[19] 平成 29 年６月５日及び 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会
[20] 平成 29 年６月５日及び 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会

経済産業省が指定し、保有するとの取扱いについては納得できる合理的理由が認められなかった。そこで意見(5)①は、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう検討を求めたものである。

上記意見を踏まえ、経済産業省からは、当該特定秘密の指定・保有を製造産業局が行うか、資源エネルギー庁が行うか検討した結果、①当該特定秘密の情報の大半がエネルギー関連であることは事実であるものの、当該特定秘密には洪水など災害のようなエネルギー関連ではない画像も含まれており、今後資源エネルギー庁以外の部署にも政策上必要があれば閲覧をさせることが想定されること、②製造産業局は、これまで特定秘密の保有・管理に必要な施設等を整えた上で、内閣官房から直接的に特定秘密の提供を受けてきたことから、製造産業局が引き続き当該特定秘密の指定・保有を行うことが妥当であるとの結論に至ったと説明した[21]。

イ　意見(5)②

ある行政機関が作成、取得した特定秘密文書等が他の行政機関との間でどのように共有され、提供されるかについて、当審査会に分かりやすい説明がなされている状況にないことから、意見(5)②は、指定された特定秘密ごとの文書等の件数一覧に情報提供元行政機関名を明らかにした上で特定秘密文書の共有、提供の状況を記載するとともに、当審査会に説明することを求めたものである。

上記意見について、内閣情報調査室は、審査会事務局からの資料提出依頼に応じて、特定秘密ごとの文書等の件数を記載した資料を提出した旨説明した。また、平成 28 年 12 月末時点で約 11 万件の特定秘密文書が行政機関間で提供されており、その 96%は情報収集衛星関連である旨説明があった[22]。

また、各行政機関より、他の行政機関から提供を受けた特定秘密文書の件数等についての資料の提供を受けたところであり、平成 30 年 1 月 31 日には、内閣情報調査室より、他の行政機関から提供された特定秘密文書の保有件数に関する資料の提供を受けた。

【意見(6)】国会報告及び情報監視審査会における政府の説明関係

① 情報監視審査会が、年次報告書で表明した意見については、その対応方針及び状況を国会報告に速やかに反映させ、担当大臣から当審査会への説明の機会において説明すること。

---

[21] 平成 29 年 12 月 4 日、衆議院情報監視審査会

[22] 平成 29 年 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会

② 情報監視審査会が、平成 27 年年次報告書で表明した意見について、政府においては未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。

ア　意見(6)①

年次報告書の審査会意見に対する政府の対応方針及び状況については、当審査会において聴取を行った部分があるものの、平成 28 年年次報告書の中での記載にとどまっていたことなどから、意見(6)①は、年次報告書で表明した意見への対応方針等について国会報告に速やかに反映させることと、担当大臣から当審査会への説明を求めた。

上記意見について、金田国務大臣及び内閣情報調査室から、年次報告書の意見の対応方針や状況について国会報告に可能な限り記載している旨、説明がなされた[23]。また、審査会への説明については、平成 29 年５月に金田国務大臣から、同年６月及び 11 月には内閣情報調査室の内閣官房審議官から、対応方針について審査会に説明しており、今後とも丁寧な説明に努めていく旨の説明がなされた[24]。

なお、上記意見に関連して、平成 28 年年次報告書における審査会意見の対応措置を平成 29 年の国会報告の脚注に記載したことの是非を問われ、内閣情報調査室は、平成 29 年の国会報告の対象期間が平成 28 年中であるため脚注で触れたが、平成 30 年の国会報告においては、本文に記載するとの認識を示した[25]。

イ　意見(6)②

当審査会が平成 27 年年次報告書で表明した審査会意見について、未だ対応が不十分なものがあることから、意見(6)②は、引き続き改善等の取組に努めるよう求めたものである。

上記意見について、内閣情報調査室は、引き続き検討を進めていくとの認識が示された[26]。しかし、審査会意見で求めている、特定秘密の内容を示す名称の付け方に関する統一方針の策定や、指定管理簿及び指定書の積極的な公開等の検討状況につき、審議時間の不足もあり具体的な説明はなかった。

---

[23] 平成 29 年５月 31 日及び６月５日、衆議院情報監視審査会
[24] 平成 29 年５月 31 日、６月５日及び 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会
[25] 平成 29 年６月５日、衆議院情報監視審査会
[26] 平成 29 年６月５日及び 11 月 14 日、衆議院情報監視審査会

○平成 28 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況（総括表）

【意見(1)】行政文書不存在関係 ①行政文書が不存在の特定秘密（物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。）については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。 ②具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年１回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと。 ③特定秘密保護法の逐条解説に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。 ④行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。
［特定秘密保護法を所管する内閣情報調査室の説明］ 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」（内閣官房内閣情報調査室次長発、平成 29 年 11 月８日）と題する事務連絡を作成し、特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関に対し通知した。
［その他行政機関の対応状況］ **内閣官房（内閣情報調査室関連）**：内閣情報調査室における指定ごとの特定秘密文書件数がゼロ件であるものにつき、２種類ある。１つ目は、１件の文書に複数の特定秘密が記録されている場合に、重複計上を避けるため、代表的な指定を選定して計上している。その結果、文書件数がゼロ件となっているものがある。２つ目は、あらかじめ特定秘密として指定を行った［不開示情報］であり、平成 29 年中に文書が出現している。 **法　務　省**：当省においては内閣情報調査室次長通知に沿った指定等の取扱いを行うよう省内に通知しているところである。なお、当省においては、本件通知発出前を含め、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定したことはない。

公安調査庁：	平成 28 年に行われた審査会の中での指摘を踏まえて、より適正な情報の管理を行うべく、平成 29 年１月に、全ての［不開示情報］について文書を作成した。
外　務　省：	［不開示情報］については、情報監視審査会の意見を踏まえ、当該文書を外務省として保有することとし、平成 29 年２月に［不開示情報］した。 　また、保護すべき情報が出現することを見込んで特定秘密に指定したが、指定から２年以上経過しても情報が出現しなかった３件の特定秘密について、平成 29 年３月に指定を解除した。
海上保安庁：	内閣情報調査室から事務連絡が発出されており、海上保安庁としてもこれにのっとって適切に特定秘密の指定等を行う。
防　衛　省：	特定秘密に当たる情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断することなどの対応を適切に行う。 　なお、審査会からの指摘を踏まえ、平成 29 年３月に、防衛政策局担当の特定秘密５件の指定を解除した[27]。
防衛装備庁：	［不開示情報］がこれに該当する。これは、特定秘密を取り扱う態勢を整備するということを前提に開始したもので、取り扱う見込みがないと判断された場合、速やかに解除の手続を行うこととしている。今般発出された内閣情報調査室次長名の事務連絡に基づき、厳格かつ適切な管理に努めてまいりたい。

＜まとめ＞

　内閣情報調査室から「行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡が発出され、各省庁においては、同事務連絡に基づき適切な管理を行う旨の認識が示されている。

[27]　防衛政策局担当の５件のほか、整備計画局担当の特定秘密１件の指定を解除しており、計６件の特定秘密の指定解除を行った。

【意見(2)】作成から30年を超える特定秘密文書関係

① 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。

② 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。

③ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成26年に」と記述を改めること。

［特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室の説明］

①について、各省庁に照会をしたところ、警察庁、外務省及び防衛省が、作成から 30 年以上の行政文書を保有していることが判明した。今後とも特定秘密文書の長期にわたる保有については、政府全体でその状況の把握に努め、その上で適正を確保するために何らかの措置が必要かどうか、実務を積み重ねつつ、引き続き検討してまいりたい。

②について、平成 28 年中に廃棄した保存期間１年未満の特定秘密文書について各省庁に照会したところ、全体で 44 万 4,877 件（写しを含む）の保存期間１年未満の特定秘密文書が廃棄されていた。上記の廃棄事例については、（ⅰ）「別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し」、（ⅱ）「別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材」、（ⅲ）「暗号関係」の３つに分類される。

③について、各省庁への照会の結果、内閣官房、警察庁及び外務省において該当する特定秘密が存在し、平成 26 年より前の特定秘密を保有していなかったことが判明した。内閣官房の１件、警察庁の１件及び外務省の１件について指定の一部を解除し、指定書等における「平成 26 年までに」との記述を「平成26年中に」などとした。

［その他行政機関の対応状況］

法　務　省：①について、当省においては該当する特定秘密文書を保有していない。

外　務　省：①について、外務省は作成から 30 年を超える日露平和条約締結交渉に関する行政文書を特定秘密文書として保有している。

③について、１件の特定秘密の「対象情報」を「平成 26 年までに」提供のあった情報としていたものを、「平成 26 年に」提供のあった情報、と改めることとした。

経済産業省： ②について、平成 28 年末までに廃棄した文書はない。なお、内閣官房から提供を受けた３件 87 文書について、３年間の保存期間が満了し、今後利用見込みもないことから、廃棄協議中である。これらは、内閣官房が作成した文書の副本であり、原本は引き続き内閣官房で保存され、保存期間満了後、内閣官房により国立公文書館に移管されるものと承知している。

海上保安庁： ①について、海上保安庁は現在そのような文書を保有していない。

防　衛　省： ①について、30 年を超える長期にわたる特定秘密文書に係る手続等については、内閣情報調査室が中心となって検討が進められているものと承知している。防衛省としては、各自衛隊の活動等への影響を考慮しながらこの検討に協力してまいりたい。

防衛装備庁： ①について、30 年を超える特定秘密文書は、現時点では防衛装備庁で保有していない。今後作成から 30 年を超えて保有する特定秘密文書が生じた場合には、特定秘密保護法の趣旨を踏まえて、内閣情報調査室に相談しながら、適切かつ厳格な管理に努めてまいりたい。

＜まとめ＞

①について、内閣情報調査室より、警察庁、外務省及び防衛省が作成から 30 年以上の行政文書を保有している旨の説明があった。

②について、内閣情報調査室より、廃棄の事例について、類型別・省庁別の数字を示した資料が提出され、説明を聴取した。

③について、内閣情報調査室より、内閣官房、警察庁及び外務省において、指摘に該当する特定秘密が存在していたことから、既に是正を実施している旨の説明があった。

【意見(3)】政府における指定理由に係る定期点検、内部監査関係

① 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。

② 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検

の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。

③ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。

［特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室の説明］

①について、特定秘密を指定している、または特定秘密文書を保有している 18 行政機関にあっては、それぞれの行政機関における特定秘密保護規程に基づき保護措置を講じている。そのうち、５行政機関において、特定秘密文書等の事務的な記載の不備に係る是正が行われた。また、指定理由の点検状況について、特定秘密を指定している 11 行政機関において、全ての特定秘密の指定の理由の点検を行った。さらに、各行政機関における特定秘密の保護状況及び指定の理由の点検について、是正された事項については、その概要を国会報告に記載するなど公表することを検討していく。

②について、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の実施状況について、適切に審査会に報告するとともに、国会報告に掲載することを検討していく。

③について、指定解除についての情報は今後とも適切に審査会に報告し、公表していく。

［その他行政機関の対応状況］

法　務　省： この意見は、内閣情報調査室に対するものと承知している。

防　衛　省： 報告の在り方については内閣情報調査室で検討しているものと承知している。その上で、防衛省においても指定の理由の点検は毎年１回以上行うこととしている。本年(平成 29 年)も、秘匿の必要性をめぐる状況の変化の有無等について点検を行い、これを契機として、一部の特定秘密について、その情報を取り扱わせることができる範囲を見直した。

＜まとめ＞

内閣情報調査室は、指摘された事項について国会報告に掲載することを検討し、指定解除についての情報を適切に当審査会へ報告し、公表する旨の認識を示した。

【意見(4)】独立公文書管理監関係

① 独立公文書管理監は、行政機関の長等に対し是正の求め等を行った場合は、各行政機関が講じた措置を含め当審査会に速やかに報告し、公表するとともに、適切なフォーローアップを行うこと。

② 特定秘密文書等管理簿をチェックするための方針を定め、当審査会に報告するとともに、それに基づいた検証・監察の結果についても報告すること。

③ 歴史公文書に該当しない特定秘密文書の廃棄について徹底した検証を行うこと。

④ 内閣総理大臣報告（独立公文書管理監報告）後速やかに当審査会に検証・監察の基礎的資料等を示すなど、その内容を詳細に説明すること。

［独立公文書管理監の説明］

①について、審査会に対しては、是正の求め等社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階あるいは行政機関がこれに応じて措置を講じた段階で随時報告をする、また必要に応じて、行政機関が講じた措置を確認することを検討するなど、誠実に対応してまいりたい。

②について、かねてから実地調査の際に特定秘密文書等管理簿の内容を確認してきたところである。文書等の名称についての検証・監察については、独立公文書管理監の検証・監察は、法令や運用基準に定められた既存のルールに基づいてコンプライアンスの観点から事後的チェックとして行うもので、名称の付し方に関する既存のルールがない以上、検証・監察はできない。また、検証・監察のために新規にルールを制定するか否かについて、独立公文書管理監にその権限はなく、お答えする立場にない。

③について、運用基準においては、独立公文書管理監が検証・監察するのは行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの、すなわち特定行政文書ファイル等の管理とされており、公文書管理法上行政文書ファイル管理簿に記載することとされていない保存期間が１年未満の文書の管理については、検証や監察の対象とはされていない。

④について、平成 29 年６月５日に詳細な説明を行った。今後とも求めがあれば、審査会の場においてできる限り詳細に報告してまいりたい。

＜まとめ＞

独立公文書管理監からは、是正の求め等を行った場合の審査会への報告、公表については誠実に対応してまいりたいと考えている旨の説明があった。

また独立公文書管理監報告についての本審査会への説明についても、引き続き詳細に報告する旨の発言があった。

一方、独立公文書管理監の検証・監察について、運用基準にない内容の検証・監察を行うことや、新規にルールを制定することについては権限外との認識が示された。

【意見(5)】特定秘密の指定の在り方関係

① 経済産業省が指定する４件の特定秘密は、いずれも資源エネルギー庁のみが政策上必要とする情報とも考えられることから、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう検討すること。

② 特定秘密文書が各行政機関においてどのように共有され、提供されるか、その流れを当審査会に明らかにし、指定された特定秘密ごとの文書等の件数一覧に記載するとともに、当審査会に説明すること。

[特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室の説明]

①について、経済産業省本省において必要とする情報であることについて、別途経済産業省から説明があるものと考える。

②について、審査会からの資料提出依頼に応じて、特定秘密ごとの文書等の件数を記載した資料及び「他の行政機関から提供された特定秘密を記録する行政文書の保有件数（平成 28 年末時点)」を提出した。また、平成 28 年 12 月末時点で約 11 万件の特定秘密文書が行政機関間で提供されており、その 96%は情報収集衛星関連である。

[経済産業省の説明]

①については、当該特定秘密には洪水の状況などの災害に関する画像も含まれており、今後資源エネルギー庁以外の部署にも、政策上必要があれば閲覧させることも想定される。また、こうした関係部署がまたがる内容を含む特定秘密については、省内で一元的に保有、管理し、その主体が特定秘密の指定、解除の判断も行うことが適切である。

その上で、経済産業省の所掌にかかわる宇宙の利用に関する事務の総轄を担う製造産業局が行うか、エネルギー関係の文書が多いことを理由に資源エネルギー庁が行うかを検討した結果、執務室とは隔離された厳重に施錠された部屋と、その中に設置された文書を保管するセキュリティー設備など、情報の管理、保全に必要な施設などを整えた上で、内閣官房から直接特定秘密の提供を受けてきた製造産業局が妥当であるとの結論に至った。

②について、経済産業省が保有する 120 文書中 18 件が、他の行政機関から提供を受けたが、専ら他の行政機関の指定に係る行政文書である。また平成 27 年以降は、経済産業省独自に指定した特定秘密は存在せず、内閣官房が指定した特定秘密文書の提供を受けているのみである。

［その他行政機関の対応状況］

警　察　庁：　他の行政機関から提供を受けたものは、ほとんどが［不開示情報］関連である。

法　務　省：　当省で保有しているのは、いずれも特定秘密の指定時から当省において保有している文書である。

海上保安庁：　海上保安庁が保有する「他の行政機関から提供を受けたが、専ら他の行政機関の指定に係る行政文書」の提供元は全て内閣官房で、そのうち約 89%が内閣情報調査室から得た情報収集衛星関係である。

＜まとめ＞

①について、経済産業省からは、審査会意見を受け検討を行ったものの、当該特定秘密の指定・保有は製造産業局が行うことが妥当である旨の説明があった。

また、②については、各関係行政機関から資料が提出され、それぞれ説明を聴取した。

【意見(6)】国会報告及び情報監視審査会における政府の説明関係

① 情報監視審査会が、年次報告書で表明した意見については、その対応方針及び状況を国会報告に速やかに反映させ、担当大臣から当審査会への説明の機会において説明すること。

② 情報監視審査会が、平成 27 年年次報告書で表明した意見について、政府においては未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。

［特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室からの説明］

① にいう平成 28 年年次報告書における意見については、本年（平成 29 年）の国会報告において記載しているとおり、これを重く受け止め、対応方針について真摯に検討し、審査会に対し説明することとしている。平成 29 年５月には金田国務大臣から、同年６月及び 11 月には内閣情報調査室の内閣官房審議官から、対応方針について説明をさせていただいており、今後とも丁寧に説明させていただく。

②について、引き続き検討を進めていく。

［その他行政機関の対応状況］ **法　務　省**：　意見を重く受け止め、対応方針について真摯に検討し、審査会に対して丁寧な説明を行うよう努めるというのが現時点での統一的な考え方であるものと承知している。
＜まとめ＞ 制度を所管する内閣情報調査室からは、審査会意見について真摯に検討し、審査会に対して丁寧に説明したいとの認識が示された。また平成 27 年年次報告書の審査会意見に対する対応については、引き続き検討を進めていく旨の発言があった。

※ なお、審査会意見全般に対し、総務省より、内閣情報調査室とも連携して対応していくとの説明があった。

4　情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項

平成 28 年審査会意見への対処以外の事項において、審査会における各委員からの指摘等により政府において措置を講じた事項について下記に取りまとめた。

審査会における指摘事項	政府において措置を講じた事項
①平成 27 年審査会意見(1) 特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）は、特定秘密として取り扱われる文書等の範囲が限定され、かつ、具体的にどのような内容の文書が含まれているかがある程度想起されるような記述となるように、政府として総点検を行い、早急に改めること。	［回答］警察庁 ○審査会意見を踏まえ、海外との連絡に用いる暗号に関する情報について記載事項を変更した。 ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］ ［回答］外務省 ○当審査会の平成 27 年年次報告書の意見を踏まえ、平成 28 年中に５件の特定秘密について指定書の修正を行った。このうち１件は、当審査会における別途の指摘を踏まえ、平成 29 年中にも修正を行った[28]。 ［平成 29 年 11 月 22 日審査会］ なお、修正事項の概要を、別表に取りまとめた。
②平成 27 年審査会意見(3) 「特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮」すること。	［回答］海上保安庁 ○御指摘を踏まえ、特定秘密文書等の保存期間が当該特定秘密の指定期間よりも短かったものについては、保存期間を延長して指定期間に合わせた。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］
③平成 29 年４月、特定秘密文書の廃棄に向けた手続が進められている旨の	［回答］独立公文書管理監 ○これまでもお求めに応じて、私ども

[28]　外－12 については、平成 29 年３月にも修正を行った（「３　平成 28 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況」参照）

報道があったが、事前に当審査会への通知がなかったことから、特定秘密文書の廃棄に関する資料の提出要求を行うとともに、各行政機関に加え、独立公文書管理監より説明を聴取し、質疑を行った。	の活動状況等について折々に報告させていただいているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で、随時御報告するなど、誠実に対応したいと考えている。 例えば、今年度については、今般このような追加質問をいただいたように廃棄について審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して保存期間満了時の措置の検証・監察結果を通知した段階で、個別に委員に説明する機会を設ける方向で対応したいと考えている。また、お求めがあれば、審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたいと考えている。 ［平成 30 年 1 月 31 日審査会］

表　平成 27 年審査会意見を受けた指定書及び指定管理簿の修正

（指定書）

識別番号	項目	変更後	変更前	修正時期
警－18	対象情報	特定有害活動及びテロリズムの防止に活用される海外連絡装置の用に供する暗号の鍵（民生用のものを除く。）	海外との連絡の用に供する暗号の鍵（民生用のものを除く。）	平成 28 年 12 月 28 日
外－５	対象情報	…我が国に提供された軍事情報等のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。	…我が国に提供された軍事情報等（ただし、これらの情報については、公になっていないものであり、その漏えいが我が国の安全保障に著しい影響を与える事態が生じるおそれがあるものに限る。）。	平成 28 年 12 月 28 日
外－６	対象情報	…その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗	公になっていないものであり、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与	

		措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る。)。	える事態が生じるおそれがあるものに限る。)。	
外－７	対象情報	…対抗措置が講じられ、あるいは、我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、じ後の情報収集に著しい支障を来たすおそれがあるもの。	…対抗措置が講じられ、じ後の情報収集に著しい支障を来たすおそれがあるもの（ただし、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。)。	
外－12 外－36	対象情報 指定の理由	…ものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報…	…ものとして提供のあった情報…	

（指定管理簿）

識別番号	項目	変更後	変更前	修正時期
警－18	指定に係る特定秘密の概要	特定有害活動及びテロリズムの防止に活用される海外連絡装置の用に供する暗号の鍵（民生用のものを除く。）	海外との連絡の用に供する暗号の鍵（民生用のものを除く。）	平成 28 年 12 月 28 日
外－５	指定に係る特定秘密の概要	…我が国に提供された軍事情報等のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。	…我が国に提供された軍事情報等（ただし、これらの情報については、公になっていないものであり、その漏えいが我が国の安全保障に著しい影響を与える事態が生じるおそれがあるものに限る。)。	平成 28 年 12 月 28 日
外－６	指定に係る特定秘密の概要	…その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る。)。	公になっていないものであり、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものに限る。)。	

外－７	指定に係る特定秘密の概要	…対抗措置が講じられ、あるいは、我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、じ後の情報収集に著しい支障を来たすおそれがあるもの。	…対抗措置が講じられ、じ後の情報収集に著しい支障を来たすおそれがあるもの（ただし、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。）。	
外－12 外－36	指定に係る特定秘密の概要	…ものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報…	…ものとして提供のあった情報…	

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

５　今後の調査方針及び課題

本年次報告書の対象期間中、当審査会は、特定秘密の実施状況について、①本来国民に開示されるべき情報が省庁による恣意的な運用により特定秘密に指定され、隠蔽されていないか、②本来、特定秘密に指定すべき情報を極秘や秘に指定するなど省庁が適切に指定を行っていない場合があるのではないか、の主に２つの観点から調査を進めた。

具体的には、必要な資料の提供を求めたうえで、関係行政機関に対し調査を進めた結果、省庁共通の関心事項として指摘してきた特定秘密文書廃棄問題の実態・課題が明らかとなったほか、前回の年次報告書において特定課題として取り上げた特定秘密が記録された行政文書不存在問題及び作成から 30 年を超える特定秘密文書に係る従来からの指摘事項についても、改めて課題が浮き彫りとなったところである。調査を進める中で得られた様々な問題点や課題のうち、未解決の事項については、引き続き調査を続行する必要がある。特に、特定秘密文書の廃棄に係る問題については、今後も当審査会における主要な課題の一つとして、継続して調査して参りたい。

また、平成 30 年１月に、廃棄を予定する特定秘密文書について提示を受け調査を行ったところ、同文書が廃棄された場合に知得者の知識（頭の中）のみに特定秘密が残るという課題が表出したため、今後、文書の保存期間と特定秘密の指定期間との整合性の問題に加え、特定秘密文書の廃棄に係る指定解除の在り方についても、調査を進めていく必要がある。

独立公文書管理監においても、検証・監察を具体的にどのように行っているかを調査するため、特定の事例について詳細に説明を聴取するなどにより、ケーススタディを行う必要がある。

個別省庁の課題については、外務省における指定の適正性を判断するため、従来から特定秘密の提示を求めてきたところ、安全保障に関する外務省の特定秘密の提示を受けることができた。同省に対し、特定秘密文書の提示を求め調査を継続して行う必要がある。

加えて、国家安全保障会議の４大臣会合における議論についての情報開示の在り方や経済産業省と資源エネルギー庁との特定秘密の指定の在り方等についても、引き続き調査を行うとともに、新たに、防衛省における旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況及び廃棄協議中等の特定行政文書ファイルについても、当審査会として調査を行っていく。

上記を踏まえ、今後の調査については、以下の調査方針（工程表）に基づき引き続き実施を継続し、必要に応じて随時特定秘密の提出・提示を求めるなど、一層の深化、具体化を図ることとする。また、通常の調査とは別に特定課題についても、海外の事例などを参考とし、引き続き検討を進める。

今後の調査方針（工程表）

平成30年　3月 ― 12月

全体の動き

■政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑
①特定秘密指定管理簿の受領、②指定書等補足資料受領、
③特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数（保存期間で区別）、その名称及び廃棄理由/指定解除に係る情報/複数の特定秘密が記載された文書の明示
④審査会意見に対する対応

特定秘密を含む不開示情報の提出・提示

■内閣衛星情報センター視察
■作成から30年を超える特定秘密文書の取扱い
■外務省等特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て等）（継続）
■廃棄協議中等の特定行政文書ファイルについて検証

独立公文書管理監

■独立公文書管理監報告
独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表

■報告について
説明聴取・質疑

■定期的な活動状況報告及び質疑
※廃棄とする措置を妥当と認めた際に速やかに報告

■独立公文書管理監における検証・監察の在り方
（ケーススタディの実施）

適性評価

■政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑

年次報告書の作成

■報告書決議

⇒■有識者等からのレビュー
（参考人質疑）

■随時報告書について議論

⇒■次年度報告書へ反映

主な課題

■個別省庁
・ 国家安全保障会議（NSC）　－ ４大臣会合における議論についての情報開示の在り方（継続）
・ 経済産業省　－ 資源エネルギー庁との特定秘密の指定の在り方（継続）
・ 防衛省　－ 旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書状況の確認
■省庁共通の関心事項のさらなる深掘り
－ 文書の保存期間と特定秘密の指定期間／特定秘密文書の廃棄
－ 各行政機関内部における検査の充実（内容の実質化）
■特定課題について議論

※上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。

第２　調査及び審査の経過

１　調査 ･････････････････････････････････ 44

２　審査 ･････････････････････････････････ 49

第２　調査及び審査の経過

１　調査

本年次報告書が対象とする期間（平成 29 年２月１日～平成 30 年１月 31 日）中、審査会を 12 回開催した（平成 29 年３月６日及び 11 月２日の審査会を除く）。

平成 29 年３月 29 日、平成 28 年年次報告書を協議・決定し、同日、大島議長に対し提出した。また、同年５月 15 日には、同報告書について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

内閣から受領した「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）について、同年５月 31 日に説明を聴取したほか、関係行政機関から説明聴取及び質疑を行った。

その主な経過は以下のとおりである。

国会回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十三回国会	平成 29.3.29 (第3回)	平成 28 年年次報告書について、協議決定した。 （委員外出席者） 議　長　　大島　理森君 副議長　　川端　達夫君 審査会後、会長から平成 28 年年次報告書を議長に提出した。
	4. 4	会長は、本会議において、平成 28 年年次報告書についての報告を行った。
	4.27 (第4回)	平成 28 年年次報告書について、参考人から意見を聴取することに、協議決定した。

国会回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十三回国会（つづき）	5.15 (第5回)	平成28年年次報告書について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。 （参考人） 三谷　秀史君 春名　幹男君 三木由希子君
	5.19	国会法第102条の14の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）を受領した。
	5.31 (第6回)	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（国会報告）について金田国務大臣から説明を聴取した。 （委員外出席者） 議　長　　大島　理森君 副議長　　川端　達夫君 国務大臣　金田　勝年君
	6. 5 (第7回)	1　特定秘密の保護に関する制度の運用について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2　特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 （委員外出席者） 内閣府副大臣　盛山　正仁君 （政府参考人） 内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監

国会回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十三回国会 （閉会中）	9. 2 ～ 9. 9	海外派遣（オーストラリア、韓国） 衆議院オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会監視等実情調査議員団 団　長　　額賀福志郎君（自民） 岩屋　　毅君（自民） 平沢　勝栄君（自民） 今津　　寛君（自民）
第百九十四回国会	9.28	第 194 回国会（臨時会）召集 （会期 1 日間、9.28 解散）
	10.22	第 48 回衆議院議員総選挙
第百九十五回国会	11. 1	第 195 回国会（特別会）召集 （会期 39 日間、12.9 まで）
	11.14 (第2回)	1　特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2　内閣官房における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 （委員外出席者） 副議長　　赤松　広隆君 内閣府副大臣　葉梨　康弘君 （政府参考人） 内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監

国会回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十五回国会（つづき）	11.22 (第3回)	1　特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2　国家安全保障会議、内閣官房及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 （政府参考人） 独立公文書管理監、内閣官房及び外務省
	11.30 (第4回)	外務省、警察庁、総務省及び法務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 （政府参考人） 外務省、警察庁、総務省及び法務省
	12. 4 (第5回)	公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 （政府参考人） 公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁
	12. 8 (第6回)	特定秘密提示要求に関する件について、協議決定し、特定秘密の提示を要求する決議を行った。

国会回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第百九十六回国会	平成 30.1.22	第196回国会（常会）召集 （会期150日間、6.20まで）
	1.26 (第1回)	1　外務省における特定秘密の指定及び取扱状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、外務省から、特定秘密の提示を受けた。 2　経済産業省における特定秘密の指定及び取扱状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、経済産業省から、特定秘密の提示を受けた。 3　防衛省における特定秘密の指定及び取扱状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、防衛省から、特定秘密の提示を受けた。 4　防衛装備庁における特定秘密の指定及び取扱状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、防衛装備庁から、特定秘密の提示を受けた。 （政府参考人） 外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁
	1.31 (第2回)	1　特定秘密である情報を記録する行政文書の廃棄について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2　内閣官房における特定秘密である情報を記録する行政文書等の廃棄について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 （政府参考人） 内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課

２　審査

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の申出はなかった。

第３　調査を行った事項

１　制度全体 ･････････････････････････････ 52

２　特定秘密の提出・提示 ･･････････････････ 63

３　特定課題 ･････････････････････････････68

４　その他個別行政機関に関する事項 ････････121

５　適性評価 ･････････････････････････････159

６　参考人からの意見聴取及び質疑 ･････････168

７　調査の方法 ･･････････････････････････177

第３　調査を行った事項

平成 29 年５月 19 日、国会法第 102 条の 14 に基づき、内閣から国会報告及び指定管理簿を受領した。その後、５月 31 日、金田国務大臣から国会報告について説明を聴取した。

調査における第１巡として、特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について内閣情報調査室及び独立公文書管理監から、また、特定秘密文書廃棄問題に関して公文書管理法を所管する公文書管理課から説明を聴取するとともに、政府に対し資料要求を行い、提出された資料に基づき調査対象とした行政機関から、特定秘密ごとにその内容や指定の在り方について審査会で説明を聴取し、質疑を行った。

第１巡の説明及び質疑の後に、さらなる疑問点をただすため、対象行政機関を絞り込み、第２巡として、当該行政機関から事前に通告した項目について説明（回答）を聴取した後、さらに質疑を行い、議論を深めていくという方法で調査を行った。（「７　調査の方法」参照）

１　制度全体

当審査会において、特定秘密保護制度全体に係る事項について、政府から説明を聴取し、質疑を行った。

また、原則として、行政機関ごとに、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

なお、以下の事項については、それぞれ該当する項目において、まとめて記載しているので、そちらを参照されたい。

①平成 28 年年次報告書で明示した審査会意見への対応
　→「第１　３　平成 28 年「政府に対する意見」への対応状況」
②特定課題に関するもの
　→「第３　３　特定課題」
③適性評価に関するもの
　→「第３　５　適性評価」

記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、［不開示情報］と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても不開示情報に抵触するため、報告書の公表に当たり不記載とした部分である。

(1) 金田国務大臣からの報告聴取

平成 29 年 5 月 31 日、金田国務大臣から国会報告の説明を聴取した[1]。

（金田国務大臣からの報告聴取）

(2) 内閣情報調査室からの説明聴取

平成 29 年 6 月 5 日及び 11 月 14 日、政府参考人から特定秘密保護法第 19 条の規定に基づく国会報告の概要等について説明を聴取し、質疑を行った。6 月 5 日の調査には盛山内閣府副大臣が、11 月 14 日の調査には葉梨内閣府副大臣が出席した。その概要は次のとおりである。

ア　国会報告の趣旨、対象期間

国会報告は、特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、有識者の意見を付して国会に報告するとともに公表するものであり、平成 28 年 1 月から 12 月までが対象期間である。

イ　特定秘密の指定及びその解除の状況

平成 28 年中、9 の行政機関において 49 件の特定秘密が指定さ

[1] 参考資料「4　金田国務大臣の報告（平成 29 年 5 月 31 日、衆議院情報監視審査会）」参照

れる一方、３の行政機関において５件の特定秘密の指定が解除され、１件の指定の有効期間が延長された。また、平成 28 年末時点においては、11 の行政機関で 487 件の特定秘密が指定されている。特定秘密が記録された行政文書の保有件数は、政府全体で 32 万 6,183 件である。

ウ　独立公文書管理監への対応

独立公文書管理監により検証・監察が行われた結果、特定秘密の指定等に関して是正の求め等がなされたが、関係行政機関によって必要な措置が講じられた。また、独立公文書管理監から、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見が提出された。

(3) 独立公文書管理監からの説明聴取

平成 29 年６月５日及び 11 月 14 日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告[2]について説明を聴取し、質疑を行った。また、同年 11 月 22 日には、独立公文書管理監から特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について説明を聴取し、質疑を行った。これらの概要は以下のとおりである。

ア　独立公文書管理監報告の報告対象期間

本報告の対象となる活動期間は、第１回報告の終期の翌日である平成 27 年 12 月１日から平成 29 年３月 31 日までの１年４か月とした。次回以降は、年度単位で報告することを予定している。

イ　検証・監察の結果

（特定秘密の指定について）

平成 27 年分と 28 年分の指定が適正に行われているか否か検証・監察を実施した。

検証・監察の過程で、複数の指定において特定秘密に該当する情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが判明したため、平成 28 年４月に内閣保全監視委員会に対し意見を提出し、当該意見に沿って、警察庁１件、外務省２件及び防衛省１件の合計４件の指定が解除された。また、その後、防衛省の１件について、情報が出現する可能性がない旨を認定し、同年８月に是

[2] 報告の概要については、参考資料「６ 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」の概要」参照

正の求めを行い、これを受け、同省において指定の解除が行われた。以上の経緯で指定が解除された５件を除く 105 件の指定については適正と判断した。

さらに、防衛省が平成 26 年に指定した１件に関し、平成 27 年 11 月に、指定に係る情報の範囲を広げる目的で指定書の対象情報の記述を変更したことについて、これを不適正と判断し、平成 28 年８月に是正の求めを行い、これを受け、同省が是正をしている。

（特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除について）

海上保安庁の有効期間の延長１件、外務省の指定の解除４件について、検証・監察を行った結果、いずれも適正と判断した。

（特定秘密の記録とその表示について）

政令で、特定秘密文書には、原則赤字で特定秘密と表示すると定められているが、防衛省において、これを黒字で行っていた文書１件が存在したため、赤色で表示するよう平成 28 年８月に是正を求めた。また、各行政機関が保有する文書について、特定秘密表示の方法が統一されていないことが判明したことから、特定秘密の表示の統一を図る措置を講ずるよう、内閣保全監視委員会に対し意見を述べた。

なお、今後は、効率性の観点から、特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察と同一機会に特定秘密の記録と表示の検証・監察を実施する予定である。

（特定行政文書ファイル等の保存について）

行政機関の長が、特定秘密を指定したときに定めるものとされている特定秘密を適切に保護するための規程（以下「保護規程」という。）及びこれに従って講じられた保護措置について、施設設備の設置、立入り・機器持込みの制限等について確認した結果、検証・監察を行った９の特定秘密を指定し保有する行政機関に係る 11 部署全てについて、保護規程及び保護措置が適正と判断した。

（特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置について（「第３　３　特定課題(1)特定秘密文書廃棄問題」参照））

運用上、特定行政文書ファイル等については、各行政機関の長は、独立公文書管理監の検証・監察において廃棄の措置は妥当との通知を受けた上で内閣総理大臣と協議することになっており、検証・監察は廃棄協議の手順との関係では、その過程における中間的な措置となっている。本来移管すべきファイル等がひとたび廃棄されてしまえば、決して元に戻すことはできないことから、廃棄に係る検証・監察は重要な任務と認識しており、慎重の上に

も慎重を期して行った。平成28年度末までに延長する予定が無く、保存期間満了時の措置が廃棄とされたファイル（防衛省６件、経済産業省３件）について、対象ファイルの保存期間満了時の措置を廃棄と設定した理由、すなわち、歴史公文書等に該当しないと判断した理由について、書面又は口頭で説明の聴取を行い、全ての特定秘密文書の提供を受け、その内容を確認した結果、廃棄が妥当であると認め、両行政機関にその旨の通知を行った。

（定量的指標）

説明聴取、実施調査等の実施回数は 170 回で、その過程で確認した特定秘密を記録する文書等の件数は507件である。

ウ　通報への対応

通報は０件であった。

エ　情報監視審査会からの要求

当審査会から要求のあった資料は全て提出している（「７　調査の方法」参照）。

オ　検証・監察においてチェックするポイント

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準などのルールに従って適正に行われているかどうかを検証・監察するに当たっての具体的な検証・監察事項は、①特定秘密の指定、②文書への記録・表示、③特定行政文書ファイル等の管理の３つである。

①について、特定秘密の指定対象は文書ではなく情報であり、場合によっては、指定時点で情報が出現していなくても、将来出現することを見込んで指定することが認められている。我々は、１つ１つの特定秘密の指定が、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準によるルールに基づいて適正に行われているかを、書面や口頭での説明聴取等により確認している。

②については、特定秘密が記録された文書等の内容が指定された情報の内容と整合しているか、「特定秘密」であるとの表示が適切に行われているかを確認している。

③については、保存期間満了時の措置が廃棄とされ、年度末までに保存期間が満了し、これを延長する予定がない特定行政文書ファイル等について、歴史公文書等に該当しない旨の説明が妥当であるか、書面又は口頭での説明聴取や実地調査を行って確認している。

(4) 主な質疑事項及び意見の概要

ア　内閣府独立公文書管理監・情報保全監察室の業務体制、業務量

①内閣府情報保全監察室の職員の人数を伺いたい。また、各省庁からの出向者は、専従で業務を行っているのか。さらに、超過勤務を行うこともあるのか。

［平成 29 年 11 月 22 日審査会］

②独立公文書管理監の組織は、情報を監察するための民主主義のコストという意味で充実させることが必要だと考えるが、現状では、検証・監察を行うに当たって人員的には足りているか。

［平成 30 年 1 月 31 日審査会］

（答弁概要）〔独立公文書管理監〕

①出向者も含む 20 名で構成されており、いずれも専任で業務に従事している。また、超過勤務は業務上必要な場合に行っている。

②内閣府情報保全監察室は独立公文書管理監を含め 20 名で活動している。必要な検証・監察は行うことができていると判断している。

イ　独立公文書管理監による検証・監察の過程

独立公文書管理監が検証・監察の過程で、どの省庁のどの点に関心を持ったか、また、どのように関心を絞ったかというような点は、今後の当審査会において貴重な情報となるため、これらについての資料を提出していただきたい。

［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔独立公文書管理監〕

御指摘の点については、情報監視審査会からの資料要求の中に挙げられており、どのような形で対応できるか検討したい。

ウ　独立公文書管理監による検証・監察の方法①

① 独立公文書管理監は、どのような観点に基づき、検証・監察の過程で確認した 507 件の特定秘密文書を選定したのか。実地調査を行った指定が重要ということか。明示的に説明願いたい。

②（体系的又は統一的な考え方に基づいてではなく、）必要に応じ特定秘密文書を確認するのであれば、より一層網羅的に文書を確認する必要があるのではないか。改めて 507 件

の選定方法につき説明を求める。

③特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察における特定行政文書ファイル等の選定については、結局のところ各行政機関に選定の裁量が委ねられていると理解してよろしいか。

④各行政機関が文書を選定しているという現状では、独立公文書管理監が自ら文書を確認するところまで行くのは困難であると感じる。

⑤検証・監察の対象となる行政文書ファイル等の選定に当たり、独立公文書管理監は、全体の約２割のファイルを抽出しているが、どのような方法で抽出したのか等、できれば文書で具体的に説明していただきたい。

我々が、独立公文書管理監の業務にいわばお墨付きと信頼を与え、その下で仕事をするという関係になっていくべきだと思うが、507 件の絞り方についての説明は不十分であり、信頼の付与は難しい。各行政機関に対して、どのような手続で、どのようにファイルの抽出や選定を依頼したのか精緻な説明をお願いしたい。

［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔独立公文書管理監〕

① 特定秘密の指定の適否についての検証・監察については、あらかじめ指定のように指定の段階で文書がないことも想定されるため、必ず特定秘密文書を確認しなければならないとは考えておらず、網羅的に確認するという考え方も当初からとっていなかった。

指定の検証・監察において、どのような文書を実地調査で確認するのかについては、体系的又は統一的な考え方があるわけではなく、検証・監察のヒアリングの過程で、その状況に応じ、見ることが参考になると思われた文書を確認している。

② 確認した 507 件というのは絶対数である。507 件の中には、廃棄の検証・監察に当たり、省庁がどのような文書を廃棄するものと考えているのかを知る意味で確認した多くの文書が含まれている。

③ 実地調査については、我々が選定したファイルのうち各行政機関が選定するという２段階をとっている[3]。

[3] 独立公文書管理監報告では、特定行政文書ファイル等の保存の適否についての検証・監察において、独立公文書管理監が約２割の対象ファイルを抽出し、各行政機関が、その内の半数を選定するよう求めたとされている。

④（意見のため答弁なし）

⑤御依頼の点は、（各行政機関の対応ではなく）我々自身がどのように考えて検証・監察を進めてきたかということであると理解した。準備して説明を行いたい。

エ　独立公文書管理監による検証・監察の方法②

⑥独立公文書管理監が検証・監察の対象とした特定秘密の中には、書面では説明を聴取したものの、口頭では説明を聴取していないものもある。また、実地調査の件数が少ないと思われるが、この点についての認識を伺いたい。

⑦実地調査はどのような場合に行っているのか。例えば、書面や口頭では不十分な場合に実地調査を行うのか、それとも、アトランダムに行っているのか。

⑧特定秘密の記録とその表示についての検証・監察では、特定秘密文書に「特定秘密」という表示が適正になされているか否かを確認しているのか、それとも、違法な指定の有無や、特定秘密の指定の３要件に該当しているか否か等、文書の中身を確認しているのか。

［平成 29 年 11 月 22 日審査会］

（答弁概要）〔独立公文書管理監〕

⑥指定での検証・監察の際は、書面での説明聴取、口頭での説明聴取のいずれを実施するかというのは状況次第である。書面が適当な場合もあれば、口頭が適当な場合もある。また、特定秘密の指定についての検証・監察については、基本的には書面及び口頭での説明聴取で検証・監察をなし得るものであり、実地調査は、指定の内容についての知見を深める観点から行っているものであるため比較的件数が少なくなっている。

⑦特定秘密の指定についての検証・監察においては、指定の内容についての理解、認識を深める観点で、実際に文書を確認している。その場合、特定秘密文書が保管されている省庁に出向いて、実地で作業を行っており、これが実地調査に当たる。つまり、知見を深めることが検証・監察に資する場合に特定秘密を確認しているということである。

⑧実地調査で特定秘密文書を確認する際は、対象情報の内容が文書に記載されているかをまず確認し、記載を確認した後に、特定秘密の表示が適正になされているか否かを確認している。

オ　独立公文書管理監による検証・監察に対する調査の在り方関係

①独立公文書管理監が、どのような形で検証・監察を行っているか視察したい旨打診したところ、難しいとの回答を得たが、これは、第三者が立ち会う中で検証・監察を行うことは困難であるということか。

［平成 29 年６月５日審査会］

②確認した特定秘密文書のサンプルを抽出し、その内容を明らかにした上で、検証・監察をどのような観点で行っているかということについて審査会でケーススタディを行ったことはあるか。

③独立公文書管理監の検証・監察をチェックするためには、審査会においてケーススタディを行うことが必要ではないか。

④独立公文書管理監の検証・監察に対する今後の調査の在り方については、委員の指摘も踏まえ、今後、審査会で協議していきたい。

［平成 29 年 11 月 22 日審査会］

（答弁概要）〔独立公文書管理監〕

① ヒアリングは、担当者同士で行うもので、幅広く質問し回答を得る手順となっており、第三者が立ち会うと実効的な検証・監察を進めるという意味で懸念があり、消極的な回答をした。

②少なくとも、検証・監察を実施し、不適正と判断したものに関しては、いかなる理由で判断したかを説明したことがあるが、御指摘のようなかたちでは行ったことはない。

③（意見のため答弁無し）

④（意見のため答弁無し）

カ　特定行政文書ファイル等の移管・廃棄の別を判断する基準についての諸外国の知見

独立公文書管理監報告において、「移管・廃棄の別を判断するに際しては、政策決定の過程が記録されているなど歴史的価値を有しているかどうかが基準にされており、安全保障に関して特定秘密に相当する情報が記録されているかどうかは歴史的価値の判断に影響を与えないとの知見が得られた」との記述があるが、この点について、メモがあれば提供いただきたい。

［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔独立公文書管理監〕

特定秘密に相当するシークレットやトップシークレットと歴史性の関係について、移管・廃棄の別を判断する知見を諸外国より得るため、米、英、仏の公文書管理担当、外交や国防担当などを訪問した。その結果、特定秘密に相当する情報が記録されているか否かは直接影響しないとの知見を得た。資料の提供については検討したい。

キ　特定秘密の指定関係

特定秘密の指定の要件に「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」とあるが、特定秘密の対象にしなければならないものを、安全保障上、特定秘密に指定せずに取り扱うことはないのか。

［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔内閣情報調査室〕

特定秘密保護法においては、指定の３要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとしている。これは義務であり、要件を満たすにもかかわらず特定秘密の指定を行わないことは法の趣旨に反するものである。

ク　国会報告関係

①情報監視審査会の指摘を踏まえ、平成 29 年３月に特定秘密の指定を解除した事例について、国会報告では脚注で触れているが、本文での言及が望ましいのではないか。

②国会報告に関する情報保全諮問会議における有識者からの意見については、いずれ何かしらの対応を行うという理解でよいか。

［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔内閣情報調査室〕

①国会報告の対象期間が平成 28 年１月１日から 12 月 31 日までの間であるため、平成 29 年中に行われた当該措置は、脚注に記載することとした。来年の国会報告においては、本文に記載することとなる。

② 当然、対応を要するものである。

ケ　情報保全監察室提出資料の修正

当審査会の要求に基づき情報保全監察室が提出した資料の「検証・監察の対象とした特定秘密の一覧」に、指定管理簿に記載されている特定秘密の識別番号を付していただきたい。 ［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔独立公文書管理監〕

指定管理簿は我々が作成したものではなく、その識別番号は承知していない。我々は、特定秘密につき、指定の整理番号で整理しており、識別番号は、審査会の報告書で公表されている範囲内では把握している。

2　特定秘密の提出・提示

(1) 特定秘密の提示要求

平成 29 年 12 月 8 日、当審査会は、国会法第 102 条の 15 に基づき、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣及び防衛装備庁長官に対して、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件の調査に関し、外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁における特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行った。

＜決議内容＞

○安全保障に関する外務省の特定秘密

○内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報であって、平成 23 年度から平成 25 年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの。

○情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書ファイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの。

○防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの。

＜経過＞

国会回次	年月日（審査会回次）	提供を受けた特定秘密等
第百九十五回国会	29.12.8（第6回）	国会法第 102 条の 15 に基づき、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣及び防衛装備庁長官に対して、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件の調査に関し、外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁における特定秘密の指定及び取扱状況について特定秘密の提示を要求する決議を行った。

国会回次	年月日（審査会回次）	提供を受けた特定秘密等
第百九十六回国会	30.1.26（第１回）	外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁から、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

(2) 提示を求めた理由

ア　外務省

特定秘密の内容を示す名称が具体的でないため、当該特定秘密の指定範囲が適正か確認する必要があることから提示を求めることとした。

イ　経済産業省及び防衛省

特定秘密が記録された文書の廃棄の観点から、特定秘密文書の保存期間満了時の措置を廃棄とした経済産業省及び防衛省の判断の妥当性、また、当該措置を妥当と認めた独立公文書管理監の判断の妥当性等を調査するため、提示を求めることとした。

ウ　防衛装備庁

特定秘密が記録された文書の廃棄の観点から、特定秘密文書の保存期間満了時の措置を廃棄とした防衛装備庁の判断の妥当性等を調査するため、提示を求めることとした。

(3) 提示された特定秘密の概要

平成 30 年 1 月 26 日、当審査会は、外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁から以下の特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

ア　外務省

(ｱ) 提示を受けた特定秘密

安全保障に関する外務省の特定秘密の一部

(ｲ) 提示を受けた件数

特定行政文書ファイル２件

(ｳ) 提示を受けた資料の概要

［不開示情報］

イ　経済産業省

(ｱ) 提示を受けた特定秘密

識別番号	整理番号	指定の年月日
経－１	14G-201412-001-2 ニ-001	平成 26 年 12 月 26 日
経－２	14G-201412-002-2 ニ-002	平成 26 年 12 月 26 日
経－３	14G-201412-003-2 ニ-003	平成 26 年 12 月 26 日
経－４	14G-201412-004-2 ニ-004	平成 26 年 12 月 26 日

(ｲ) 提示を受けた件数

特定行政文書ファイル３件[4]

(ｳ) 提示を受けた資料の概要

内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（資源エネルギー関係、災害関係等）であって、平成 23 年度から平成 25 年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの

ウ　防衛省

(ｱ) 提示を受けた特定秘密

識別番号	整理番号	指定の年月日
防－52	18-201412-052-1 ロ b-006	平成 26 年 12 月 10 日
防－59	18-201412-059-1 ハ-004	平成 26 年 12 月 10 日

(ｲ) 提示を受けた件数

特定行政文書ファイル６件[5]

[4] 同ファイルに保存される特定秘密を記録する文書 87 件のうち、一部の提示を受けた。
[5] 同ファイルに保存される特定秘密を記録する文書６件のうち、一部の提示を受けた。

(ｳ) 提示を受けた資料の概要

特定秘密保護法施行前の防衛秘密制度下において作成された防衛秘密文書の接受・保管に係る簿冊（帳簿類及び点検簿）であり、その後、特定秘密保護法の施行に伴い、それらに記された防衛秘密は特定秘密に移行したもの

エ　防衛装備庁

(ｱ) 提示を受けた特定秘密

識別番号	整理番号	指定の年月日
防－26	18-201412-026-1 チ a-003	平成 26 年 12 月 10 日
防－27	18-201412-027-1 チ a-004	平成 26 年 12 月 10 日

(ｲ) 提示を受けた件数

特定行政文書ファイル２件[6]

(ｳ) 提示を受けた資料の概要

「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間が記載された資料

(4) 主な質疑

説明聴取の後、委員から、主に以下の項目について質疑がなされた。なお、特定秘密の提示を受けた平成 30 年１月 26 日の審査会については、報告書の公表に当たり特定秘密に係る答弁は不記載とした。

ア　外務省

・提示された特定秘密が記録された文書の外務省における用途
・提示された特定秘密が記録された全ての文書を審査会に対して提示することの適否
・提示された特定秘密文書における分析の際の着目点（人物・地域）
・提示された文書の関連事項についてのリスク分析を特定秘密として指定している事実の有無

[6] 同ファイルに保存される特定秘密を記録する文書３件のうち、一部の提示を受けた。

イ　経済産業省

・他の省庁から提供を受けたエネルギー関係の特定秘密を基に経済産業省において独自に作成した資料の有無及び当該資料の特定秘密への指定状況

・経済産業省で保有する特定秘密のうち、自ら要請したものではなく、内閣官房の側から参考情報として提供を受けたものの占める割合

・衛星画像の提供に関する各省庁間の連携の在り方

ウ　防衛省

・特定秘密保護法施行前に防衛大臣名の通達により廃棄を止めた旧防衛秘密に係る文書の現状

・提示された簿冊が現用でなくなった後の行政文書としての保存期間を５年間としている一方で、別の防衛省提出資料で記載のあった、一定期間（６か月）経過後は特定秘密文書等管理簿を残していなかったことの妥当性

・６か月で特定秘密文書等管理簿の廃棄を可能とした内規への防衛省の対応

エ　防衛装備庁

・防衛装備移転において共同開発国の当局との間で能力の共有を図るための情報提供の方法

・特定秘密を廃棄する場合に情報を提供した相手国に要請する措置の内容

・潜水艦製造企業の情報管理に対する防衛省の関与及び確認の有無

・平成 30 年度防衛予算に計上されている新型潜水艦に係る同様の数値が特定秘密に指定される見込み

・「そうりゅう」の能力に係る情報が歴史公文書等に該当しない理由

3　特定課題

当審査会において、行政機関全般に係る以下の３つの課題については、特定課題事項として整理を行った。

(1) 特定秘密文書廃棄問題

(2) 平成 28「政府に対する意見」(審査会意見)のフォローアップ関係

ア　特定秘密文書不存在問題

イ　作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

なお、原則として、行政機関ごとに、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、[不開示情報] と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても不開示情報に抵触するため、報告書の公表に当たり不記載とした部分である。

(1) 特定秘密文書廃棄問題

特定秘密保護法に基づいてある情報が特定秘密として指定されると、それが記載された行政文書（特定秘密文書）は、公文書管理法に基づいて保存期間及び保存期間満了日を設定する必要がある。保存期間１年以上の特定秘密文書は特定行政文書ファイル等に綴じられ、管理される。その上で、行政文書ファイル管理簿に保存期間や保存期間満了時の措置が記載されることとなる。一方、当審査会では、複製物などの保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄が既になされていることを、調査の初年度に当たる平成 27 年９月から把握し、平成 27 年、平成 28 年の両年次報告書において、それに関して政府に対する意見を申し述べてきたところであるが、さらに調査を進め、ある程度の実態把握ができたことから、以下、特定課題として詳述することにした。

ア　行政文書における廃棄の措置の概要

平成 29 年６月５日及び 11 月 14 日、特定秘密文書の廃棄問題に関し、公文書管理課より、公文書管理制度等につき説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

(ｱ) 公文書管理制度の全体像

公文書管理法においては、行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、保存期間を設定し、行政文書ファイルにまとめた上で保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間満了時の措置、すなわち国立公文書館等に移管するか廃棄するかを設定することとされている。

他方、歴史資料として重要な行政文書に該当しないものについて保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、各行政機関が内閣総理大臣にあらかじめ協議し、その同意を得た上で、廃棄することとされている。

(ｲ) 行政文書ファイル等の廃棄協議の流れ

通常の行政文書ファイル等の場合には、各行政機関から廃棄についての協議がなされた後、担当部署である内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行い、国立公文書館による専門的・技術的な助言を受けた上で同意若しくは不同意の判断をしている。

一般的に、廃棄に同意するか否かについては、各行政機関から提出された行政文書ファイル等の内容に係る情報をもとに、内閣府において、行政文書管理ガイドラインに示されている保存期間満了時の措置の設定基準を踏まえ各行政機関が作成する行政文書管理規則に定められた保存期間満了時の措置の設定基準に照らして判断をすることにしている。

(ｳ) 文書の移管・廃棄の判断基準

行政文書が国立公文書館等に移管すべきものであるか否かについては、以下の基本的考え方及び具体的な判断基準に基づいて各行政機関が決定する。

移管・廃棄の判断基準（基本的考え方）

1　基本的考え方

以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は、**「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり**、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

【Ⅰ】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅱ】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

上記の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置について（1）～（5）に沿って妥当性を判断する。

（内閣府資料）

移管・廃棄の判断基準（具体的な判断基準）

（1）「法律の制定又は改廃及びその経緯」等の事項について、「立案の検討」等の業務の区分毎に一覧表形式で保存期間満了後の措置（移管又は廃棄）を規定

※　廃棄とされているものであっても、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項に係るものについては移管が必要となる。

（２）（１）以外に各行政機関が所管する制度の運用状況の把握等の事項について、歴史公文書等の具体例（「基本計画」等）を規定

（3）昭和27年度までに作成・取得された文書については、サンフランシスコ平和条約公布までに作成・取得された文書であり、原則として移管

（4）特定秘密である情報を記録する行政文書については、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行う。
ex. 指定期間が30年を超える特定秘密を含む行政文書ファイル等については移管　等

（5）（1）～（4）に記載のない業務に関しては、基本的考え方に照らして判断する。

【Ⅰ】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅱ】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

※　移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行う

（内閣府資料）

(ｴ) 特定秘密文書における廃棄の流れ

特定秘密文書についても公文書管理法が当然に適用され、歴史資料として重要な行政文書である歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に国立公文書館等に移管することとなる。

なお、特定秘密である情報を含む行政文書ファイル等の場合には、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した措置は妥当との通知を受けた上で、内閣総理大臣に対して廃棄協議をすることになっている。

イ　これまでの審査会における特定秘密文書廃棄問題への取組

平成 27 年９月 25 日の審査会において、廃棄予定文書の有無及び廃棄文書の概要等について委員から質疑があり、政府より、（当時）４省庁で平成 27 年中の保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄又は廃棄予定がある旨答弁があった（参考資料「３　特定秘密文書の廃棄に関する審査会意見及び主な質疑・答弁」、平成 27 年年次報告書 36 頁参照）。

特定秘密文書については、公文書管理法が適用され、当該特定秘密の有効期間満了前であっても、特定行政文書ファイル等については、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した措置は妥当との通知を受けた上で、内閣総理大臣に対して廃棄協議をして、同意を得られた場合には、保存期間満了後廃棄することができる。また、保存期間が１年未満の特定秘密文書を廃棄する場合は、保存期間１年以上の行政文書ファイル等の扱いと異なり、内閣総理大臣への個別の協議を要しないこととなっており、また、保存期間１年未満の文書は独立公文書管理監の検証・監察の対象とはならないため、各行政機関の判断で当該文書が廃棄できるのが現状である（次頁「特定秘密文書の保存期間満了後のゆくえ」参照）　。

特定秘密文書の保存期間満了後のゆくえ

1．公文書管理法上の保存期間が1年以上の文書の保存期間が満了した場合

（1）公文書管理法上の保存期間の満了が、特定秘密の指定の解除・指定の有効期間満了後の場合

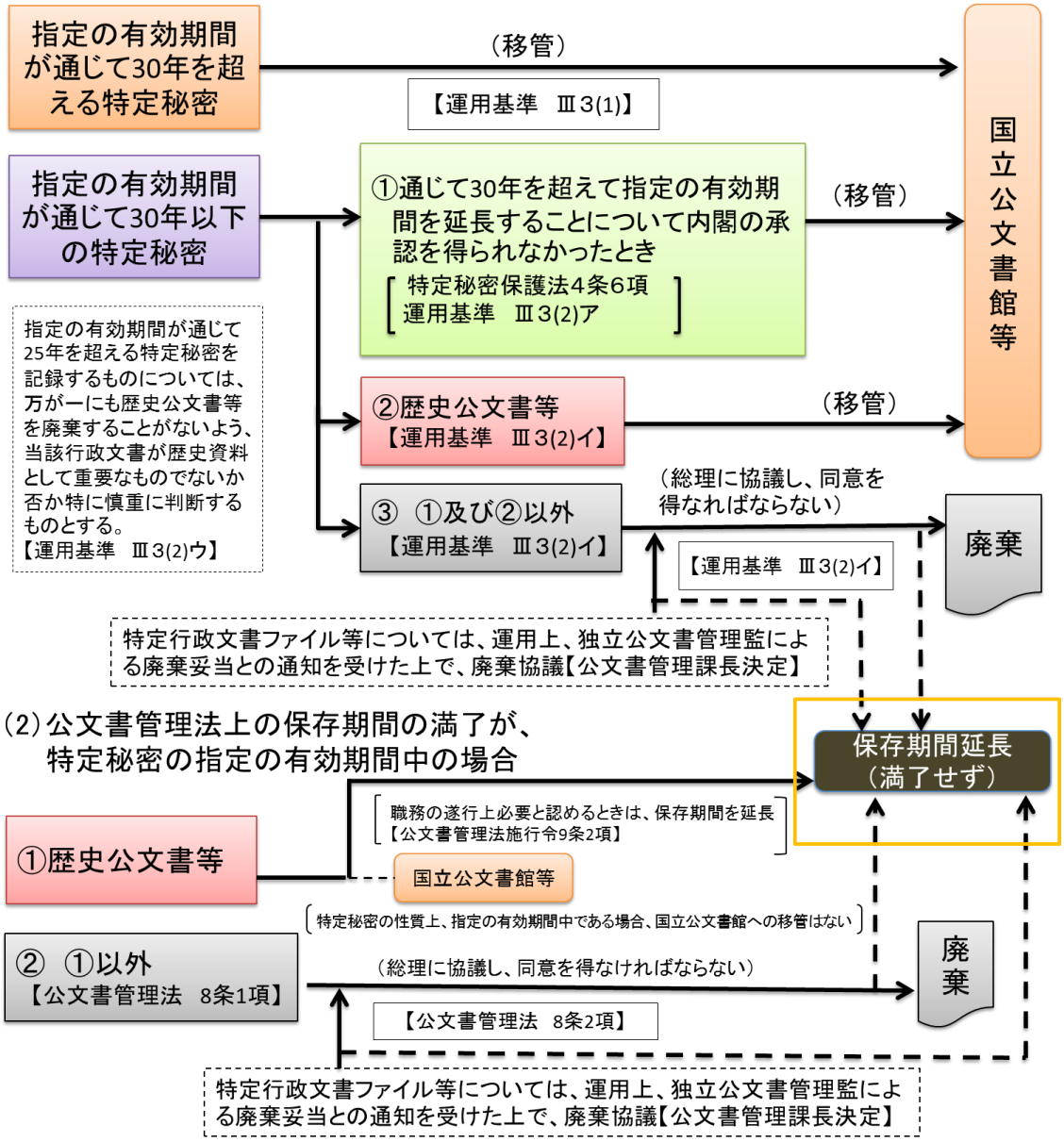

2．公文書管理法上の保存期間が1年未満の文書の保存期間が満了した場合

○保存期間満了後の文書を廃棄する場合、総理への個別の協議を要しない

（衆議院情報監視審査会事務局で作成）

このとおり、特定行政文書ファイル等については、独立公文書管理監の検証・監察を経て、内閣総理大臣にあらかじめ協議の上、その同意を得られなければ廃棄できないが、特定秘密文書の廃棄を可能とする制度があるのも事実である。特定秘密のような重要な行政上の情報が記載されている文書が、国民を代表する議会や国立公文書館等、または、情報公開法に基づく請求など、何ら国民の目に触れる機会がないまま廃棄されることについては、慎重であるべきである。

これに関し、安倍内閣総理大臣は、衆議院国家安全保障に関する特別委員会（当時）において、特定秘密の指定の有効期間が25年から29年経過した時に廃棄されてしまうのではないかといった懸念が表明されるなかで、特定秘密の指定が30年を超えないものについて公開のルールを決める必要性につき問われた際、「特定秘密に指定をされてきたというものは、当然それは重いものであるというふうに考えなければならない」と述べ、また「それは、ルール化する必要があるということを含めて、検討していきたい」と答弁し、特定秘密の廃棄に慎重な姿勢を示しつつ、ルール化の必要性に言及した[7]。これらの議論を踏まえて、政府は、運用基準Ⅲ３（※）において、特定秘密の指定が25年を超える特定秘密が記録された文書については、歴史資料として重要なものでないか特に慎重に判断することとしている。さらに、平成29年５月の独立公文書管理監報告においても、移管すべき特定行政文書ファイル等がひとたび廃棄されてしまえば、決して元に戻すことができないことから、保存期間満了時の措置の適否の検証・監察は、独立公文書管理監の重要な任務である旨述べられている。

（※）運用基準Ⅲ３においては、特定秘密の指定が解除され、または指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した特定秘密文書につき、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密については、公文書管理法第８条第１項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとしている。

また、指定の有効期間が30年以下の特定秘密についても、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密が記録された文書については、歴史資料として重要なものでないか特に慎重に判断することとしている。

これまで当審査会においては、特定秘密文書の廃棄を巡る制度等の状況に鑑みて、平成27年年次報告書の意見においては、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了

[7] 平成25年11月26日、衆議院国家安全保障に関する特別委員会

により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性があり得ることから、特定秘密文書等の保存期間を当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に特定秘密文書を廃棄する場合は独立公文書管理監に合理的な説明をすることを求め、全ての特定秘密文書の廃棄に当たり独立公文書管理監による外部チェック制を導入することの検討とともに、廃棄文書及び廃棄予定文書の内容等を当審査会に報告することによる多重のチェック制度の検討を政府に求めてきた。

また、平成 28 年年次報告書の意見においても、保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明することや、独立公文書管理監に対し、平成 27 年の外部チェック制の導入検討から一歩進め、歴史公文書に該当しない特定秘密文書の廃棄について徹底した検証を行うよう求めてきた。

これに対し、政府から廃棄及び廃棄予定の文書件数及び文書等の名称並びに特定秘密である情報を記録する保存期間が１年未満の行政文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型については提出、説明を受けたが、独立公文書管理監は、当審査会に対し、一貫して、運用基準において、独立公文書管理監が検証・監察するのは特定行政文書ファイル等の管理とされているところ、公文書管理法上、行政文書ファイル管理簿に記載することとされていない、保存期間が１年未満の行政文書ファイル等の管理については、検証・監察の対象ではないと答弁している。

また、平成 29 年４月、保存期間を１年以上とする特定秘密文書の廃棄に向けた手続が進められている旨の報道があり[8]、同年５月 19 日に提出された独立公文書管理監報告において、保存期間１年以上の特定行政文書ファイル等９件（防衛省、経済産業省の特定秘密文書 93 件）につき、独立公文書管理監が検証・監察の上、廃棄妥当との通知を発出していたことが判明した。

これらを受けて、当審査会の会長から政府に対し、保存期間１年以上の特定秘密文書の廃棄は慎重に検討するよう要請した。また、当審査会より、内閣官房及び各行政機関に対する調査として、特定秘密文書の廃棄に関する資料の提出要求を行い、加えて、**ア**で前掲の公文書管理課を含む各行政機関より説明を聴取し、質疑を行った。その概要を**ウ**に記載した。

[8] 平成 29 年 4 月 17 日毎日新聞朝刊

ウ　平成29年度における当審査会における調査

(ｱ) 調査の概要

当審査会において、内閣官房をはじめとする特定秘密文書を保有している各行政機関に対し、平成 28 年中に廃棄した文書及びそれ以降１年以内に廃棄予定の文書の件数と名称や、廃棄された保存期間が１年未満の特定秘密文書の類型及び廃棄理由等、特定秘密文書の廃棄に関する資料の提出を求めた（詳細は「７　調査の方法(3)資料提出及び資料要求」参照）。また、平成 29 年６月５日に内閣情報調査室、公文書管理課及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。その後、衆議院の解散及び総選挙を経て 11 月１日に召集された第 195 回特別国会において、内閣情報調査室、公文書管理課、独立公文書管理監及び各行政機関に対する質疑を行い、その中で上記資料要求への対応状況についても調査を行った。

さらに、平成 30 年１月 26 日の審査会において、廃棄協議中及び独立公文書管理監の検証・監察中の特定行政文書ファイルの提示を受け、質疑を行うとともに、内閣情報調査室に対しては、平成 29 年 11 月 14 日に１巡目の説明聴取及び質疑を行った後、２巡目として、当該行政機関における特定秘密文書の廃棄に関し、説明・答弁の疑問点及び明らかとなった課題等について、再度、平成 30 年１月 31 日に説明聴取及び追加質疑を行った。その際、同日の質疑に当たり、項目を整理した上で事前通告を行い、説明を求めた。なお、本報告書対象期間中には、本件に関し、前記特定行政文書ファイルの提示を行った行政機関並びに内閣情報調査室、公文書管理課及び独立公文書管理監以外の行政機関に対しては、２巡目の説明聴取及び質疑は行われなかった。

(ｲ) 事実関係

ａ　特定秘密文書のうち保存期間が１年以上のもの

独立公文書管理監は独立公文書管理監報告で、保存期間満了時の措置が廃棄とされ、平成 28 年度末までに保存期間が満了し、その保存期間を延長する予定がない特定行政文書ファイル等で、独立公文書管理監が検証・監察を行い、当該措置（廃棄）は妥当であると認めたものは、防衛省のファイル６件（文書６件）及び経済産業省のファイル３件（文書 87 件）であることを発表した。これらファイル９件（文書 93 件）については廃棄されておらず、防衛省及び経済産業省からそれ

ぞれ内閣総理大臣（公文書管理課）に対して廃棄協議がされているものである。

独立公文書管理監は、廃棄を妥当と認めた理由として、平成 29 年 11 月 22 日の審査会において、防衛省のファイル６件（文書６件）については、「防衛秘密」制度下の文書を管理する簿冊であること、また、経済産業省のファイル３件（文書 87 件）については、内閣官房から提供を受けた衛星画像等で、提供元の内閣官房で原本が保存されており、その保存期間満了時の措置が移管とされていること等を確認し、いずれも歴史性がないと判断した旨答弁があった。

なお、同年 12 月４日の審査会において、防衛省より、現在、独立公文書管理監の検証・監察中の特定秘密文書が、特定行政文書ファイル 33 件（文書 400 件）存在する旨説明があった。また、平成 30 年１月 26 日の審査会において、防衛装備庁より、独立公文書管理監の検証・監察中の特定行政文書ファイル２件（文書３件）の提示を受けた。

当審査会としては、保存期間が１年以上の特定秘密文書が廃棄されれば初例となることもあり、同日の審査会において、防衛装備庁の当該ファイルのほか、防衛省及び経済産業省に対して廃棄協議中の特定行政文書ファイルの提示を求め、各省庁より説明を聴取し、質疑を行った。その際、項目を整理した上で政府に対し事前通告を行ったところであり、当該省庁からの説明を下記の表に取りまとめた。（提示された特定秘密の概要は、「第３　２　特定秘密の提出・提示」参照）。

平成 30 年 1 月 26 日に提示を受けた、廃棄協議中及び
独立公文書管理監の検証・監察中の特定秘密文書についての説明概要

確認事項	経済産業省	防衛省	防衛装備庁
(1) 廃棄協議の具体的内容	(平成 23 年度から平成 25 年度に内閣官房から提供を受けたもの) 平成 28 年7月、独立公文書管理監に文書廃棄について報告。 平成 28 年 12 月及び 29 年1月に実地調査。 平成 29 年2月、独立公文書管理監から廃棄妥当の通知。 3月、公文書管理課との協議を開始し、4月に実地検査。現在協議を継続中。 (平成 26 年度に内閣官房から提供を受けたもので、平成 29 年度末である平成 30 年3月をもって保存期間が満了するもの) 平成 29 年6月、独立公文書管理監に報告。 平成 29 年 12 月に実地調査。現在、独立公文書管理監の検証・監察中。	平成 28 年 6 月、独立公文書管理監の検証・監察開始。同年 7 月、独立公文書管理監より廃棄は妥当との通知を受領。独立公文書管理監は対象となる全文書を確認するとともに、歴史公文書に該当しないと判断した理由を聴取。 平成 28 年 12 月、内閣府公文書管理課との協議を開始し、平成 29 年 4 月、実地調査。廃棄協議は継続中で、まだ同意は得られていない。	平成 29 年 8 月、独立公文書管理監から検証・監察実施の通知を受領。 平成 29 年 11 月、独立公文書管理監による実地検査。現在も独立公文書管理監の検証・監察中。
(2) 廃棄協議中の文書の作成目的	廃棄協議中の文書は内閣官房より提供を受けたもので、当省で作成したものではない。 そのため、作成目的を説明できる立場にない。	帳簿類は、特定秘密保護法施行前の防衛秘密文書の作成、他部署への伝達、廃棄といった管理状況を記録するために作成。 点検簿は、情報本部電波部が保管している特定の種類の文書の数の点検及び部内報告のために作成。	潜水艦の設計に関し、防衛庁長官(当時)の承認を得る手続の中で作成した文書を、手続に関与する部署で情報を共有するために複製を作成。
(3) 特定秘密の指定解除の見込み	当該文書は直近の平成 26 年度のものでも撮像から既に3年を経過し、今後政策上利用する見込みはない。 当該文書が特定秘密に指定されたのは情報収集衛星の撮像対象・能力の秘匿が目的であり、内閣官房においては引き続き特定秘密に指定されている。したがって、当該文書を廃棄したとしても、現時点で特定秘密の指定の解除は行うべきではない。	帳簿類、点検簿ともにその目的を終え、業務上不要となっているが、これらに記されている情報は特定秘密としての保護法益が引き続き残っているため、指定を解除する予定はない。	「そうりゅう」は現役艦であり、運用を行っている間は指定の有効期間は延長される。原本は引き続き保有するので、複製が廃棄されたとしても、情報自体が失われることはない。

(4) 政策立案等への活用の成果	既に経済産業省が把握している事実関係を、撮像された画像等により改めて確認することで、政策の妥当性を確認するために用いている。	いずれも文書管理のために作成されたものであり、直接政策立案等に使用されたものではない。	潜水艦の機能等に関する技術的な情報を参照するために複製されたものであり、政策の立案には使用されていない。
(5)ア 文書の保存期間満了後に「廃棄」とした理由 イ 歴史公文書等に非該当とした理由	経済産業省が当該文書を廃棄しても、主管の内閣官房に原本が残り、保存期間満了時には国立公文書館へ移管される。 経済産業省で今後文書を利用する見込みもない。また、状況を把握するための手段として情報を断片的に使用したに過ぎないので、歴史公文書等に該当しない。	文書としての役目を終えているため、保存期間の延長を行う必要はない。文書管理用に作成したものであり、直接政策立案時に使用されたものではないため、歴史公文書等に該当しない。	設計から10年が経過し、就役後の検査においても当該特定秘密文書を必要とするような大きな不具合は起きておらず、今後もないだろうと判断した。また、原本が存在するため、複製については保存期間を延長しない。技術情報であるため、歴史的公文書等には該当しない。
(6) 文書の保存期間と特定秘密の指定期間との整合性の検討[9]	5年の間は秘密指定を必要とする情勢に変化はないと判断した。内規に基づき、衛星画像情報を取り扱うことが想定される期間を考慮して保存期間を3年と設定した。	内容も作成時期も異なる様々な特定秘密文書の保存期間を、特定秘密の指定の有効期間に合わせることは困難である。	指定の有効期間は適切に設定し、文書の保存期間については、目的に応じて個別に設定しているため、両者は必ずしも一致しない。これを踏まえ、提示した複製物は当初の目的を達成し、引き続き保有する必要がなくなったため、特定秘密の指定の有効期間前に廃棄するという判断に至った。
(7) 当該文書廃棄後に再びその情報が必要となった場合の取扱い	文書廃棄の後、万が一当該文書を必要とする状況が発生した場合には、特定秘密保護法に基づき、内閣官房と協議を行い、提供を受けることになる。なお、内閣官房で当該特定秘密の指定が維持されている限り、経済産業省だけが当該特定秘密の指定を解除することはない。 つまり、内閣官房、当省ともに指定が解除されて特定秘密としての手続を必要とせず提供を受けることができるか、あるいは、引き続き内閣官房、当省ともに指定がされており、法に基づく協議手続を経た上で、提供を受けるかのいずれかになる。 いずれにしても、同じ情報の提供を受けることで問題は生じない。	文書に記された情報が再び必要になるとは考えていない。	複製物であり、情報自体は引き続き防衛省が保有している。

[9] 平成27年審査会意見（３）は、指定行政機関において、特定秘密文書の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密文書を廃棄する場合には、独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記運営状況について、定期的に当審査会に対し報告する制度を構築するよう検討することを求めるものである。

(8) 特定秘密文書の管理体制(作成、保管、廃棄までの具体的な流れ)	(運搬) 保全責任者である宇宙産業室長又はその指名する職員が行い、提供を受ける際はジュラルミン製のケースに入れ、施錠して原則公用車で運搬する。 (保管) 宇宙産業室長が金庫の鍵を保管し、保全責任者である宇宙産業室長の指名する職員がパスワードの管理を行っている。保管は電子錠を備えた倉庫内に設置するダイヤル式金庫を用いている。 (廃棄) 宇宙産業室長又は保全責任者である宇宙産業室長の指名する職員の立会いのもとで行い、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うこととしている。	(作成) 作成するときは、あらかじめ局長等の特定秘密管理者の承認を得るものとされており、特定秘密管理者又はその指名する者の立会いのもとに作成する。 特定秘密文書を管理するための番号を付した上で、管理するため必要な事項を管理簿に記録する。 (保管) 特定秘密管理者は、特定秘密文書を適切な保管容器等で保管し、その上で、帳簿に閲覧の履歴等を記録する。 (廃棄) 特定秘密取扱職員が2名以上で、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に廃棄するとともに帳簿に必要事項を記録する。	(作成) 特定秘密管理者である官房審議官の承認を得た上で、指定された取扱職員が作成し、作成した文書中で特定秘密の箇所を明示する。 (保管) 三段文字盤鍵と差し込み式鍵を併用する保管容器等で厳重に保管する。作成記録は、その後の複製物の作成や廃棄結果に至るまで、特定秘密文書管理簿に記載する。 (廃棄) 内閣総理大臣の廃棄同意後に、改めて特定秘密管理者の承認を得ることを義務付けている。指定された取扱職員が細断などの復元不可能な方法で確実に実施する。
(9) 定期点検の実施状況の確認[10]	年に一度、特定秘密保護法の指定の3要件(別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性)をそれぞれ満たしているかについて検討しており、直近では、平成 29 年 12 月に点検を行い、「問題なし」との結果であった。	独立公文書管理監から、指定書の「指定に係る情報」の用語をより望ましい表現に改めた方がよいと指摘されたことを踏まえ、平成 27 年 12 月9日に実施した点検において、記述の適正化を行った。	「そうりゅう」と命名されたことに伴う記述内容の変更を行った。指定理由には変更がない。

[10] 平成 28 年審査会意見(3)は、当審査会で複数省庁から定期点検の記録である「指定理由点検記録簿」の提出を受けたところ、その内容は極めて簡素なものであり、どのような観点で点検を実施し、それに何が適合していたのかといった具体的な記述に乏しいものであったと指摘し、今後は、当審査会として、定期点検等の内容の実質化を図れるよう調査を進めていく必要があるとしている。

また、平成 30 年 1 月 31 日の審査会において、説明・答弁の疑問点及び明らかとなった課題等について、内閣情報調査室等から再度の説明聴取及び質疑を行った。

その際、項目を整理した上で政府に対し事前通告を行ったところであり、内閣情報調査室から提出のあった説明のポイント及び独立公文書管理監の説明を下記に取りまとめた。

審査会における事前通告項目	内閣情報調査室の説明
●平成 27 年年次報告書の意見にもあるとおり、特定秘密文書の保存期間を当該特定秘密の有効期間に合わせることも考慮した上で、特定秘密の指定解除の可否とあわせて行政文書の廃棄について独立公文書管理監がしっかりと検証を行い、廃棄を了承した場合は当審査会に速やかに報告すべきではないか。	○特定秘密の指定の有効期間は、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる期間として設定。行政文書の保存期間は、公文書管理法に基づき、行政文書の適切な管理を行うために設定。 ○指定の有効期間は指定ごとに５年以下で定めることとされており、内容も作成時期も異なる様々な特定秘密文書の保存期間をこれに合わせることは困難。
	独立公文書管理監の説明
	○これまでもお求めに応じて、私どもの活動状況等について折々に報告させていただいているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で、随時御報告するなど、誠実に対応したいと考えている。 例えば、今年度については、今般このような追加質問をいただいたように審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、委員に対し個別に説明する機会を設けさせていただく方向で対応したいと考えている。また、お求めがあれば、審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたいと考えている。

b　特定秘密文書のうち保存期間が１年未満のもの（廃棄件数及び類型）

平成 29 年 11 月 14 日の審査会において、内閣情報調査室より、平成 28 年中に廃棄された保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の総計は 44 万 4,877 件（複製物を含む）との答弁があった。また、平成 28 年末時点での特定秘密文書件数は 32 万 6,183 件（複製物を含まない）であった（「特定秘密が記録された行政文書の保有件数の推移と廃棄の状況」参照）。廃棄件数は複製を含むのに対し、毎年末時点の保有件数には複製を

含まない。この計上方法の違いにつき、内閣情報調査室は、従来から、旧防衛秘密や旧特別管理秘密を記録する文書の保有状況については、情報量をより近似的に示すため、同一行政機関内で、同一内容の文書については原則１件として計上しており、特定秘密文書についても同様にしていたが、廃棄された文書には複製が多いこと及び審査会での議論の内容から、複製を含む件数を計上することが適当と考えた旨説明した。

特定秘密が記録された行政文書の保有件数の推移と廃棄の状況

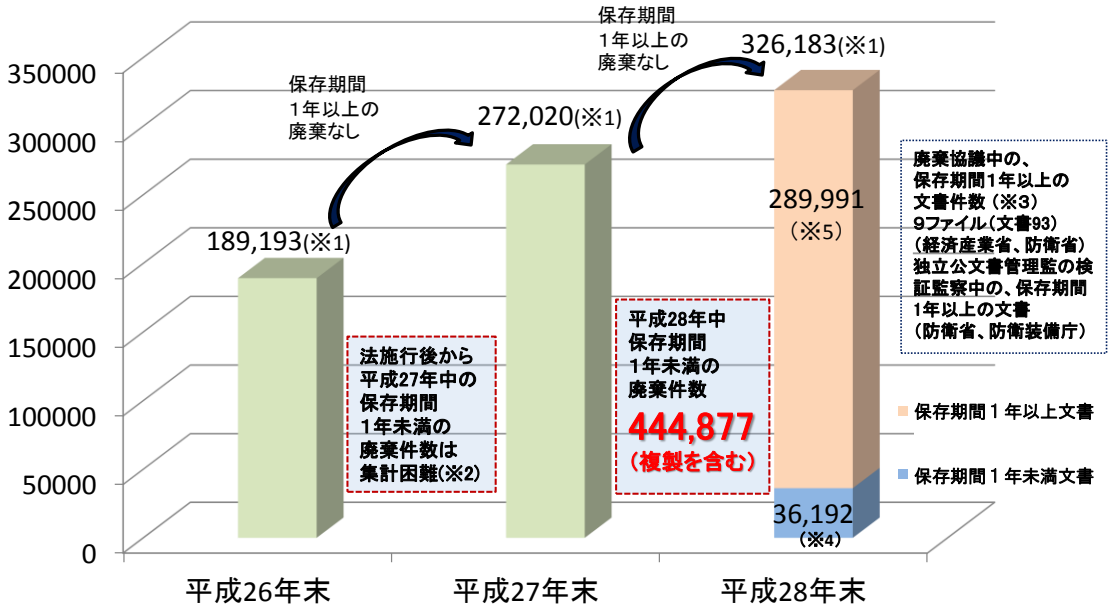

※1　各年末時点の特定秘密文書の保有件数は、同一行政機関内で同一内容のものを複数保有している場合は、1件として計上。
※2　平成30年1月末現在、一部省庁において、当該件数（複製を含む）を未提出若しくは集計が困難と説明しているため。
※3　各行政機関から当審査会に提出された資料（資料要求日：平成29年5月26日、「7 調査の方法」参照）に基づき積算した「平成29年中の保存期間1年未満の廃棄予定件数」の総計は、約54,690件。
※4　平成28年末時点での保存期間1年未満の特定秘密文書の件数として各行政機関から当審査会に提出された資料（資料要求日：平成29年5月26日、「7 調査の方法」参照）の件数を積算したもの。
※5　平成28年末時点の特定秘密文書の保有件数から※4の件数を差し引いたもの。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

また、廃棄文書の類型につき、正本・原本の写し、正本・原本の内容の全部又は一部が転記された文書、正本・原本に吸収された内容が記された文書及び暗号関係の文書等があるとの説明があった。

廃棄文書の類型についての、内閣情報調査室からの説明は、概要以下のとおりである。

廃棄文書は大きく３つの類型に分けられる。

① 「別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し」については、当該写しが廃棄されても、

正本・原本から当該行政文書の内容を把握できる。情報保全の観点、執務室のキャビネットやハードディスク容量等の物理的な制約で廃棄を実施した。

② 「別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材」については、いわゆる断片情報であり、それ自体に歴史性がなく、この素材を用いて作成された別途１年以上の保存期間の行政文書が存在することから、廃棄されても内容を把握することができる。情報保全の観点、執務室のキャビネットやハードディスク容量等の物理的な制約で廃棄を実施した。

③ 「暗号関係」については、数字等の羅列であり歴史性もないことから、保存期間を１年未満として廃棄した。情報保全の観点、システム上の理由により廃棄した。

内閣情報調査室より説明のあった、保存期間が１年未満の特定秘密文書の類型及び平成 28 年中に廃棄された文書件数は、下記のとおりである。

保存期間1年未満の特定秘密文書で平成28年中に廃棄されたものの類型

類型				文書の廃棄を問題ないとする理由	該当省庁	廃棄件数	
1	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し	(1)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製（コピー）	内閣官房 警察庁 外務省 防衛省 防衛装備庁	20,310	413,313
		(2)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房 警察庁 公安調査庁 防衛省 防衛装備庁	9,069	
		(3)	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房 防衛省	383,166	
		(4)	他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房 警察庁 消防庁 外務省 防衛省	768	
2	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書		吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	内閣官房 警察庁 外務省 防衛省 防衛装備庁	28,272	28,272
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書		数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	3,292	3,292

合計 444,877件

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

その後の審査会において、各行政機関から、保存期間が1年未満の特定秘密文書で廃棄されたものの類型につき説明があった。

また、平成30年1月31日の審査会において、説明・答弁の疑問点及び明らかとなった課題等について、内閣情報調査室等から再度の説明聴取及び質疑を行った。

その際、項目を整理した上で政府に対し事前通告を行ったところであり、内閣情報調査室から提出のあった説明のポイント及び独立公文書管理監の説明を下記に取りまとめた。

(1)　複製を含めた文書件数の計上等

審査会における事前通告項目	内閣情報調査室の説明
●平成 28 年中に廃棄された保存期間１年未満の特定秘密文書件数には複製が含まれる一方、各年末時点での特定秘密文書の件数には複製が含まれていない。各年末時点の特定秘密文書保有件数に複製の件数も含めて集計するなどして、全体像を示すべきではないか。	○秘密文書の保有状況については、従来から、原則として同一の内容の文書は、行政機関ごとに１件として計上。 ○複製物を含めた文書の数は、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一漏えいがあった場合の対応に役立つものでもない。他方、正本・原本は、行政文書として記録すべき情報が発生すれば、公文書管理法に基づいて作成され、その数は特定秘密に係る情報量をある程度示す。 ○複製物を含めた文書の数の集計は、長期間を要し、困難。
●平成 28 年中の特定秘密文書について、複製を含めた廃棄件数の総数の公表について検討すべきではないか。	○審査会からお求めがあれば方法について検討。
●各年末時点の文書件数には、他の行政機関から提供を受けた文書の件数も含まれているところ、これらの文書は「複製」ではないのか。	○提供元の行政機関は、複製物を提供するのが通例。提供された当該行政文書の管理は、公文書管理法により、当該提供を受けた行政機関が行っているため、特定秘密文書の保有状況において、当該提供を受けた行政機関において集計。
●特定秘密文書が各行政機関間でどのように共有され提供されるかについて、特定秘密ごとの提供件数など、さらに具体的な説明を求める。	○今回、特定秘密ごとに提供先の省庁と件数を整理した資料を当審査会に提出した。平成 28 年 12 月末時点で約 11 万件が共有され、提供された特定秘密の 96%は情報収集衛星関連である。
●特定秘密文書の複製の管理について、特定秘密文書管理簿等に記載して番号を付すなど、厳密に行っているのか。	○特定秘密文書等管理簿に複製物の交付先や交付年月日等を記載し、厳密に管理している。

(2)　保存期間が１年未満の特定秘密文書の類型

審査会における事前通告項目	内閣情報調査室の説明
●保存期間１年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄された特定秘密文書の３類型のうち、類型１(3)の「別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書」と類型２「別途１年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材」の違い等につき、	○「媒体・言語のみが変更された文書」及び「内容の全部又は一部が転記された文書」には正本・原本が含まれているが、「内容の全部又は一部が転記された文書」とは、別途１年以上の保存期間で管理されている文書の一部のみをそのまま写したもので新たな情報は付加されていない。 ○「素材」は、いわゆる断片情報を記録しており、この断片情報を用いて別の行政文書（成果物）が作成されている。 ○「素材」の中には、例えば、①計画、指針、報

具体的な説明を求める。また、いわゆる断片情報（「素材」）については断片情報として収集しているのか。	告書といった成果物を作成するために集められた断片的な情報、②断片的・日常的な業務連絡等（その結果は別文書に反映）、③これらの文書の写しがある。収集の段階から「素材」として収集されるものもある。
●暗号関係の文書について、内閣情報調査室からは数字等の羅列であり歴史性もないことを理由に廃棄した旨の説明があった。情報保全の必要性から、不要となったのち直ちに廃棄すればよいのであって、特定秘密に指定する必要性はないのではないか。	○暗号関係の情報が漏えいした場合、通信が傍受・解読されるおそれがある。 ○当該暗号システムの運用終了後も、別に運用中の暗号システムの仕様を推察されるおそれがある場合は秘匿する必要。

(3) 制度の在り方について

審査会における事前通告項目	内閣情報調査室の説明
●全ての特定秘密文書の保存期間を１年以上として管理することが可能か。	○公文書管理法や各省庁の行政文書管理規則では、歴史公文書等に該当しない行政文書について、１年未満の保存期間を設定することは妨げられていない。また、昨年末に改正された行政文書管理ガイドラインでは、意思決定過程や事務事業の合理的後付けや検証に必要となる行政文書については、原則保存期間１年以上に設定することとされた。 ○歴史公文書等に該当せず、意思決定過程等の検証に必要な行政文書に該当しない保存期間１年未満の全ての特定秘密文書の保存期間を１年以上として管理することは、情報保全、執務室のキャビネット、ハードディスクの容量等の物理的な制約、情報収集衛星画像及び暗号関係のシステムの変更の必要などの観点から、困難。
●保存期間１年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型のうち、「素材」と「暗号」については、独立公文書管理監の検証・監察の対象とし、検証・監察結果を当審査会に報告する制度を構築すべきではないか。	○保存期間１年未満の特定秘密文書を検証・監察のために一定期間廃棄できないとした場合、大量の特定秘密文書の厳重な管理といった行政機関の事務への影響、また、日々発生する行政文書について、厳正かつ実効的な検証・監察を行うことの可否について慎重に検討する必要がある。

c　特定秘密文書関係内規

(a) 行政文書の保存期間を１年未満とする根拠となる内規

公文書管理法施行令第８条第３項において、行政文書が歴史公文書等に該当する場合には、１年以上の保存期間を設定しなければならないと規定されており、したがって、歴史公文書等に当たらない行政文書については、１年未満の保存期間を設定することは妨げられていないとされている[11]。また、行政文書管理ガイドラインでは、同施行令第８条第３項と同様の記載があるほか、留意事項において、「正本・原本以外の写しの文書については、その業務の必要性に応じ、例えば、正本・原本より短い保存期間とすることができる」と記載されている。

当審査会としては、特定秘密文書を保有することができる各行政機関において、内規において保存期間を１年未満とする行政文書をどのように定めているのか等を調査するため、指定行政機関、適性評価実施行政機関及び特定秘密文書保有行政機関[12]に対し、行政文書の保存期間を１年未満とする根拠となる内規の提出を求めた。

(b) 歴史公文書等の該当・非該当の判断基準となる内規

歴史公文書等の該当・非該当の判断基準については、前掲の「ア(ｳ) 文書の移管・廃棄の判断基準」にもあるとおり、行政文書管理ガイドラインの別表第２（保存期間満了時の措置の設定基準）において、国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書を始めとする４つの条件のいずれかに該当する文書が歴史公文書等に当たるとしている。また、同別表第２において「特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする」と規定されている。

当審査会は、上記(a)で記述した行政機関に対し、歴史公文書等に該当又は非該当とする判断の基準となる考え方を示す内規の提出を求めた。

---

[11] 平成 29 年４月７日衆議院内閣委員会における山本内閣府特命担当大臣答弁。

[12] 調査対象の行政機関は、国家安全保障会議、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁である。

(c) 調査結果

調査の結果、行政文書の保存期間を１年未満とする根拠となる内規に関しては、各行政機関[13]の行政文書管理規則において、行政文書管理ガイドラインと同様、歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、１年以上の保存期間を定めるものとする旨の規定が置かれていた。しかし、行政文書管理規則の下位規則に当たる行政文書管理細則において、保存期間１年未満の文書の取扱い等についての規定が盛り込まれているのは、一部の行政機関にとどまっている。なお、それらの規定の主な内容としては、正本・原本の写しは、正本・原本のものより短い保存期間を設定できること、また、随時発生し、短期に目的を終えるもの等の保存期間を１年未満と設定できること等である。

他方、歴史公文書等の判断基準については、上述の各行政機関の行政文書管理規則において、行政文書管理ガイドラインの別表第２の基本的考え方と同様の規定が盛り込まれていた。

なお、各行政機関からの回答を取りまとめたものは、以下のとおりである[14]。

---

[13] 内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁。

[14] 「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正（平成 29 年 12 月 26 日）により、保存期間を１年未満とする行政文書についての判断基準が明確化されている。各行政機関においては、改正「行政文書の管理に関するガイドライン」を踏まえた行政文書管理規則の見直しを行っており、改正後の行政文書管理規則は、平成 30 年４月１日から施行予定である。

行政文書の保存期間を1年未満とすることの根拠に関連する内規及び歴史公文書等の判断基準内規調べ（平成30年1月31日現在）

１．行政文書の保存期間を1年未満とすることの根拠に関連する内規

行政機関名	行政文書の保存期間を1年未満とすることの根拠に関連する内規
各行政機関（※1）共通	・各行政機関の行政文書管理規則において、歴史公文書等に当たる行政文書の保存期間は1年以上とすることを定めている（※2）。
法務省 公安調査庁（※2）	・行政文書管理規則運用細則8（1）において、同一の行政文書が複数存在あるいは原本のほかに写しが存在する場合、正本又は原本以外の行政文書の保存期間は、正本又は原本のものより短く設定できることを定めている。 ・また、同細則13（1）において、保存期間1年未満の行政文書の期間を延長する場合は、1年間とすることを定めている。
公安審査委員会	・行政文書管理規則運用細則7（1）において、同一の行政文書が複数存在あるいは原本のほかに写しが存在する場合、正本又は原本以外の行政文書の保存期間は、正本又は原本のものより短く設定できることを定めている。 ・また、同細則12（1）において、保存期間1年未満の行政文書の期間を延長する場合は、1年間とすることを定めている。
外務省	・行政文書管理規則細則第7条第2項において、行政文書の正本と内容が同一である文書の保存期間は、特段の指定のない限り、1年未満とみなすと定めている。 ・同細則第8条第3項において、決裁の過程で作成された電信案は、発電後は保存しないこととし、特別な事情で保存する場合、保存期間は1年未満とすると定めている。ただし、決裁過程を明らかにするために必要と判断される場合は、決裁欄の頁以外を廃棄した上で、1年を超える期間を定めて保存の対象とするとされている。 ・同細則第29条において、保存期間1年未満の行政文書については、当該文書が行政文書ファイルに編纂されている場合であっても、文書管理者の判断で廃棄することができると定めている。
防衛省 防衛装備庁（※3）	・行政文書管理細則第7第2項において、同じ行政文書を複数保有することとなる場合は、一方の行政文書に、より短い保存期間（1年未満を含む。）を定めることができるとしている。 ・また、同細則の別紙様式第6の備考2、3及び6において、同じ行政文書を複数保有することとなる場合は、一方の行政文書に、より短い保存期間（1年未満を含む。）を定めることができるとしている。加えて、随時発生し、短期に目的を終えるもの及び1年以上の保存を要しないものの保存期間を1年未満とすることができるとしている。
内閣法制局	・行政文書管理規則第13条の規定に基づき、文書管理者は標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定は標準文書保存期間基準に従って行うものとされている。また、同規則別表第1の備考6の規定に基づき「本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、～内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。」とされていることから、保存期間を1年未満とする文書についても標準文書保存期間基準に定めている。

（※1）内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁。
（※2）法務省行政文書管理規則運用細則と公安調査庁行政文書管理規則運用細則は同様の規定。
（※3）防衛省行政文書管理細則と防衛装備庁行政文書管理細則は同様の規定。

２．歴史公文書等の判断基準内規

各行政機関（※1）の行政文書管理規則
別表第２　１　基本的考え方
【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
のいずれかに該当する文書

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

また平成30年1月31日の審査会において、説明・答弁の疑問点及び明らかとなった課題等について、内閣情報調査室等から再度の説明聴取及び質疑を行った。

その際、項目を整理した上で政府に対し事前通告を行ったところであり、内閣情報調査室から提出のあった説明のポイントを下記に取りまとめた。

審査会における事前通告項目	内閣情報調査室の説明
●行政文書管理規則細則等において、保存期間が1年未満の行政文書について定めていない行政機関があるが、これらの行政機関が特定秘密文書の保存期間を1年未満と定めた上で廃棄しているのは、いかなる根拠に基づくものか。	○公文書管理法や各省庁の行政文書管理規則では、歴史公文書等に該当しない行政文書について、1年未満の保存期間を設定することは妨げられていない。
●特定秘密文書のうち保存期間を1年未満とするものを正本・原本の写しに限定し、その旨を各行政機関の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すべきではないか。	○昨年末に改正された行政文書管理ガイドラインのなかで、保存期間を1年未満とすることができる類型として、「正本・原本の写し」の他に、「定型的・日常的な業務連絡・日程表等」、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」、「保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」などが例示された。 ○今後、特定秘密文書についても、同ガイドラインに則って改正される各行政機関の文書管理規則に基づいて、管理するものである。
●行政文書管理ガイドラインを改正し、保存期間が1年以上の特定秘密文書のうち重要な情報について記載された文書等は全て歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管し永久保存することを検討すべきではないか。	○行政文書管理ガイドラインの改正の有無にかかわらず、歴史資料として重要な行政文書（歴史公文書等）に該当するものについては、指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に国立公文書館等に移管される。

(ｳ) 主な質疑事項及び意見の概要（政府参考人からの説明も含む）

a　内閣情報調査室、公文書管理課及び独立公文書管理監

(a) 保存期間が１年以上である特定秘密文書の取扱い

①保存期間終了後移管予定の文書は、特定秘密の指定期間が終了した後、廃棄することなく国立公文書館に移管すると考えてよいか。

②保存期間終了後廃棄予定の文書は、歴史公文書等に該当する蓋然性が低いことから、当初の（延長前の）保存期間が終了した後においては、特定秘密の指定期間を延長しないものと考えてよいか。

［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔内閣情報調査室〕

① 保存期間満了後移管予定の特定秘密文書は、特定秘密の指定の有効期間が満了した後に国立公文書館等に移管される。

② 特定秘密の指定の有効期間が満了する時において、当該指定をした情報が特定秘密の指定の要件を満たすときは、その有効期間を延長する（特定秘密保護法第４条第２項）ため、保存期間満了後廃棄された場合でも指定期間の延長はあり得る。敷衍すれば、同じ特定秘密を記録する複数の文書が存在する場合、１つの文書が廃棄されても、他の文書に記録された特定秘密を保護するため、特定秘密の指定を有効にしておく必要があり得る。

(b) 特定秘密文書の廃棄状況

①保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄事例は、行政機関ごとにいくつあるのか。これらの廃棄の妥当性について、独立公文書管理監や内閣府はチェックしているのか。していないとすれば、今後行われる各行政機関ごとの説明の際に、各行政機関ごとに廃棄の妥当性について説明されたい。

②以前から指摘している通り、消防庁及び防衛装備庁について、特定秘密文書の保有件数が減少している。減少分は１年未満の文書だと思われるため、各省庁の保存期間１年未満の文書の類型や廃棄理由も含めた説明をお願いしたい。

［平成 29 年６月５日審査］

（答弁概要）〔内閣情報調査室〕

①情報監視審査会からの資料要求を受けて現在作業中である。現時点（平成 29 年６月現在）では、平成 28 年中の廃棄事例は、内閣官房、警察庁、消防庁、公安調査庁、防衛省、防衛装備庁の６省庁[15]と聞いている。廃棄の妥当性につき説明が求められることについては、各行政機関に伝えたい。

②（件数などの）数値は、現在作業中である。類型については、写しや断片情報といったものになるかと思われる。個別の部分については関係省庁とも相談したい。

（c）特定秘密文書の廃棄に関連する取扱い

①独立公文書管理監及び内閣府による廃棄の同意を得る手続において、同意が得られず移管となった場合、特定秘密の指定を延長することはないと考えてよいか。

②特定秘密文書の廃棄に関連する取扱いについて、口頭での説明だけでは理解しにくいので、文書での提出も求める。

［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔内閣情報調査室〕

①不同意により移管となった場合、特定秘密の指定の有効期間が満了した後、国立公文書館等に移管されることとなる。ただし、特定秘密の指定の要件を満たす場合に有効期間が延長されることはあり得る。

②（意見のため答弁なし）（注：後日、内閣情報調査室から資料の提出があった。）

（d）特定秘密の指定の有効期間と行政文書の保存期間との関係

①特定秘密文書が保存期間満了後に廃棄された場合でも当該特定秘密の指定の有効期間の延長はあり得るという説明であったと思われるが、どういう意味か。

②特定秘密として指定する対象は情報であるが、その前提としての文書や物件の存在について、昨年来、審査会で議論を行ってきたが、答弁で指摘されたように、行政文書の保存期間と特定秘密の指定期間に関係がないとすれば、審査

[15] 平成 28 年中においては７省庁（内閣官房、警察庁、消防庁、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁）が該当する（「保存期間１年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型」82 頁参照）。

会の場で更に議論をする必要がある。

［平成 29 年６月５日審査会］

（答弁概要）〔内閣情報調査室〕

①特定秘密の指定の有効期間の延長は、有効期間が満了した時点で、その特定秘密を維持すべきかどうかを判断して行うもので、他方、行政文書の保存期間については、別の体系で定められている。

②特定秘密の指定の有効期間と、行政文書の保存期間の関係については、それぞれ趣旨・目的を異にしているが、文書をもって管理することが通例であることから、文書のない特定秘密は限定的にしていくということだと考えている。

(e) 保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄関係

①保存期間１年未満の特定秘密を含む文書の廃棄については、一旦、廃棄を停止して独立公文書管理監あるいは公文書管理課が審査し、廃棄の理由を明らかにすべきではないか。

　さらに、保存期間１年以上の文書も含め、廃棄予定の特定秘密文書を情報監視審査会に提示していただくことも必要ではないか。

②廃棄予定の保存期間１年未満の特定秘密文書はどのくらい存在するのか。

③廃棄予定の全ての特定秘密文書を情報監視審査会に提示してもらい、審査会が当該文書を確認した上で、廃棄を承認すべきであるとの指摘は望ましいものであるが、実際に可能かどうかという点も含め、審査会でよく検討したい。

④保存期間が１年以上である特定秘密文書の廃棄の手続が進んでいるとのことであり、とりあえず廃棄の決定を止めるように依頼した。この件についても審査会で検討いただきたい。

［平成 29 年６月５日審査会］

⑤独立公文書管理監は、特定秘密文書のうち保存期間１年以上のものが検証の対象であり、保存期間１年未満は権限外であると説明するが、保存期間１年未満の文書が大量に廃棄されている現状に鑑み、特定秘密をチェックする組織の一つとして、自ら法改正を求めるべきと考え

る。

［平成 29 年 11 月 14 日審査会］

⑥保存期間１年未満の特定秘密文書が大量に複製・廃棄されている実態については、プラスとマイナスの両方の評価があろうかと思うが、少なくとも、そのような実態があるということに関し、廃棄件数を公表していただきたい。公表に対する見解を明らかにされたい。

⑦独立公文書管理監は、従来から、保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄については権限外である旨説明しているが、これだけ大きな問題が明らかになったのだから、少なくとも当審査会が廃棄問題に関して指摘したような事項については、確認すべきではないか。

⑧運用基準上、独立公文書管理監が保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄について検証・監察を実施できることが明らかではないのであれば、運用基準の見直しについて内閣情報調査室に検討してもらいたい。また、当審査会に対し、検討の結果をいつ頃までに回答できるか答えていただきたい。

⑨当審査会の求めに応じて提出した、保存期間１年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型に関する資料の内容については、それぞれの類型の相違点がわかるように実際の文書を示した上で更に説明を行っていただかなければ納得できない。

⑩保存期間１年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型については、それぞれの類型に該当する文書を保有する省庁から説明を聴取することを当審査会として行わざるを得ないと考える。

⑪今後の運用基準の在り方や、保存期間１年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型について具体例を確認しながら説明を聴取することについては、審査会においても協議をしていただきたいと考える。

⑫今後の運用基準の在り方等について、審査会として考え方を整理し、必要であれば検討や説明を求めることとしたい。

［平成 30 年１月 31 日審査会］

（答弁概要）

①〔公文書管理課〕

制度上、特に回答すべきことはない。

①〔**独立公文書管理監**〕

独立公文書管理監が行う検証・監察については、運用基準に基づくものであり、保存期間１年未満の行政文書ファイル等の管理については、廃棄の妥当性を含め検証・監察の対象となっていない。

②〔**内閣情報調査室**〕

廃棄予定の保存期間１年未満の特定秘密文書の件数については、数字的に確定することは難しい。衛星写真などであれば、それは万単位となるだろう。御指摘については、各省庁に伝えることは可能だが、実務上可能かどうかということについては、この場では回答できない。

③（意見のため答弁無し）

④（意見のため答弁無し）

⑤（意見のため答弁無し）

⑥〔**内閣情報調査室**〕

保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄件数（平成 28 年中）については、求めがあれば公表の方法を検討したい。

⑦〔**独立公文書管理監**〕

運用基準で付与された権限しか有しておらず、運用基準に従って検証・監察を実施する機関であるので、業務の中身を拡げることについては答える立場にない。

⑧〔**内閣情報調査室**〕

運用基準の改正に関し、保存期間１年未満の特定秘密文書に対する検証・監察を実施するか否かということについては、各省庁の事務や独立公文書管理監による厳正な検証・監察の確保という観点を踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。また、運用基準は特定秘密保護法の施行後５年を経過した時点において、改正の要否を検討することになっているため、そのタイミングで検討するというのは一つの考え方だと思う。

⑨〔**内閣情報調査室**〕

保存期間１年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型の説明については、内閣情報調査室からは定性的な部分の説明はできるが、個別具体的な文書の内容は、所管している各省庁に聞いていただくしかない。

⑩（意見のため答弁無し）

⑪（意見のため答弁無し）

⑫（意見のため答弁無し）

(f) 特定秘密の全体像、特に特定秘密文書における保有件数と廃棄件数の整合性

①平成 28 年中に廃棄された保存期間 1 年未満の文書件数には複製が含まれ、平成 27 年末、平成 28 年末時点での特定秘密文書の件数には複製が含まれていないとの説明であったが、公表している特定秘密文書の件数に複製が含まれていないということであれば、その全体像は到底つかめないのではないか。公表されている特定秘密文書の件数を複製が含まれた件数に計上し直すべきであると考えるが、この点についての見解を伺いたい。

②従来の複製の取扱いとの整合性を重視し、特定秘密文書の件数に複製を計上していないようだが、罰則が強化されたのをはじめ、特定秘密保護制度には従来とは異なる面もあるので、特定秘密文書件数の再計上について検討することを強く求める。

③特定秘密文書の件数の再計上については、政府に対してどのような意見を提示するかといったことも含め、今後の検討課題として審査会で議論したい。

④複製とは実態としてどのようなものか。例えば、電磁記録の削除も廃棄件数に含まれているか。また、電磁記録、紙媒体ともに１つの文書として計上し、それを廃棄した場合は、廃棄の総数に含まれるという理解でよいか。

⑤内閣情報調査室は、保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄件数については今般把握したが、複製も含めた各行政機関が保有している全ての特定秘密文書の件数は把握しているのか。

［平成 29 年 11 月 14 日審査会］

（答弁概要）〔内閣情報調査室〕

①これまでも、旧防衛秘密や特別管理秘密を含むいずれの文書の保有件数についても、原則、複製を含まない原本について計上し、公表してきたところである。秘密の情報量がどのくらいあるのかを近似的に明らかにする趣旨であると思われる。国会においても、複製を除いた件数を説明しており、従来のやり方との関係もあるため、再計上には慎重な検討が必要である。

②（意見のため答弁なし）

③（意見のため答弁なし）

④行政文書には電磁記録も紙もあるが、今、この場で、件数の仕分けができる状況にはなっていない。また、文書件数の計上における複製の取扱いについては指摘のとおりであり、コピー機で複写した紙媒体、電子データを印刷したもの、元の電子データのいずれも行政文書である。

⑤複製の件数については、その時々において各行政機関で把握されていると思うが、基準点を決めなければ、正確な件数は計上できないと考える。また、当該基準点で正確に把握できるかということも、各行政機関に聞いてみないと分からない。

(g) 歴史公文書等への該当性

①特定秘密に指定されていることそれ自体をもって、当該情報が歴史公文書等の判断基準Ｉの「政策の検討過程…に関する重要な情報」に該当するということになるのではないか。

②歴史公文書等の判断基準を満たすか否かについての判断が難しい場合、組織内でどのような手続で最終的に判断しているのか。特定秘密の性質上難しいこととは思うが、専門家の知見を借りるような手段はあるのか。判断基準の当てはめについて、具体例を示していただきたい。

③技術的助言を行うアーキビストとはどのような立場の者か。国立公文書館の職員ではないのか。また、公的な資格は有しているのか。

［平成 29 年６月５日審査会］

④アーキビストが資格ではないということもあり、歴史性の判断が適正に行われているか担保される必要があると考えるが、何か工夫はできないのか。また、アーキビストのような専門家は、諸外国ではどのような役割を担っているのか。

［平成 30 年１月 31 日審査会］

（答弁概要）〔公文書管理課〕

① 特定秘密だから直ちに歴史資料として重要になるわけではないが、指定期間が 30 年を超える特定秘密を含む文書ファイルについては重要性があるとして移管することとしている。特定秘密文書にも写しがあるが、写しが歴史資料ではないという場合もある。

② 行政文書管理ガイドライン別表第２においても、事項ごとに詳細な判断指針が示されている。また、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項、例えば、阪神・淡路大震災や日韓W杯等については、移管となる。なお、専門家の知見については、公文書の廃棄同意に際して、アーキビストによる技術的助言を得ることができる。

③ 独立行政法人である国立公文書館の職員である。公的な資格を有しているわけではないが、長年、公文書の分類、整理に携わり、歴史学についても相当程度の識見を有している者をアーキビストと称している。

④ 行政文書の歴史性に関しては、行政文書管理ガイドラインで定められたルールに従い、内閣府公文書管理課が国立公文書館等へ移管すべき行政文書か否かの判断をしている。判断に専門性を要する場合には、国立公文書館のいわゆるアーキビストにアドバイスを受けて判断することもある。諸外国においても、アーキビストが歴史性を判断しているところもある。

(h) 行政文書管理ガイドラインの一部改正関係

行政文書管理ガイドラインを改正して、行政文書の保存期間を原則１年以上とするのであれば、特定秘密文書についても、その重要性に鑑み、当然保存期間は１年以上になると考えるが、この点についての見解を伺いたい。

［平成 29 年 11 月 14 日審査会］

（答弁概要）〔公文書管理課〕

行政文書管理ガイドラインの改正については、現在、公文書管理委員会で審議中であり、今後どうなるかは申し上げられないが、保存期間１年未満の文書の管理については、現状より強化することを検討しているところである。

(i) 行政文書の廃棄に係る検証・監察関係

①慎重の上にも慎重を期して検証・監察を行ったと独立公文書管理監は説明したが、何を基準として慎重と言うのか。できるだけ文書を残すということか。

②独立公文書管理監から、今後は、省庁に対し検証・監察結果を通知した段階で、当審査会委員に個別に特定秘密文書の廃棄について説明することとしたいとの方針が述

べられた。今後の対応方針は評価するが、今般の廃棄問題の端緒の一つが、公文書管理課との廃棄協議が行われていることを報じた新聞記事であったことを考えると、報道等があった段階で、委員又は審査会に対し、その時点における説明が必要か否かを検討するよう、内閣情報調査室も含めて注意しておいてもらいたい。

［平成 30 年 1 月 31 日審査会］

（答弁概要）〔独立公文書管理監〕

① 廃棄の検証・監察について、法令や運用基準に定められたルールに従って保存期間満了時の措置が設定されているか等の検証・監察業務が、拙速とならないようにしっかりと対象となる文書の内容を検証して判断しているということである。

②（意見のため答弁なし）

（j）情報監視審査会における調査の充実

①特定秘密文書の廃棄問題に関して審査会から事前通告した事項は、内容が多岐にわたるものであり、特定秘密に触れないかたちで説明する場合であれば、説明のポイントを事前に配付していただかなければ、審査会における審議は深まらないと考えるが、内閣情報調査室は、そのような対応は可能か。

②今後、審査会が項目を整理した上で政府に対し事前通告を行った事項について、特定秘密が含まれない内容を説明する場合は、事前に説明内容のポイントを提出していただくことで、審議を充実したものにすることが重要であると考えるので、この点について検討していただきたい。

［平成 30 年 1 月 31 日審査会］

（答弁概要）〔内閣情報調査室〕

①説明の要点については、求めがあれば資料を配付したい。

（注：後日、内閣情報調査室は 1 月 31 日の説明内容のポイントを提出した。当該ポイントを基に 80、84-85 及び 89 頁の表を作成している。）

②（意見のため答弁なし）

b　内閣官房（内閣情報調査室関連）

(a) 政府参考人からの説明概要

i　平成 28 年中に廃棄された特定秘密文書関連

特定秘密文書の廃棄に係る集計方法について、平成 28 年中に廃棄された文書件数には複製を含めているのに対し、平成 28 年末から１年以内に廃棄予定の文書件数には含めていない。これは、将来の１年間にどれだけの数の複製が作成されるかについては、予測が極めて困難であることから、後者の文書件数については、複製の廃棄件数を含めていない。他方、前者の文書件数は、実際に廃棄した実数であり、複製の廃棄が多い実状を踏まえ、複製を含めて計上することが適当であると判断し、複製を含めた件数を回答したものである。両者は予定値と実績値で性格が異なることから、集計方法は異なるものと考えている。

また、内閣情報調査室では、これまで、特定秘密保護法施行以前に作成した特定秘密である情報を記録する文書について、特定秘密保全責任者が確認作業を順次行ったところであるが、その結果、官－６[16]の特定秘密について、文書中の主たる特定秘密が別の識別番号の特定秘密であったものが存在したため、計上し直したことにより、文書件数が減少した。具体的には、内規に基づく定期検査により、官－６の特定秘密を多く含むとしていた文書が、実は官－７[17]の特定秘密を多く含むものであることが判明したため、当該文書について平成 28 年末時点では官－７に計上したものである。

---

[16] 識別番号「官－６」は、指定の整理番号「02g-201412-003-2ニ-003」のことである。その対象情報は、「平成 17 年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「ＩＧＳ」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにＩＧＳ等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがＩＧＳを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（ＩＧＳの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にＩＧＳを用いて収集した画像情報の元データ」である。

[17] 識別番号「官－７」は、指定の整理番号「02g-201412-004-2ニ-004」のことである。その対象情報は、「平成 18 年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「ＩＧＳ」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにＩＧＳ等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがＩＧＳを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（ＩＧＳの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にＩＧＳを用いて収集した画像情報の元データ」である。

その他、平成 28 年中に、官－55[18]に係る[不開示情報]件の特定秘密文書が廃棄されているのは、平成 28 年中に情報収集衛星等を用いて収集した画像情報の元データを可視化した衛星画像を廃棄したものである。この衛星画像は、システム上、１か月から３か月程度保存され、その後自動的に廃棄される仕組みとなっている。衛星画像については、画像の元データから復元が可能であり、元データの保存期間は 30 年となっている。

ii 他省庁から提供を受けた特定秘密文書の件数

他の行政機関から提供を受けた専ら他の行政機関の指定に係る行政文書の件数は、[不開示情報]から提供を受けた文書が最も多く、省庁別内訳は、[不開示情報]となっている。

iii 歴史公文書等の該当理由

内閣情報調査室が平成 28 年末に保有する特定秘密文書 83,108 件のうち、歴史公文書等に該当する文書は、[不開示情報]件である。歴史公文書等に該当する文書の主な内容は、[不開示情報]である。当該文書を歴史公文書等と判断した理由については、これらの文書は、行政文書管理ガイドラインの別表第２の１のＩ「国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書」に該当するものと考え、歴史公文書等に該当すると判断した。

[18] 識別番号「官－55」は、指定の整理番号「02g-201503-006-2ニ-004」のことである。その対象情報は、「平成 28 年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「ＩＧＳ」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにＩＧＳ等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがＩＧＳを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（ＩＧＳの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にＩＧＳを用いて収集した画像情報の元データ」である。

(b) 主な質疑事項及び意見の概要

i 廃棄文書の類型

① 保存期間が1年未満の特定秘密文書で平成 28 年中に廃棄されたものの類型中の「別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し」と「別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材」における「写し」と「素材」の違いは何か。

② 特定秘密保護法案の作成時に、重要な情報については特定秘密の指定期間を 30 年から 60 年まで延長できるというルールを作成した際、暗号はその中に入っていたと思うが、そのように重要な暗号を容易に廃棄しても良いのか。

[平成 29 年 11 月 14 日審査会]

（答弁概要）

①「素材」とは、文書を構成する情報のピースであり、成果物である文書を作成する過程で使用するが、使用後は意味を為さないものである。

②特定秘密としているのは暗号を構成するもので、廃棄しているのは［不開示情報］。御指摘のような、暗号は大事だから保存期間をしかるべく設定するという局面とは異なる。

ii 文書件数の整合性

内閣官房の指定する特定秘密が記録された行政文書において、平成 27 年末時点から平成 28 年末時点にかけて、廃棄した件数よりも多く減少しているものがあるが、いかなる理由からか。

[平成 29 年 11 月 14 日審査会]

（答弁概要）

内閣情報調査室では、法施行以前の文書の確認を行ってきたが、特定秘密文書に含まれる特定秘密のうち主体となる特定秘密が変更されることにより、一部の特定秘密の文書件数が減少した。定義の部分で変更があったということである。

iii 特定秘密文書の分類の変更

① 官－６と官－７では、対象となる情報の年違いであり、そもそも文書を作成する際に伝えたい情報・趣旨は一般的に明確であるにもかかわらず、官－７に入るべき情報を趣旨の異なる官－６に分類した理由について、説明を求める。 ② 上記理由について、実例を示して審査会に説明することを要望する。 ［平成 30 年 1 月 31 日審査会］

（答弁概要）

① 特定秘密文書の中には、必ずしも１つの特定秘密の情報だけでなく、複数の情報が入っている。どの特定秘密に分類されるかは、どれが主要な要素の情報であるかということで判断されるが、今回、定期的に行う検査の中で、これまで官－６の情報が主要なものとしていた判断を官－７の情報が主たる要素であると改め、分類し直したものである。

　伝えたい情報というのは、様々なものを材料にしてつくるので、その中で何の情報が主たる要素の情報であるかという点については、すぐに明らかになるとは限らないものである。

②（意見のため答弁なし）

c　警察庁

歴史公文書等の該当理由

平成 26 年までに得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報の文書件数は［不開示情報］、そのうち歴史公文書等に該当するのが、平成 28 年末時点で［不開示情報］ある。歴史公文書等とした理由及び指定時期をお示しいただきたい。 ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

当該情報に係る文書のうち、歴史公文書等としている［不開示情報］の文書は、［不開示情報］に関する文書である。行政文書管理ガイドラインにおいて「国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書」に該当すると判断し、歴史公文書等に指定した。

当該文書が特定秘密文書となった時期は［不開示情報］であり、平成 28 年８月に、保存期間満了後は国立公文書館に移管予定であるということを独立公文書管理監へ回答した。

d　総務省

特定秘密文書の複製の有無及び記録媒体の種類

総務省が保有する特定秘密文書は、在日米軍から一時的に借用しているものであり、在日米軍に返却されるものであると承知しているが、業務上、複製を作成し共有するということはないのか。また、特定秘密の記録媒体は紙か。 ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

業務上も原本のみを使用し、複製は作成していない。また、特定秘密文書は紙で受領して、そのまま使用している。

e　公安調査庁

新たに作成された特定秘密文書の歴史公文書等への該当性及び保存期間

① 平成 29 年１月に新たに作成した［不開示情報］に関する文書は歴史公文書等に該当するか。 ② 当該文書の保存期間を伺いたい。 ③ 特定秘密の指定の有効期間が延長される場合、特定秘密文書の保存期間も指定の有効期間に合わせて延長されるのか。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

① 公安調査庁では、行政文書管理ガイドラインを踏まえ、公安調査庁行政文書管理規則を定めている。同規則に基づき、新たに作成された特定秘密文書については、歴史公文書等には該当しないと判断している。

② 当該特定秘密の指定の有効期間、特定秘密文書の保存期間はともに５年である。

③ 行政文書の保存期間についても、必要な場合には延長できる。特定秘密の指定の有効期間が延長された場合には、それに応じて、当然、特定秘密文書の保存期間も延長の措置をとることになると考えている。

ｆ－①　外務省（大臣官房）

文書件数の整合性

①保存期間１年未満の特定秘密文書の件数が平成 26 年から 28 年までの各年末の時点で０件となっているにもかかわらず、別の資料に平成 27 年中及び 28 年中の廃棄件数が計上されていることについて説明していただきたい。 ②廃棄された複製の特定秘密文書につき、その原本である特定秘密文書の保存期間は１年以上であるか。 ［平成 29 年 11 月 22 日審査会］

（答弁概要）

①年末時点の特定秘密文書の保有件数は複製を含まないものであるのに対して、廃棄件数については複製も含めたものとなっており、当該件数は複製の廃棄を行ったものである。

②御指摘のとおりである。

ｆ－②　外務省（欧州局）

国立公文書館等への移管の予定の有無

日露平和条約締結交渉に関する情報が記録された文書は歴史公文書等であり、保存期間が到来したら、国立公文書館等へ移管されるのか。 ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

日露平和条約締結交渉は、第２次世界大戦の終結後から継続しているものであり、いつ交渉が妥結し、当該特定秘密文書の保存期間が到来するのか、見通しは立っていない。また、妥結後直ちに移管するかということも状況次第である。

g　経済産業省

特定秘密文書の保有状況

①廃棄協議中である87件の特定秘密文書は、内閣官房が保有している特定秘密文書の複製であるとのことだが、それ以外の特定秘密文書も全て複製ではないか。両者の違いについて伺いたい。

②今後、文書の保存期限の到来に伴い廃棄を進めていけば、いずれは経済産業省から特定秘密がなくなるのか。

［平成29年12月4日審査会］

（答弁概要）

①当該87件の特定秘密文書は、３年の行政文書の保存期間が経過したことを理由に廃棄するものである。その他の文書も複製であり、保存期限が到来すれば、廃棄の判断をすることになる。

②廃棄協議中である87件の特定秘密文書の廃棄後は、もう１年分特定秘密文書が存在する。これらの文書が廃棄されれば、経済産業省が特定秘密として指定する情報が記録された文書はなくなり、法施行以降に内閣官房から提供を受けた文書のみが存在することになる。

h　海上保安庁

(a) 特定秘密文書の保存期間延長の理由

提出資料中の「文書件数が減っているのは保存期間を延長したためであり、廃棄したものではない」旨の注意書きについて、説明を求める。また、保存期間を延長した理由についても説明を求める。

［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

平成 26 年中に内閣情報調査室が行った外国政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報並びに平成 26 年中に内閣情報調査室から得た内閣衛星情報衛星センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報が記録された文書については、以前は保存期間が１年未満であったが、保存期間を延長したため、平成 28 年末は保存期間が１年未満の特定秘密文書件数を０件とした。

また、当該文書の保存期間を延長した理由は、以前、当審査会から、特定秘密文書の保存期間と特定秘密の指定の有効期間を合わせるべきとの指摘を受けたのを考慮し、保存期間が指定の有効期間より短かったものにつき、保存期間を延長して有効期間に合わせたことによる。

(b) 特定秘密文書の保存期間延長の議論

これまでの当審査会において、外国政府との情報協力業務に関する情報の保存期間の延長の議論はあったと記憶しているが、平成 26 年中に内閣情報調査室から得た、外国政府との情報協力関係の情報及び情報収集衛星に関する情報が記録された行政文書の保存期間延長の議論をしたことがあったか。

［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

外国政府との情報協力業務に関する情報のうち、特定秘密の指定の有効期間が満了したものにつき、有効期間を延長するとともに行政文書の保存期間を延長した[19]。

他の特定秘密が記録された行政文書についても、これに併せ、同様に保存期間延長の措置を講じている。

[19] 平成 28 年 10 月 17 日の衆議院情報監視審査会において、海上保安庁から、平成 26 年中に提供された外国政府との情報協力業務に関する情報が記録された行政文書について、保存期間の延長を行った旨の答弁があった。

ｉ　防衛省

(a) 政府参考人からの説明概要

現在（平成 29 年 12 月４日）、内閣府の公文書管理委員会において、行政文書管理ガイドラインの見直しについて議論されており、保存期間１年未満の公文書の取扱い、歴史文書として重要な公文書の範囲の明確化について検討が進められている。行政文書管理ガイドラインの改正を踏まえて、防衛省においても各種規則等を今年度中に改正する予定である。

(b) 主な質疑事項・意見の概要

防衛省における公文書管理の在り方

① 南スーダンＰＫＯ日報問題を踏まえた今後の日報を含む公文書管理の在り方について伺いたい。 ② 保存期間が１年未満の特定秘密文書の廃棄件数に関し、以前提出された資料には「一部の部局において、特定秘密文書等管理簿に係るデータを電子的に管理していなかったため、そのような集計困難な文書等は廃棄件数に含まれていない」との但書が記載されていたが、その後当該記載が削除された理由について伺いたい。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

①南スーダンＰＫＯ日報問題を受け、防衛省として再発防止策を行った。ＰＫＯの日報については、防衛省内で 10 年間保存することとしている。なお、廃棄文書件名リストに記載された日報に含まれる情報は、例えば［不開示情報］といった情報を取り急ぎ日々速報的に配付したものであり、南スーダンＰＫＯで取り上げられた日報とは異なるものである。

他方、現在、政府全体で行政文書管理ガイドラインの改正が検討されており、防衛省においても、保存期間の見直しや特定秘密文書件数の増加に伴う実務上の課題について検討を進めていきたいと考えている。

②電子的に管理していなかったものについては、紙の帳簿を基に集計した。なお、特定秘密文書等管理簿を残しておらず、集計困難な文書については、情報本部が取得した情報であり、多くは素材であって保存期間が比較的短いものであったため、それを記載する帳簿等の保存期間

も６か月としていたが、特定秘密を運用していく過程において、より一層適切に管理することが重要と判断し、現在は保存期間を５年に改めている。

(2) 平成 28 年「政府に対する意見」（審査会意見）のフォローアップ関係

ア　特定秘密文書不存在問題

(ｱ) 問題の経緯

平成 28 年の当審査会の調査により、行政文書が不存在の特定秘密が多数あることが明らかになった。この行政文書が不存在の特定秘密については、特定秘密が物件であり文書作成が困難であるもののようにその理由が明確である特定秘密もあれば、情報が不存在であるものや文書作成が可能であるにもかかわらず作成していないものもあることから、その指定については、必要性と特定秘密に該当する情報の出現可能性について厳格に審査し、特定秘密の指定を行う必要がある。

なお、行政文書が不存在である特定秘密の類型の概要は、以下の表のとおりである。

行政文書が不存在である特定秘密の類型の概要

	概　　要
①	**あらかじめ（見込み）指定したもの** 具体的な情報の出現前にあらかじめ指定したが、具体的な情報が未出現のもの ［例：開発及び人的情報源等］
②	**他機関が保有しているもの** 自らは行政文書等を保有していないが、他の行政機関又は事業者に文書があるもの ［例：他の行政機関から提供を受けたが廃棄したもの等］
③	**１つの文書に重複して記録されているもの** 複数の特定秘密を記録する行政文書が存在する場合において、代表的な特定秘密についてのみ計上したもの。つまり、文書数は計数していないが、文書が存在しているもの ［例：衛星関係等］
④	**情報が知識（頭の中）として存在しているもの** 行政文書も物件もないが、具体的な情報が職員等の知識として存在するもの ［例：文書等を保存期限の関係から廃棄及び他の行政機関に移管したもの等］
⑤	**物件が存在しているもの** 行政文書がなく、特定秘密を記録・化体する物件のみが存在するもの ［例：暗号等］
⑥	**その他** 文書数の計上基準が異なっていたため、再集計の結果、実際には行政文書が存在していたもの ［例：他の行政機関から移管したもの等］

（政府提出資料及び政府答弁等を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

これを受け、当審査会として、平成 28 年年次報告書の意見において、①特定秘密に該当する情報の出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと、②指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年１回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと、③情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないことなどを指摘した。なお、各行政機関は所要の措置を行い、そのうち、外務省は３件、防衛省は６件の特定秘密の指定を解除するに至った。

平成 29 年中に指定が解除された特定秘密一覧

行政機関名	識別番号	整理番号	概要	解除の日付
外務省	外－９	11－201412－0009－2イa(b)－0001	日韓排他的経済水域境界画定交渉を含む、日韓間の排他的経済水域の境界画定にかかる交渉の方針又は結果に関する情報であり、公になることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの（ただし、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。	平成 29 年３月 13 日
	外－10	11－201412－0010－2イa(b)－0002	竹島問題に関する情報のうち、外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、公になることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの（ただし、我が国の領域の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。	
	外－15	11－201412－0015－2イa(c)－0001	東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（現に公になっていない情報に限る）。	
防衛省	防－76	18-201412-076-1イa(c)-004	［不開示情報］	平成 29 年３月 22 日
	防－77	18-201412-077-1イa(c)-005	［不開示情報］	
	防－87	18-201412-087-1イa(c)-013	［不開示情報］自衛隊防衛及び警備基本計画	

	防－88	18-201412-088-1イa(c)-014	［不開示情報］自衛隊の防衛及び警備実施計画	
	防－91	18-201412-091-1イa(c)-017	［不開示情報］情勢等に関する見積り	
	防-224	18-201412-224-1ロb-011	電子戦運用教育実施に関する米軍情報	

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

(イ)　当審査会における調査

a　調査の概要

当審査会において、内閣官房及び特定秘密指定行政機関等の24の行政機関に対し、特定秘密ごとの文書等の件数を記載した資料の提出を求めた（詳細は「7　調査の方法(3)資料提出及び資料要求」参照）。

また、平成29年11月14日の審査会において、内閣情報調査室より、平成28年年次報告書における政府への意見への対応につき説明があった。

その後の審査会において、行政文書が不存在の特定秘密を指定している行政機関に対し、質疑を行った。

b　平成 29 年中に政府において措置された特定秘密

平成 28 年年次報告書の審査会意見を受け、平成 29 年中に政府において措置されたものは、次のとおりである。

特定秘密文書不存在（平成28年12月31日時点）の
特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	指定件数（平成28年末時点）	特定秘密文書不存在の特定秘密件数（各年末時点）		平成28年末時点で文書が不存在である理由		
		平成27年	平成28年		件数	H29で措置済
国家安全保障会議	3	2	3	（内閣官房で文書を保有）		―
内閣官房	66	11	9	平成29年中に文書が出現しているもの		2
				複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	7	
警察庁	29	1	0	（平成28年中に指定解除済み）		―
公安調査庁	16	1	2	平成29年中に文書作成済み		2
外務省	39	7	5	平成29年中に指定解除（外－9、10、15）		3
				平成29年中に文書保有済み		1
				他機関が保有しているもの	1	
防衛省	289	132	129	平成29年中に指定解除（防－76、77、87、88、91、224）		6
				平成29年中に文書作成済み		7
				今後、文書作成・取得見込み		1（※）
				複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	17	
				他機関が保有しているもの	11	
				物件が存在しているもの	87	
防衛装備庁	18	14	3	あらかじめ指定したもの	1	
				複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2	

（※）平成30年に入り、文書作成済み。

（政府提出資料及び政府答弁等を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

c　内閣情報調査室からの説明概要（11 月 14 日）

審査会での御指摘を受け、対応を検討した。その結果、行政文書等が不存在の情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方につき、内閣情報調査室において事務連絡を作成し、特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関に対して発出した[20]。

「考え方」の主な内容は以下のとおりである。

○特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断する。例えば、当該情報の入手時期が確定していないときなど、将来出現することが確実であると言えない場合には、指定をしない。

○運用基準に基づき「あらかじめ指定」を行う場合は、期間を適切に区切って指定する。

○指定された特定秘密に当たる情報が出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても速やかに当該特定秘密の指定を解除する。情報が出現せず指定の有効期間が満了した場合は有効期間を延長しない。

○公文書管理法に基づいて、指定された特定秘密に当たる情報が記録された行政文書の管理を適切に行う。

○今後の運用状況を見て、運用基準の改正時において、上記内容の運用基準への反映を検討する。

今後は、このような考え方に沿って指定の取扱いを行っていきたい。

[20] 参考資料「７　内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容」参照

d　主な質疑事項及び意見の概要

(a) 公安調査庁

新たに作成された特定秘密文書の内容

平成 29 年１月に新たに作成した［不開示情報］に関する文書の内容を伺いたい。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

従来は、［不開示情報］だけを記載した文書を作成し、［不開示情報］については別途文書を作成することで、［不開示情報］が分からないようにしていた。しかしながら、情報監視審査会の指摘を踏まえ、２件の［不開示情報］に関する特定秘密について、［不開示情報］を作成した。

(b) 外務省

他の行政機関が文書を保有している特定秘密の取扱い

特定秘密保護法施行以前に特別管理秘密として内閣情報調査室から外務省に提供された情報につき情報監視審査会における議論において速やかな指定の解除を求められたのに対し、内閣情報調査室と検討を進める旨答弁していたが、検討した結果について説明されたい。 ［平成 29 年 11 月 22 日審査会］

（答弁概要）

当該情報が記録された文書の原本は、内閣情報調査室が保有している。法施行時に、特定秘密を厳格に管理するとの趣旨から双方で指定した。内閣情報調査室と引き続き協議を重ねているが、結論にまでは至っていない。

(c) 防衛装備庁

特定秘密の指定の期限を記載することの可否

いわゆるあらかじめ指定である［不開示情報］に係る情報について、具体的に特定秘密の指定の期限を記載することはできないのか。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

最終的な報告を取りまとめるという方向であり、最終的な事業が終わった段階で、もしなければ速やかに解除の手続を始めたいと考えている。

防衛省と二重指定している特定秘密に関する今後の取扱い

防衛省との二重指定となっている特定秘密に関し、平成 28 年の審査会において、指定の在り方について内閣情報調査室と相談する旨答弁していたが、結論はどうなったのか。 ［平成 29 年 12 月 4 日審査会］

（答弁概要）

防衛装備庁と防衛省は、各々の所掌事務に係る情報としてそれぞれ指定しているところである。平成 28 年の御指摘を踏まえ、内閣情報調査室と相談した結果、指定は法の趣旨に照らして適切との回答があったため、両省庁で指定する形を維持している。

イ　作成から30年を超える特定秘密文書関係

(ｱ) 問題の経緯

特定秘密の指定の有効期間は、我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ない理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で 30 年を超えることはできないと規定[21]されている。他方、特定秘密の指定の際には、当該情報の発生からの経過年数による制約等がないことから、発生から 30 年を超える情報が特定秘密として指定され、作成から 30 年以上が経過した特定秘密文書が保存されている可能性は排除されない。

このため、平成 28 年５月、政府に対し、特定秘密が記録されている最も古い行政文書の作成年を回答するよう求めたところ、警察庁において、作成から 30 年以上が経過した特定秘密文書が存在することが判明した。これを受け、当審査会では、同年 11 月 30 日、特定秘密が記載された当該行政文書の提示を受け、調査を行った。また、平成 28 年年次報告書における意見として、作成から 30 年を超える特定秘密文書につき、指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同様の厳格な手続を課す措置を検討することを求めた。

(ｲ) 当審査会における調査

ａ　調査の概要

平成 29 年 11 月 14 日の審査会において、内閣情報調査室より、平成 28 年年次報告書の意見への対応につき説明があった。その中で、作成から 30 年を超える特定秘密文書につき各省庁に照会した結果につき説明があった。また、同年 12 月４日の審査会において、防衛省に対し、作成から 30 年を超える特定秘密文書につき質疑を行った。

ｂ　内閣情報調査室からの説明概要（11 月 14 日）

作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有状況を調査したところ、警察庁、外務省及び防衛省において保有していることが判明した。

警察庁が保有しているのは、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する文書と、外国の政府等との情報協力業務の実施状況等及び同業務を通じ提供された情報に関する文書である。

---

[21] ただし、この場合であっても、暗号や人的情報源等を除き、通算 60 年を超えて延長することはできない。（特定秘密保護法第４条）

前者は情報収集活動の能力に関するもの、後者は未解決の事案であり、継続して捜査等を行っているものである。

外務省が保有しているのは、日露平和条約締結交渉に関する文書であり、北方領土問題に関する外国政府等との交渉や協力の方針や内容等である。これが公にされることにより、日露平和条約の締結交渉に著しい支障を与えるおそれがある。

防衛省が保有しているのは、例えば、艦船や航空機に搭載する敵味方識別装置の使用手順に関する文書や、［不開示情報］に関する文書であり、文書作成当時から現在に至るまで引き続き実施している任務を遂行する上で必要かつ秘匿すべき手順等が示されている。

特定秘密文書の長期保有については、政府全体でその状況把握に努める。その上で、適正を確保するために何らかの措置が必要かどうか、実務を積み重ねつつ、引き続き検討してまいりたい。

c　主な質疑事項及び意見の概要

防衛省における作成から 30 年を超える特定秘密文書に関する事項

① 平成 29 年 11 月 14 日の審査会で示された、作成から 30 年を超える特定秘密文書の内容及び当該文書が保存期間を満了した場合の取扱いについて、説明を求める。 **② 作成から 30 年を超える文書が歴史公文書等に該当しないことにつき、疑問を呈しておきたい。** **③ 作成から 30 年を超える特定秘密文書は、何件あるのか。** **［平成 29 年 12 月４日審査会］**

（答弁概要）

①平成 29 年 11 月 14 日の審査会において、作成から 30 年を超えて保有している特定秘密文書の例示として２件提示した。１件は、艦船や航空機に搭載する敵味方識別装置の使用手順に関する文書であり、もう１件は［不開示情報］に関する文書である。当該文書は保存期間 30 年で延長しているが、保存期間を満了した後には、廃棄することとなる。

②（意見のため答弁なし）

③作成から 30 年を超えて保有している特定秘密文書は、53 件である。

4　その他個別行政機関に関する事項

関係行政機関から特定秘密の指定及びその解除の実施状況について説明聴取及び質疑を行った。その概要は次のとおりである。

また、原則として、行政機関ごとに、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

なお、以下の事項については、それぞれ該当する項目において、まとめて記載しているので、そちらを参照されたい。

①平成 28 年年次報告書で明示した審査会意見への対応
　→「第１　３　平成 28 年「政府に対する意見」への対応状況」
②「主な質疑事項・意見の概要」のうち、特定課題に関するもの
　→「第３　３　特定課題」
③「主な質疑事項・意見の概要」のうち、適性評価に関するもの
　→「第３　５　適性評価」

記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

また、［不開示情報］と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても不開示情報に抵触するため、報告書の公表に当たり不記載とした部分である。

(1) 国家安全保障会議

平成 29 年 11 月 22 日、国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 平成 28 年中の特定秘密の指定状況

国家安全保障会議では、平成 28 年末時点で３件の特定秘密を指定しており、平成 28 年中に１件指定した。なお、現時点で平成 28 年末までに指定した特定秘密に関し、指定を解除したもの及び指定の内容を変更したものはない。

(ｲ) 特定秘密の指定の有効期間の決定理由

指定の有効期間の決定理由について精査した結果、運用基準の規定に照らして適切に設定していることを改めて確認した。

(ｳ) 特定秘密文書の保有

特定秘密が記録された文書は、国家安全保障会議においては保有していない。これは国家安全保障会議設置法第12条により、会議の事務を行う国家安全保障局において文書を作成・保管しているためである。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 情報監視審査会への説明の在り方

> 前国会から委員８名のうち４名が交替したのであるから「昨年までに説明したとおり」というのは説明になっていない。今後は、しっかり説明してほしい。
>
> ［平成29年 11月22日審査会］

（答弁概要）

（意見のため答弁なし）

(ｲ) 南スーダンからの陸上自衛隊撤収に係る事実関係

> ① 平成29年３月10日の記者会見において菅官房長官は、陸上自衛隊の南スーダンからの撤退について「昨年の９月ごろから検討してきた」と述べているが、昨年９月からの４大臣会合の議題には、南スーダン関係の案件が見当たらない。撤収の議論の事実関係を説明願う。
>
> ② 首相動静を見ると、同年３月10日17時51分に国家安全保障会議の４大臣会合が開かれて、17時53分にＮＨＫが速報で撤退について放送している。その後に総理から発表があったが、この４大臣会合の結論が特定秘密であるとすれば、秘密指定は解除されているのか。
>
> ［平成29年 11月22日審査会］

（答弁概要）

① 菅官房長官による「昨年９月ごろから国家安全保障会議で検討してきた」との発言は、総理や閣僚による会議だけではなく、国家安全保障局も含めた一般的な総称として「国家安全保障会議」と発言したものと聞いている。政府においては、従来から４大臣会合、９大臣会合だけでなく、局長級による幹事会や会議を支える国家安全保障局も含めた総称として国家安全保障会議との呼称を用いてきており、その上で、個別の閣僚会合については、４大臣会合などの形で説明している。ＵＮＭＩＳＳ（国連南スーダン共和国ミッション）の自衛隊派遣の在り方

については、平成 28 年９月ごろより、活動終了のタイミングを含めて、国家安全保障局を中心に具体的な検討を行ってきており、同期間において閣僚会合も累次にわたり開催してきた。

② 平成 29 年３月 10 日の４大臣会合では、公表することを前提とした「基本的考え方」[22]という文書を確認することなどを行った。当該文書は、５月末をめどに自衛隊の施設部隊を撤収するという基本的考え方が記されており、公表を前提としたものであったが、４大臣会合の議論の結論それ自体とは異なるものである。３月 10 日の国家安全保障会議の議論の結論は秘密指定されており、解除はされていない。

(ｳ) 国家安全保障会議の議論の結論の意味

「国家安全保障会議の議論の結論」というのは会議録のことか。

［平成 29 年 11 月 22 日審査会］

（答弁概要）

国家安全保障会議の議事録に加えて、会議の最後に閣僚間での議論の結果を取りまとめたものがあり、それを結論と呼んでいる。

[22] 「ＵＮＭＩＳＳにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方」（平成 29 年３月 10 日、内閣官房・内閣府・外務省・防衛省）
（https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20170310shiryou.pdf）

(2)－①内閣官房（国家安全保障局関連）

平成 29 年 11 月 22 日、内閣官房（国家安全保障局関連）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 平成 28 年中の特定秘密の指定状況

国家安全保障局において指定している特定秘密は５件である。このうち、特定の外国についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成 28 年２月に策定されたもの及び平成 28 年 11 月に策定されたものが、平成 28 年中に国家安全保障局によって指定されたものである。平成 28 年末までに指定した特定秘密について、指定を解除したものはない。

(ｲ) 指定書及び指定管理簿の記載事項

指定書について変更があった。平成 26 年１月から国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した国の安全保障に関わる事案に際して行う外国政府との協力その他の政府の対応方針の検討内容につき、取扱いの業務を行わせる職員の範囲について、引用条文に誤記があり、平成 28 年中にこれを修正した。

国家安全保障局の指定した指定管理簿には一部不開示（墨塗り）の箇所はない。

(ｳ) 特定秘密の指定の有効期間の決定理由

指定の有効期間について改めて精査した結果、適切な設定であることを確認した。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

指定書の記載

> 「特定の外国についての政府の安全保障上の基本的事項」とあるが、例えば当該国の情報や対応方針等がこれに当たるのか。
>
> ［平成 29 年 11 月 22 日審査会］

（答弁概要）

この基本的事項については、［不開示情報］が特定秘密文書に記載されている。

(2)－②内閣官房（内閣情報調査室関連）

平成 29 年 11 月 14 日、内閣官房（内閣情報調査室関連）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

政府参考人からの説明概要

ア　平成 28 年中の特定秘密の指定状況

内閣情報調査室では、平成 28 年末時点で 59 件の特定秘密を指定している。

平成 28 年中、内閣情報調査室では新規に 7 件の特定秘密を指定した。内訳は、情報収集衛星関係 2 件、外国の政府等との情報協力関係 2 件、人的情報源関係 2 件、国際テロ情報の収集のために用いる機密情報伝達システムの暗号関係 1 件である。現時点で、平成 28 年末までに指定した特定秘密について、指定を解除したものはない。

イ　指定書及び指定管理簿の記載事項

平成 28 年中に指定の内容を変更したものはない。

指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」について、秘密、一部不開示（墨塗り）に該当する記載は含まれていない。

ウ　特定秘密の指定の有効期間の決定理由

精査の結果、指定の有効期間の決定理由について、運用基準の規定に従い適切に設定していることを確認している。

(2)－③内閣官房（事態対処・危機管理担当関連）

平成 29 年 12 月 4 日、内閣官房（事態対処・危機管理担当関連）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 特定秘密の概要

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、平成 28 年末時点で２件の特定秘密を指定している。これらの情報は、領域の保全のために、政府全体として適時適切な対処を行うための措置の方針に関する情報である。

これら２件はいずれも平成 26 年末までに指定したもので、それ以降、新たに指定した特定秘密はない。

(ｲ) 指定の理由

これらの情報が明らかになることにより、外国政府により対抗措置が講じられ、我が国の領域への侵害行為が容易となる、または外国政府との交渉が不利となるなど、我が国の領域の保全に著しい支障を与えることになるため、特に秘匿する必要がある。

(ｳ) 特定秘密の指定の有効期間の決定理由

特定秘密の指定有効期間については、指定の対象情報に係る諸情勢が少なくとも５年以内に変化することはないと判断されることから、５年としている。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 省庁間で共有する特定秘密

① 官－２[23]については、法務省の保有する特定秘密にも同じような概要の記載のもの[24]がある。官－２は特定秘密保護法の施行前に内閣官房から法務省に提供され、法施行後に内閣官房と法務省でそれぞれ特定秘密に指定したのか。

---

[23] 識別番号「官－２」は、指定の整理番号「02e-201412-001-2ﾛb-001」のことである。その対象情報は、「[不開示情報] について平成 25 年 5 月及び平成 26 年 2 月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針」である。

[24] 識別番号「法－１」は、指定の整理番号「08m-201412-1-2ﾛb-1」のことである。その対象情報は、「[不開示情報] について平成 25 年 5 月及び平成 26 年 2 月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針」である。

② 官－３[25]も、官－２と同じような内容について平成 25 年８月に作成されたもののようだが、これが法務省にないのは何故か。また、官－２について、同じ中身のものが内閣官房と法務省で二重にカウントされているとは腑に落ちないが、指定を一本化することはできるか。
③ 他にも内閣官房から各省庁に提供されて二重に指定されているものがあるかもしれないので、その妥当性について疑問を呈しておきたい。

［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

① 御指摘のとおりである。
② 官－２について、特定秘密の指定は各省庁がそれぞれの判断で行っているので、法務省の判断についてコメントする立場にはない。官－３に係る文書は、内閣官房から法務省には渡していない。（官－２と）タイトルは似ているが、中身は別のものである。
③ （意見のため答弁なし）

(ｲ) 官－２及び官－３の指定基準及び特定秘密文書

① 官－２及び官－３に関して、近年の情勢に鑑みれば、多くの情報が集まっていてしかるべきだと思うが、文書件数は増えていない。これは何故か。
② 平成 26 年 12 月の特定秘密保護法施行以前と以後で、特定秘密の指定基準に一貫性があるか疑問があるが、いかがか。
③ 官－２及び官－３には、措置や方針を定める際の周辺情報は含まれていないのか。

［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

①及び② 特定秘密の指定要件である３要件の該当性を適切に判断しているところであり、その結果として、平成 26 年に指定して以降、３要件に該当し、新規に指定するほどの中身の文書はなかったということである。
③官－２及び官―３の対象は、「我が国の政府が講ずる措置又はその方針」であり、これに関連する周辺情報は含まれていない。

[25] 識別番号「官－３」は、指定の整理番号「02e-201412-002-2ﾛb-002」のことである。その対象情報は、「［不開示情報］について平成 25 年８月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針」である。

(3) 警察庁

平成 29 年 11 月 30 日、警察庁における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 平成 28 年中の特定秘密の指定状況

警察庁では、平成 28 年中に 6 件の特定秘密を指定した。警察庁において従来から継続的に収集している情報などの中で、平成 27 年以前にも期間を区切って指定をしていたものについて、平成 28 年分についても期間を区切って指定をした。

その内訳は、特殊部隊等の戦術又は運用に関する情報、外国の情報機関や特殊工作機関が行うスパイ活動等に関する情報、国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向に関する情報、国内においてテロを実行するおそれのある個人や組織の動向に関する情報、外国との情報協力業務に関する情報及び警察の人的情報源に関する情報である。

(ｲ) 指定書及び指定管理簿の記載事項

指定書の変更点について、平成 26 年末時点からの変更点をまとめた。審査会意見を踏まえ、海外との連絡に用いる暗号に関する情報について記載事項を変更した（「第１　４　情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項」参照）。あわせて、指定管理簿の記載事項も変更している。なお、指定管理簿に一部不開示（墨塗り）の箇所はない。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 特定秘密文書の件数と人的情報源の数

① 平成 28 年中に警察の人的情報源となった者に関する情報の文書件数は［不開示情報］とあるが、この件数に対応する人数の情報源に関する文書が存在していると考えて良いか。

② 当該特定秘密は、人的情報源又はその候補となった者のうち特に保全が必要であると認められる者について、その人的情報源や候補が持ってきた情報ではなく、その人や候補そのものに関する情報とのことだが、そうだとすれば、関連情報は色々あるかもしれないが、基本的には［不開示情報］にまつわるものということか。

［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

① 原則としてそのような理解で間違いではないが、人的情報源に関する特定秘密は、情報源そのものに関するものと、その内容に関するものがあり、人的情報源が特定秘密に該当しないものであっても、中身が大事、あるいは機微であれば特定秘密に指定される。また、そもそもその人的情報源自体が特定秘密の要件を満たすということで指定する場合もある。

② 御指摘のとおりである。

(ｲ) 同一の特定秘密中の平成28年に審査会で提示を受けた特定秘密文書と残りのものとの関係

> **昨年の審査会において、平成26年までに得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報に係る文書の提示[26]を受けた。当該文書は［不開示情報］であるが、指定された特定秘密に係る残りの文書も提示を受けた文書に関係するものなのか。**
>
> **［平成29年11月30日審査会］**

（答弁概要）

昨年の審査会で提示した文書が［不開示情報］に関するもので、その他の文書は［不開示情報］。

(ｳ) 非公知性の要件

> **運用基準では「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。」とされているが、非公知性の要件について、警察庁はどのように考えているのか。**
>
> **［平成29年11月30日審査会］**

（答弁概要）

運用基準では、「非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする」

[26] 平成28年11月30日、当審査会は警察庁から特定秘密の提示を受けた。当該特定秘密は識別番号「警－13」、指定の整理番号「19-201412-013-3ロa-001」であり、提示を受けたのは「作成から30年以上が経過している特定有害活動（スパイ活動等）の防止に関する警察の特定秘密文書」である。審査会の調査により作成から30年を超える行政文書に、特定秘密とされる情報が記録されている例があり、更なる調査が必要と判断し、提示を求めることとしたものである。

云々とあり、例えば（ある情報が）報道機関等により公表されていると（特定秘密を指定する行政機関の長が）認定する場合には、我が国の政府により公表されていなくても、非公知性の要件を満たさないが、他方で、実際の判断に当たっては個別具体的に行う、とされている。

(4) 総務省

平成 29 年 11 月 30 日、総務省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 平成 28 年中の特定秘密の指定状況

総務省で指定している特定秘密は、平成 28 年までに当審査会に対し説明した３件に加え、平成 28 年 12 月に２件追加し、５件となっている。

(ｲ) 特定秘密の概要

総務省で指定している特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であり、在日米軍が使用する設備ごとに５件指定している。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米の無線設備間の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。

当該調整に当たり、総務省は米軍が使用する周波数に関する文書を受領しており、そのうち、米国政府よりシークレットとして分類されている文書を特定秘密に指定している。

指定している５件については、各指定書に記載されているとおり、法別表第二号イの細目ｂに該当する情報、すなわち、外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされている措置に相当する措置が講じられるものに該当する。

(ｳ) 指定管理簿の一部不開示（墨塗り）の理由及び特定秘密の指定有効期間の決定理由

指定管理簿のうち、設備の名称及びその目的が記載されている部分は、公にすることにより当該設備の重要性が明らかになることで、我が国に対して害意を有する第三国等が企図する妨害行為の対象とされやすくなるなど、在日米軍の活動に重大な支障を来し、我が国の安全が害されるおそれがあることから、情報公開法第５条第３号に該当するものとして、不開示情報としている。

(ｴ) 特定秘密の指定の有効期間の決定理由

指定の有効期間については、５年以内に本指定の対象情報の取扱いに関し米国からの要求が変化することはないと判断し、５年としている。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 報道に関する総務省の事実確認等

> 報道[27]によれば、スノーデン氏が提供した機密文書において、米国が通信傍受のために海底ケーブルを使用しており、日本の接続拠点として、日本企業が保有する陸揚局が記載されていたとのことであり、日本の安全保障上の問題と考えるが、事実関係について総務省は確認したのか。また、政府として本件真偽について確認すべきと考えるがどうか。
>
> ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

報道の内容を総務省として確認していない。総務省の特定秘密との関連はなく、当該企業に対し総務省が本件に係る調査を行ったということはない。なお、通信の秘密や諜報活動ということになると、別のセクションが担当になる。

(ｲ) 在日米軍が使用する周波数に関する情報の対象軍種

> 在日米軍が使用する周波数に関する情報というのは、米空軍だけでなく海軍なども対象となるのか。
>
> ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

在日米軍全体が対象になっているので、空軍のみならず、陸軍及び海軍等が使用する全ての周波数のうち、先方がシークレットとして指定しているものが対象となる。

[27] 小笠原みどり「スノーデン衝撃インタビュー　『日本での諜報活動と驚くべき世論操作』」『サンデー毎日』平成 28 年 6 月 19 日

(5) 法務省

平成 29 年 11 月 30 日、法務省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 特定秘密の概要

法務省では１件指定している。また、平成 28 年中に新たに指定及び解除した特定秘密はない。

(ｲ) 指定書の記載事項

指定書において、平成 27 年 4 月 10 日付組織改編に伴い、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の記載が変更されている。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 特定秘密の追加指定

現在、朝鮮半島有事等について様々なことが検討されているが、それらが今後、法務省の特定秘密として追加される可能性はあるか。

［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

現在保有する文書は、［不開示情報］への措置に関する情報が記載されたものである。それ以外の場所等に対する事柄等についての文書が今後生じることはあり得ると思うが、その場合は適切に対応したいと考えている。

(ｲ) 特定秘密文書の作成時期

法務省が指定している特定秘密は、平成 25 年５月及び平成 26 年 2 月に作成されたものとのことであるが、最近は作成していないのか。毎年作成するものではないのか。

［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

これらの文書は我々が作成したものではなく、提供を受けたものであるため、作成の要否等については承知していない。

(ｳ) 特定秘密文書の提供元行政機関及び当該行政機関の指定する特定秘密との整合性

①法務省が保有する特定秘密文書は、どの行政機関から提供を受けたものか。 ②本件に関し、以前から内閣官房が指定する特定秘密と一緒のものではないかと言っている。これらの文書は（法務省と内閣官房それぞれが指定する特定秘密とで）２つに分かれているということか。 ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

①内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）より、特別管理秘密として提供を受けたものである。

②それぞれの行政機関で指定しており、同一のものかどうかはお答えしかねる。特定秘密保護法の施行前に提供を受けて保有していた文書を指定したということである。

（(2) －③　内閣官房（事態対処・危機管理担当関連）参照）

(6) 公安調査庁

平成 29 年 12 月 4 日、公安調査庁における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、質疑概要については、本報告書中他の項目で整理した。

政府参考人からの説明概要

ア　平成 28 年中の特定秘密の指定状況

公安調査庁は、平成 28 年中に新たに 4 件の特定秘密を指定した。この 4 件は、外国の政府から提供を受けた特定有害活動の防止に関する情報で同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの、外国の政府から提供を受けたテロリズムの防止に関する情報で同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの、公安調査庁の人的情報源となった者に関する情報、公安調査庁が収集・分析した特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報である。

なお、平成 28 年中に指定を解除された特定秘密はなかった。

イ　情報監視審査会からの資料要求への対応

当審査会から要求のあった資料は全て提出している。

(7)－①　外務省（大臣官房）

平成 29 年 11 月 22 日、外務省（大臣官房）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、平成 30 年１月 26 日、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。(「第３　２　特定秘密の提出・提示」参照)

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 平成 28 年及び平成 29 年中の特定秘密の指定と解除

外務省は、平成 28 年中に新たに３件の特定秘密を指定し、２件の特定秘密の指定を解除しており、平成 28 年末時点では 39 件の指定となっている。また、平成 29 年中は、11 月現在で新たに 1 件を指定し、３件の指定を解除したため、特定秘密の指定件数は合計 37 件となっている（平成 29 年における特定秘密の指定の解除については、「第３　３（2）ア　特定秘密文書不存在問題」参照)。

(ｲ) 指定書の記載事項

当審査会の平成 27 年 年次報告書の意見を踏まえ、平成 28 年中に５件の特定秘密について指定書の修正を行った（「第１　４　情報監視審査会の指摘に基づき、政府において措置を講じた事項」参照)。このうち１件は、当審査会における指摘も踏まえ、平成 28 年に続き重ねて修正を行ったものである。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

政府に対するサイバー攻撃関係

> **昨年１年間における政府へのサイバー攻撃はどの程度あったか。また、外務省・防衛省・官邸に対するものが多いのか。**
>
> **［平成 29 年 11 月 22 日審査会］**

（答弁概要）

政府に対するサイバー攻撃は、４秒に１度検知している。他の省庁については承知していない。

(7)－②　外務省（総合外交政策局）

平成 29 年 11 月 22 日、外務省（総合外交政策局）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

指定の理由

総合外交政策局では、３件の特定秘密を指定している。

平成 25 年から 26 年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国政府との協議の内容に関する情報は、法別表第２号イａの細目(a)に該当し、漏えいにより、事態対処のために我が国が実施する施策等の計画、方針、措置その他の手の内や我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるため、特定秘密として指定している。

平成 28 年中の国際テロリズムの人的情報源に関する情報は、法別表第４号ハに該当し、当該情報が明らかになることによって、人的情報源である者あるいはその親族等の関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれるおそれなどがあることから、特に秘匿する必要のあるものである。

平成 28 年中の国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関から提供された情報は、法別表第４号ロｂに該当し、当該外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信頼維持の観点から、特に秘匿する必要があるものである。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 特定秘密の対象となる情報

①国際テロリズム関連の人的情報源に関する情報は、諜報員から入手した情報と理解してよいか。また、その場合、当該者は日本国籍の者のみか。
②国際テロリズムに関する情報は、国際テロ情報収集ユニットから得た情報と理解してよいのか。
［平成 29 年 11 月 22 日審査会］

（答弁概要）

①あらゆるパターンで様々な情報源が存在する。

②御指摘のとおりである。

(ｲ) 特定秘密文書関係

平成25年から26年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議に関する情報が記録された文書の件数が、平成28年中に増加しているが、その理由について説明されたい。

［平成29年11月22日審査会］

（答弁概要）

対象となるのは、平成25年から26年までに登録された協議の内容に関する情報であり、その協議が平成27年以降も継続している場合には、協議に関する文書は当該特定秘密に該当するためである。

(ｳ) 特定秘密の提示要求関係

国際テロ情報収集ユニットに関しては、平成27年中の情報が特定秘密文書不存在のため指定を解除されたという経緯があるため、平成28年中に得た情報を確認する必要があると考えるが、この点についての見解を示していただきたい。

［平成29年11月22日審査会］

（答弁概要）

当該特定秘密の提示は差し控えさせていただきたいが、審査会の提示要求の決議があれば、真摯に検討したい。

(ｴ) 情報が特定秘密に指定されるまでの取扱い

国際テロリズム関連の人的情報源に関する情報は、ある事案について得た情報を、誰がどのように特定秘密と判断しているのか。また、各行政機関で当該情報を共有する必要がある場合には、特定秘密に触れないように伝達する必要があるが、どのようにしているのか。当該情報が特定秘密に指定されるまでの仕組みを時系列で伺いたい。

［平成29年11月22日審査会］

（答弁概要）

特定秘密に該当するか否かの判断については、当該特定秘密については、組織として総合政策局が精査して決めるというかたちになっている。情報については、慎重な取扱いのもと、関係部署、政府内の関係機関と必要な連携を行っている。

(7)－③　外務省（アジア大洋州局）

平成 29 年 11 月 30 日、外務省（アジア大洋州局）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(7) 指定の理由

アジア大洋州局では３件の特定秘密を指定している。

北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報は、法別表第２号ハａに該当し、漏えいすることにより、対抗措置が講じられ、じ後必要かつ正確な情報を入手することが著しく困難になり、我が国の安全保障に著しい支障を来たすおそれがあるため特定秘密に指定している。

北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報のうち、拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するものは、法別表第２号イａに該当し、漏えいすることにより、北朝鮮による日本人拉致問題に関して我が国が実施する施策、取組等に関する計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、外国政府等との交渉又は協力に著しい支障を及ぼしたり、人的情報源の保護に支障を及ぼし、今後の情報収集活動等が滞ったりするなど、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体の保護に支障を来たすおそれがあるため、特定秘密に指定している。

東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち、公になった場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものは、公になることにより、安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関する計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易になったり、外国政府等との交渉が困難となるとともに、我が国の秘密保護への信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるため、特定秘密に指定している。

(ｲ) 指定書の記載事項

当審査会の平成27年年次報告書における意見を踏まえ、平成28年中に指定書の修正を行った。その内容は、北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報の対象情報について、「ただし、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る」との文言を削除し、「あるいは、我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ」との文言を追記した。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 特定秘密の指定解除関係

①特定秘密の指定が解除された[28]との記載がなされている資料と記載箇所をお答えいただきたい。
②答弁に対する準備を万端整えて審査会に臨んでいただきたい。
［平成29年11月30日審査会］

（答弁概要）

①記載されている資料と記載箇所については、後程調べてお知らせしたい。
②（意見のため答弁なし）

(ｲ) 特定秘密の対象となる情報

①北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報について、イメージすることが困難であるため、例えば技術、能力に関する情報などといった、具体的な情報の性質についての説明は可能か。
②北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報については、拉致実行犯に関する情報が含まれるか否かなど情報の性質についての説明は可能か。
［平成29年11月30日審査会］

（答弁概要）

①北朝鮮による核・ミサイル開発の全般にかかわる、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、技術など特定の内容に限ったものではない。
②拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外務省が独自に収集した情報であ

[28] アジア大洋州局が指定する特定秘密３件につき、平成29年３月13日に指定が解除された。「第３　３（2）ア　特定文書不存在問題」参照。

り、拉致被害者に関するものである。

(ｳ) 拉致被害者に関する文書の特定秘密としての取扱い

①平成16年に作成された、５人の拉致被害者からの聞き取り調査とそれに対する分析が記された極秘文書の存在が報じられたが[29]、当該文書は、外務省が特定秘密に指定する北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報に該当するか。
②拉致被害者に関する文書であれば、内閣官房が作成したものであっても、共有するのではないか。
［平成29年11月30日審査会］

（答弁概要）

①該当しない。当該記事によれば、書面は内閣官房拉致被害者・家族支援室が作成したとのことであり、外務省ということではない。外務省も含め政府として帰国した拉致被害者から聞き取り調査は行っているが、内容について明らかにすることは差し控えさせていただきたい。

②外務省が特定秘密として指定している北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報は、あくまでも外務省が独自に収集した情報である。

[29] 「独占スクープ　政府「極秘文書」解禁　横田めぐみさんの「消息」」『週刊文春』平成29年11月2日

(7)－④　外務省（北米局）

平成 29 年 11 月 30 日、外務省（北米局）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

指定書の記載事項

衆議院情報監視審査会の平成 27 年年次報告書において、２件の特定秘密の指定書の記載が具体的、限定的ではない旨の意見が付されたため、これを踏まえ平成 28 年中に修正を行った。

秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定（ＧＳＯＭＩＡ）に基づいて米国から提供された情報については、従前は、「公になっていないものであり、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものに限る」として特定秘密保護法の規定を引用した書き方としていたが、これを「米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。」と改めた。すなわち、ＧＳＯＭＩＡで提供される情報は多岐にわたるため、内容の面から限定的に記載することは難しい。そのため、米国において特定秘密保護法と同様の保護措置が講じられた情報に限ることとすることで、より保護度の高いもののみが対象となる書き方とした。

日米間の協力に関する協議等についての情報は、従前は、「公になっていないものであり、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものに限る」としていたが、これを「その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る」と改めた。ここでいう「手の内」とは対処方針や計画等、「能力」とはまさに能力を指すものであり、そのようなものがわかるものが特定秘密の対象になることを明示した。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

指定書の表記と情報の内容との整合性

指定書を修正したことだけではなく、指定書の表記と情報の内容との整合性についても説明していただきたい。 ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

ＧＳＯＭＩＡによって提供される情報は、映像や電子など様々な形態をとることができるものであり、この内容が特定秘密だと記述するのは難しい。一般的に、ＧＳＯＭＩＡによって提供される情報が全て特定秘密に該当するかのような記述は適当ではないとの指摘をいただいたので、高い保護措置を講じているものと記述するのが最も限定的と判断した。

日米間の協力に関する協議等についての情報については、「手の内や能力」という文言は、計画や防衛装備、日米協力の能力などを表すものなので、それなりに具体的に記述されていると考えている。不十分なところもあるかと思うが、日米安全保障協力に関する点であるので、御理解をいただきたい。

(7)－⑤　外務省（欧州局）

平成 29 年 11 月 30 日、外務省（欧州局）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

特定秘密の概要

日露平和条約締結交渉に関する情報は、主に、ロシア政府等との北方領土問題についての交渉の記録、交渉に際しての我が国政府の対処方針、北方領土に関して収集した情報の３つで構成されている。本情報が公になることにより、日露平和条約締結交渉において我が国が実施する施策や取組等に関し、これらの計画、方針その他の措置が露見し、対抗措置が講じられ、我が国の立場を反映した交渉が困難になるとともに、今後の情報収集活動等が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるため、特定秘密に指定している。

また、作成から 30 年を超える日露平和条約締結交渉に関する行政文書についても、同様の理由で特定秘密文書として保有している。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 特定秘密文書の管理方法

> 日露交渉というフォルダがあり、それが大別して３つの内容で構成され、その中に文書が存在するということか。
>
> ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

フォルダというかたちではないが、内容を大まかに分けると３つになるということである。

(ｲ) 日露首脳会談の内容の取扱い

> 歴代内閣総理大臣と先方の首脳との会談のうち、秘匿すべきもの全てが特定秘密に指定されているということか。
>
> ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

首脳会談の内容についても、特定秘密として指定する必要があるものについては、特定秘密として取り扱っている。

(7)－⑥　外務省（領事局）

平成 29 年 11 月 30 日、外務省（領事局）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

指定の理由

国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているものを特定秘密として指定した。

当該情報は、漏えいすることにより、関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定と実施に支障を来すと判断し、特定秘密に指定したものである。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 国際情勢の変化に伴う対象情報の内容の変更の有無

大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針に関する情報は、平成 26 年 12 月 26 日に特定秘密に指定されているが、現在までの間、国際情勢は大きく変化しており、指定以降、当該情報が記録された方針の改訂などの作業はあって当然かと考えるが、方針に変更はなく特定秘密として指定されていると理解してよいか。

［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

当該情報が記録された文書の取扱いについては御指摘のとおりである。

(ｲ) 邦人退避について協力を求める「関係国」の内容

①政府は、かねてから朝鮮半島有事については対応の方策を検討している旨を述べており、平成 29 年には、国会において、外務大臣が、韓国と領事レベルで意思疎通を行っていることを認めるとともに、米国をはじめとする関係国と連携しながら対応していきたい旨を答弁[30]しているが、国

[30] 平成 29 年 4 月 21 日、衆議院外務委員会

会答弁で「米韓」としているのだから、対象情報中の「関係国」の記載についても、そのように改めてもよいのではないか。
②当審査会は非公開であり、公になるわけではないにもかかわらず、なぜ国会答弁では発言しているものが、当審査会では発言できないのか。
③「関係国」は特定されているのか。特定されているのであれば、それは一国か。
④「関係国」が複数存在するのは当然である。我々としては、「関係国」をまとめて記載するなど当該文書がどのような書き方をされているのかを問うている。後ほど、審査会で問題点を整理し、当該文書の書き方と当該文書の保有件数が持つ意味について、わかりやすい回答を求めるので検討しておいてほしい。

［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

①「関係国」を明らかにすれば、関係国との信頼関係を損ねることにもなりかねず、ひいては邦人の安全な退避の実施に支障を来たすためお答えできない。
②当該国会答弁は、朝鮮半島有事についての質問の中でのやり取りであると理解している。これに対し情報監視審査会では、当該特定秘密が記録された文書について説明している。
③特定しているが、単数か複数かということも含めて答弁は控えさせていただきたい。
④（意見のため答弁なし）

(ｳ) 特定秘密文書の管理方法、記載方法等

①フォルダのようなものの中に、当該情報が記録された様々な特定秘密文書が保管されているのか。
②当該情報が記録された特定秘密文書は、邦人退避についての関係国との協力方針に関する文書か。
③特定秘密文書の保存期間と歴史公文書等に該当するか否かについて説明されたい。

［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

①［不開示情報］という趣旨ではなく、［不開示情報］の文書である。

②御指摘のとおりである。
③指定の有効期間は５年となっているが、延長することもある。文書の保存期間等については後ほど確認させていただきたい。

(7)－⑦　外務省（国際情報統括官組織）

平成 29 年 11 月 22 日、外務省（国際情報統括官組織）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 平成 28 年以降の特定秘密の指定

平成 28 年中に１件、平成 29 年中に１件の計２件の特定秘密を新たに指定している。

(ｲ) 指定書の記載事項

当審査会の平成 27 年 年次報告書における意見に従い、外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった安全保障に関する情報である２件の特定秘密について、指定書の「対象情報」及び「指定の理由」に記載されていた「提供のあった情報」という文言を、「安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報」に改める修正を、平成 28 年 12 月 28 日に行った。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

特定秘密の提示関係

> **平成26年及び27年に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった安全保障に関する情報の提示については、従前、開示の在り方について内閣情報調査室と相談したい旨の回答があったが、検討状況について伺いたい。**
>
> **［平成 29 年 11 月 22 日審査会］**

（答弁概要）

情報監視審査会において、特定秘密の提示を要求する決議が行われた場合は、法令に基づいて適切に対応したい。

(8) 経済産業省

平成 29 年 12 月 4 日、経済産業省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、平成 30 年 1 月 26 日、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った（「第３　２　特定秘密の提出・提示」参照）。

ア　政府参考人からの説明概要

特定秘密の概要

平成 28 年末時点で 4 件の特定秘密を指定しており、いずれも情報収集衛星に関する情報である。これらは、平成 26 年末の時点で内閣官房から提供を受けていた情報を指定したものであり、取扱いに変更はなく、指定の解除も行っていない。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 特定秘密の保護に関する業務の管理

①情報収集衛星に関する情報を、なぜ製造産業局が管理するのか、また、当該情報をどの部署がどのように活用するのか説明されたい。
②なぜ宇宙関係が製造産業局の所掌となるのか。
③インテリジェンスはモノ（物）ではなくコト（事）であるのに、なぜ製造産業局が管理しているのか。
④エネルギーや資源に関する情報だからというよりは、情報収集衛星の能力を察知されることが問題だから特定秘密に指定しているということか。
⑤撮影対象というよりはむしろ撮像能力、つまり技術に関係するため製造産業局で管理しているとのことだが、そのようなことを理由に管理するのであれば、衛星情報の提供を受けている全ての省庁が、製造産業局を通さなければいけなくなるのではないか。
⑥撮像能力が特定秘密にかかわるとのことだが、同じ情報の提供を受けた他省庁も当該能力を知っているのではないか。
⑦特定秘密の関係部局への閲覧は、どのような方法で行われ、どの程度の利用頻度があるのか。
⑧特定秘密に接するのは最小限の人間にしなければいけないにもかかわらず、閲覧を仲介するなど多くの人間がかかわっているような印象を受けるが、この点についての認識

を伺いたい。

［平成 29 年 12 月 4 日審査会］

（答弁概要）

①人工衛星を含む宇宙の利用に関する事務は製造産業局が所掌している。内閣官房から提供を受けた衛星情報を宇宙産業政策の検討に係る情報収集の一環として用いている。情報の活用については、これまで特定秘密を閲覧させた部署は、資源エネルギー庁のみである。エネルギー関係以外にも、災害に関する画像の提供も受けており、部署がまたがっているため製造産業局で管理している。

②製造産業局は、自動車や航空機をはじめものづくり全般を所掌しており、ロケットや衛星もこれに含まれるからである。

③情報収集衛星で撮影した写真の撮像能力が製造産業局に関係するからである。

④御指摘のとおりで、情報収集衛星の撮像能力が秘密にかかわる内容であるため特定秘密に指定している。

⑤確かに、撮像能力という観点で説明すれば、他省庁の宇宙関係の情報も全て関与しなければいけなくなるのかもしれないが、経済産業省は内閣官房から情報収集衛星で撮影した画像の提供を受ける立場であり、内閣官房がどこに振り分けるかは撮影された内容で判断しているものと承知している。その上で、経済産業省の中では、撮像能力について知見を有している製造産業局が内閣官房との窓口を一貫して担ってきた。撮像能力の漏えいを防ぐために特定秘密に指定している情報を、経済産業省の中でどの部署が一元的に管理するのが合理的か検討の結果、施錠された部屋で管理を実施している製造産業局が引き続き行うことが適当であると判断した。他省庁では、宇宙関連を所掌しない部署で情報収集衛星の画像を保有していることもあるかと思うが、特定秘密に指定する理由は、あくまで撮像能力であると考えている。

⑥政府内の特定の部署のみが撮像能力を把握し、これが外部に漏えいしないよう特定秘密として保護している。宇宙や人工衛星についての知見が少ない省庁も、情報収集衛星の画像を保有しているが、当該省庁が行政にその内容を役立てる必要があるということで提供を受けているものだと思う。

⑦文書を保管している特別な部屋に関係部署の職員を呼び込むかたちで、当該文書を持ち出さずに閲覧させており、年数回程度の利用がある。

⑧内閣官房から提供された情報は、大半がエネルギー関連の画像情報ではあるが、洪水など災害に関する画像情報も存在し、これらは一元的に管理されるべきであると考える。洪水などの資源エネルギーと関係がない情報も資源エネルギー庁で管理するのか、あるいは製造産業局で管理するのかは判断の問題だと思うが、資源エネルギー庁で管理すべきではないかとの意見が当審査会の年次報告書で付されたのを受けて検討した結果、資源エネルギー庁自身も、エネルギーに関係のない情報まで自分たちが管理する責任を負うことは必ずしも適当ではないと判断したこともあり、従来から管理業務を担ってきた製造産業局が引き続き管理するのが適当であるという判断に至った。

(ｲ) 法施行時に提供を受けていた文書に係る情報の特定秘密指定の在り方

特定秘密文書が（廃棄されて）存在しなくなれば、指定の解除を考えなければならない。法律の制定時に、他の行政機関から文書の提供を受けていたため、特定秘密の指定を行ったものについては整理が必要だろう。 ［平成 29 年 12 月 4 日審査会］

（答弁概要）

（意見のため答弁なし）

(9)　海上保安庁

平成 29 年 12 月 4 日、海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 特定秘密の概要

海上保安庁は、平成 28 年末時点で 17 件の特定秘密を指定している。内訳は、内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務関係が 3 件、内閣情報調査室から得た情報収集衛星関係が 11 件、外国政府との情報協力業務関係が 3 件となっている。

(ｲ) 平成 28 年中の特定秘密の指定状況

平成 28 年中に新規に指定した特定秘密は、外国政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報の 1 件である。対象の範囲は、平成 26 年中及び平成 27 年中に指定したものと同じである。

(ｳ) 特定秘密の指定の有効期間の決定理由

平成 26 年中に指定した同情報について、指定の有効期間が満了した際に指定の理由を精査した結果、引き続き指定の 3 要件を満たすことから、有効期間を延長することとした。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

(ｱ) 領海侵入を行う外国船への対処方針等に係る情報の取扱い

> 領海侵入を行う外国船への対処方針等に係る情報について、どのように取り扱っているか。
>
> ［平成 29 年 12 月 4 日審査会］

（答弁概要）

過去の中国漁船との衝突事案等の対処方針等は、極めて重要な情報であるため、情報の秘匿措置をとった形で管理しているが、特定秘密に該当するものはない。

(ｲ) 安全保障に関する外国の政府との情報協力業務を通じて提供された情報の提供元

安全保障に関する外国の政府との情報協力業務を通じて提供された情報等は、相手国政府のどのような行政機関から得られた情報か。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

相手国のカウンターパートも含め、業務上関係する機関から得られた情報が含まれている。

(ｳ) 特定秘密文書の件名の意味

特定秘密文書の件名リストにある「日報」や「プロダクト」といった用語について、説明を求める。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

「プロダクト」は、衛星により撮像した画像を分析、評価した成果物であり、「日報」は、日々の撮像画像の判読結果を簡潔に取りまとめたものである。

(10)－①　防衛省（防衛政策局）

平成 29 年 12 月４日、防衛省における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、平成 30 年１月 26 日、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。（「第３　２　特定秘密の提出・提示」参照）

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 平成 28 年中の特定秘密の指定状況

防衛省は、平成 28 年中に新たに 21 件を指定し、うち 18 件は防衛政策局が担当するものである。全て、特定秘密保護法別表第１号「防衛に関する事項」に該当するものであり、具体的な情報は既に出現している。

(ｲ) 特定秘密の指定解除

平成 28 年中に解除した特定秘密は２件であり、１件は、平成 27 年度中に防衛省・自衛隊が防衛に関し収集した誘導武器に係る技術情報等、もう１件は、平成 27 年度中に情報本部が作成する統合中期情報見積りである。これらは、いずれも防衛政策局が担当するもので、いわゆるあらかじめ指定をしたものの、情報が出現しなかったために解除されたものである。なお、後者は、独立公文書管理監からの是正の求めにより解除した。

また、審査会からの意見により指定を解除したものは５件あり、全て防衛政策局が担当するもので、法別表第１号「防衛に関する事項」に該当する情報である（「第３　３（2）ア　特定秘密文書不存在問題」参照）。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

各種日報の違い

廃棄文書件名リストに記載されている各種「日報」の相違について説明を求める。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

記載されている各日報については、作成部署によって異なる件名が付されており、内容も簡易的に作成したものや、そこに解析を加えて報告したものなど様々である。

(10)－②　防衛省（大臣官房関連）

平成 29 年 12 月 4 日、防衛省における特定秘密に係る公文書管理の現状について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、政府参考人からの説明聴取及び質疑概要については、本報告書中他の項目で整理した。

(10)－③　防衛省（整備計画局及び統合幕僚監部関連）

平成 29 年 12 月４日、防衛省（整備計画局及び統合幕僚監部関連）における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

ア　政府参考人からの説明概要

平成 28 年中の特定秘密の指定状況

整備計画局では、平成 28 年中に３件の特定秘密を新たに指定した。具体的には、陸上自衛隊が作成する暗号に関する情報、統合幕僚監部が作成する暗号に関する情報、自衛隊指揮通信システム隊が防衛省・自衛隊の保有するシステム及びネットワークを防護するためにサイバー空間等を通じて収集する情報である。なお、平成 28 年中に解除した特定秘密はない。

統合幕僚監部については、平成 28 年中に新たに指定及び解除した特定秘密はない。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

特定秘密の対象となる情報

①自衛隊の任務のうち、国際連合平和維持活動（ＰＫＯ）に係る情報は、特定秘密に該当することもあり得るのか。
②これまでに指定された特定秘密のうち、ＰＫＯに関するものはあるか。

［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

①特定秘密保護法の立法趣旨に鑑みれば、自衛隊の運用に関する情報であっても、安全保障と目的を異にするものまでもが特定秘密に含まれるとは解されない。他方、具体的にどのような運用が該当するかについては、個別に任務の特性等を踏まえ判断する必要があり、一概に述べることは困難であるが、その任務の特性によっては別表該当性が認められる活動もあり得る[31]。

②現時点で特定秘密に指定されたものはない。

[31]　特定秘密保護法の逐条解説において、別表第１号イの「自衛隊の運用」につき、「本号の対象は、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それに限られるものではない。」と説明されている。

(11)　防衛装備庁

平成 29 年 12 月４日、防衛装備庁における特定秘密の指定及びその解除の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。なお、平成 30 年１月 26 日、特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った（「第３　２　特定秘密の提出・提示」参照）。

ア　政府参考人からの説明概要

(ｱ) 特定秘密の概要

防衛装備庁の指定する特定秘密は、大きく分けて①装備品の性能に係る情報、②外国政府等より提供される情報、③防衛諸計画の作成に必要な情報の３種類がある。

(ｲ) 平成 28 年中の特定秘密の指定状況

防衛装備庁では、平成 28 年中に２件の特定秘密を新たに指定した。１つは、新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究の取決めに基づき提供される情報であり、もう１つは防衛諸計画の作成等に関する訓令に規定する能力分析及び能力評価に関する情報である。なお、同年中に指定を解除した特定秘密はない。

(ｳ) 特定秘密の指定の有効期間の決定理由

いずれの情報も指定期間は５年とされており、特定秘密の指定有効期間の更新の見込みに関しては、①については装備品の使用期間、②については外国政府が指定を維持する期間が終了するまで延長する予定であり、③については、指定された情報を巡る状況の変化を勘案する必要があることから延長の見込みを述べることは困難である。

(ｴ) 指定書及び指定管理簿の記載事項

指定書に関し、平成 28 年８月に独立公文書管理監から指摘を受け、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された特許技術に関する情報について、平成 28 年中に誤記を修正し[32]、また、防衛省と豪州国防省との間の豪州との潜水艦の共同開発・生産の実

[32] 記述の適正化のため、指定書中の特定秘密管理者の官職の「電子装備研究所」が「電子装備研究所長」に修正された。

現可能性の調査に関する取決めに基づき提供される情報について、平成 28 年中に指定理由を追加した[33]。

指定管理簿に関し、防衛省と英国国防省との間の化学・生物防護技術に係る共同研究に関する取決めに基づき取り扱う個人用防衛装備の性能についての情報及び当該性能の試験評価に当たって想定される脅威情報について、特定秘密文書が発生したことに伴い平成 28 年中に記載事項を変更し、防衛省と豪州国防省との間の豪州との潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査に関する取決めに基づき提供される情報について、平成 28 年中に法別表のいずれの事項に関するものであるかの別を追加した。また、指定管理簿に秘密が含まれる指定はなかった。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

特定秘密に係る事案が終了した場合の取扱方針

> **日本と豪州との潜水艦共同開発・生産について、案件としては終了しているが、本件に関する特定秘密の今後の取扱いはどのようになっているのか。**
>
> **［平成 29 年 12 月 4 日審査会］**

（答弁概要）

本件に関し、豪州から提供された情報は SECRET に指定されており、日豪情報保護協定に基づき提供された情報である。現時点では、豪州政府から指定を解除又は変更する通知を受けていないので、同協定上の義務として当該情報は保護し続けなければならない。

[33] 記述の適正化のため、指定の理由につき、「防衛省が検討した内容のうち、豪州国防省から提供された情報と推測させる情報は、別表第１号ロｃに該当」との文言が追加された。

5　適性評価

内閣官房及び関係行政機関から適性評価の実施状況について説明聴取及び質疑を行った。その概要は次のとおりである。

なお、原則として、行政機関ごとに、政府参考人からの説明概要、委員からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取

平成29年11月14日、政府における適性評価の実施状況について、政府参考人（内閣情報調査室）からの説明を聴取し、質疑を行った。なお、11月14日の調査においては、葉梨内閣府副大臣の出席を得た。

その説明概要及び主な質疑事項は次のとおりである。なお、適性評価の実施状況、実施件数等については、［表①］及び［表②］を参照されたい。

ア　適性評価の実施状況

対象期間（平成28年1月から12月まで）中に政府全体で2万849件の適性評価を実施した。全ての適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた。また、評価対象者が同意をしなかった件数は10件である。

イ　主な質疑事項及び意見の概要

適性評価の実施関係

> ① 評価対象者が同意しなかった理由は何か。
> ② 適性評価の結果は、本人に通知するとのことであるが、不適格者は何人いたか。
> ③ 全部で11万人以上いて、不適格者が1人もいなかったというのは、評価が甘いのではないかと思うが、どう考えるか。
> ④ 経済産業省や文部科学省などは、警察庁や防衛省と異なり、適性評価を実施するための訓練を受けたスタッフがいるという印象がないが、マニュアルやガイドラインがあるのか。また、各省庁が別々に実施しているのか。
>
> ［平成29年11月14日審査会］

（答弁概要）

① 適性評価は、本人の同意がない限り手続がスタートしない。同意しなかった理由は聞かない仕組みとなっており、分か

らない。

② 全員につき、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた。

③ 一昨年は、不適格者が１名いた。適性評価については、法律で定められた調査事項に基づき行われ、その結果としてこのようになっている。

④ 適性評価は、特定秘密保護法に定められた事項を調査することとなっており、また、運用基準に定められている手順に従い各省庁が行っている。

表①　適性評価の実施状況（平成 28 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

項目	件数等
実施機関数	22 機関
実施件数	２万 849 件
（うち行政機関の職員等）	２万 229 件
（うち適合事業者の従業者）	620 件
適性評価の評価対象者が同意しなかった件数	10 件
（うち行政機関の職員等）	10 件 （外務省２件、防衛省７件、防衛装備庁１件）
（うち適合事業者の従業者）	０件
同意の取下げ件数	１件
（うち行政機関の職員等）	１件 （防衛装備庁１件）
（うち適合事業者の従業者）	０件
苦情件数	０件

（平成 29 年国会報告を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

表②　指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況及び適性評価実施件数 対比表（平成 28 年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数※1	平成 28 年中の適性評価実施件数※2	（うち行政機関の職員等）
国家安全保障会議	○	0	0	（0）
内閣官房	○	83,471	687	(289)
内閣法制局	－	3	1	（1）
内閣府	○	6	34	(34)
宮内庁	－	0	1	（1）
国家公安委員会	○	0	0	（0）
警察庁	○	25,334	945	(945)
警察庁	－	25,240	166	(166)
都道府県警察		56	779	(779)
(行政文書を重複して保有)		38	－	－
金融庁	○	0	3	（3）
総務省	○	40	6	（6）
消防庁	○	1	0	（0）
法務省	○	3	11	(11)
公安審査委員会	○	0	2	（2）
公安調査庁	○	14,087	54	(54)
外務省	○	99,089	384	(369)
財務省	○	8	44	(44)
文部科学省	－	2	4	（4）
厚生労働省	○	0	19	(19)
経済産業省	○	120	33	(33)
資源エネルギー庁	○	0	9	（9）
国土交通省	－	2,412	34	(34)
気象庁	－	0	3	（3）
海上保安庁	○	13,285	143	(143)
原子力規制委員会	○	0	7	（7）
防衛省	○	88,004	18,197	(18,062)
防衛装備庁	○	318	228	(156)
合計	20	326,183	20,849	(20,229)

（平成 29 年国会報告を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

※1　特定秘密が記録された行政文書の保有状況（平成 28 年 12 月 31 日時点）より抜粋
※2　平成 28 年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋

(2) 関係行政機関からの報告聴取

ア　国家安全保障会議

平成 29 年 11 月 22 日、国家安全保障会議における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議の議長又は議員は、いずれも行政機関の長又は国務大臣であることから、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないとされている。したがって、国家安全保障会議としては、適性評価を行っていない。

イ－①　内閣官房（内閣情報調査室）

平成 29 年 11 月 14 日、内閣情報調査室における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室において一括して行うこととしている。また、適性評価の結果等を目的外利用しないよう、適性評価業務担当と人事担当を分けている。

内閣官房では、行政機関の職員等に対して 289 件、適合事業者の従業者に対して 398 件、計 687 件の適性評価を実施した。

適性評価の対象者から適性評価の実施等について同意を得られなかった件数は、行政機関の職員等、適合事業者の従業者のいずれも０件であった。

適性評価の対象者における同意の取り下げ、苦情の申出について、該当事例はなかった。

イ－②　内閣官房（国家安全保障局）

平成 29 年 11 月 22 日、内閣官房（国家安全保障局）における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

ウ　警察庁

平成 29 年 11 月 30 日、警察庁における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

（ｱ）政府参考人からの説明概要

特定秘密保護法においては、警察庁の職員及び都道府県警察本部長については警察庁長官が適性評価を実施することとされており、都道府県警察本部長以外の都道府県警察の職員については都道府県警察本部長が適性評価を実施することとされている。

平成 28 年中の実施件数は、本庁等において 166 件、都道府県警察において 779 件の計 945 件である。

適性評価を実施すべき適合事業者に該当するものはなかった。

同年中に実施した適性評価において、同意しなかった件数及び同意を取り下げた件数はいずれも０件であった。

特定秘密保護法第 14 条に基づく苦情の申出はなされていない。

（ｲ）主な質疑応答・意見の概要

適性評価の実施関係

① 特殊部隊等が使用する機材などを警察に納入する事業者がいると思う。それにもかかわらず、適合事業者がいないというのはなぜか。 ② 都道府県警察の適性評価につき、（提出資料に年代別等の実施状況の記載がないことから、）警察庁として把握していないのはなぜか。 ③ 適性評価の実施件数が、（国会報告に記載されている）実際に特定秘密の取扱業務に従事する職員数と合致しないのはいかなる理由か。 ［平成 29 年 11 月 30 日審査会］

（答弁概要）

①警察庁が導入している様々な資機材はあるが、機材のスペックそのものは特定秘密という扱いではないという理解である。

②都道府県警察からは、運用基準で定めている項目のみ報告を受けているため、資料において都道府県警察の年代別等の実施状況は記載していない。

③実際に特定秘密の取扱業務に従事する職員数には前年に実施したものも含まれている。そのため、実施件数と異なっている。

エ　総務省

平成 29 年 11 月 30 日、総務省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

総務省では、平成 28 年末時点で適性評価を実施した職員の数は 21 名であり、そのうち平成 28 年中に実施した職員の数は６名である。また、適性評価の実施に当たり、同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の件数は共に０件であり、苦情の申立件数も０件である。

オ　法務省

平成 29 年 11 月 30 日、法務省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

政府参考人からの説明概要

平成 28 年中に適性評価を実施した職員は、大臣官房秘書課 7 名、入国管理局４名の計 11 名である。また、同年末時点における特定秘密の取扱業務を行う職員は、大臣官房秘書課９名、入国管理局８名の計 17 名である。なお、当省においては、適性評価の対象となる適合事業者はない。

カ　公安調査庁

平成 29 年 12 月４日、公安調査庁における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、平成 28 年中に新たに 54 名に対して適性評価を行い、平成 28 年 12 月末現在で、のべ 177 名に対する適性評価を実施した。適合事業者の従業者に対する適性評価は実施していない。

なお、評価対象者が同意しなかった件数、同意を取り下げた件数、苦情の申出の件数、また、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者の数はいずれも０件であった。

キ　外務省

平成 29 年 11 月 22 日、外務省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

外務省では、平成28年中に、職員369件及び適合事業者の従業者15件の計384件の適性評価を実施した。また、適性評価の評価対象者が適性評価の実施について同意しなかった件数は、職員２件である。

また、平成28年中に、適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び申出のあった苦情の件数は０件であった。なお、不適性と判断された者はいなかった。

ク　経済産業省

平成29年12月４日、経済産業省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

平成28年中に合計33名の適性評価を実施し、全ての職員が問題がないと認められた。なお、現在、適合事業者は存在しない。

ケ　海上保安庁

平成29年12月４日、海上保安庁における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

海上保安庁では、平成28年末までに職員に対して404件の適性評価を実施した。なお、適合事業者の従業者に対する適性評価は０件となっている。

また、評価対象者から同意を得られなかった件数、評価対象者が同意を取り下げた件数及び申出のあった苦情の件数は、いずれも０件であった。

コ　防衛省

平成29年12月４日、防衛省における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

(ｱ) 政府参考人からの説明概要

防衛省における平成28年12月末時点の適性評価の実施件数は、防衛省職員１万8,062名、適合事業者の従業者135名の計１万8,197名となっている。

（ｲ）主な質疑応答・意見の概要

適性評価の対象者数

適性評価の対象者の数について、防衛省内外からどのような評価があるか。 ［平成 29 年 12 月４日審査会］

（答弁概要）

防衛省内においては、対象者が多すぎるのではないかとの指摘があるが、省外から具体的な指摘を受けたことはない。

サ　防衛装備庁

平成 29 年 12 月４日、防衛装備庁における適性評価の実施状況について政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要

平成 28 年中の適性評価の実施件数は、防衛装備庁職員 156 名、適合事業者の従業員 72 名の計 228 名となっている。評価対象者が同意をしなかった件数は、職員について１件、対象者が同意を取り下げた件数は、同じく職員について１件である。なお、対象者からの苦情の申出の件数は０件であった。

6　参考人からの意見聴取及び質疑

平成 29 年 5 月 15 日、当審査会は、平成 28 年年次報告書について、今後の当審査会の運営に役立てるため、下記の参考人から公開で意見を聴取し、質疑を行った。

なお、当該参考人からの意見聴取及び質疑は、会議録が公開されているので、参照されたい。

（参考人一覧）

出頭日	職　　業	氏　　名	調査案件
平成 29.5.15	・三井住友銀行顧問 ・元内閣情報官	三谷　秀史君	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件（平成28年年次報告書）
	・ジャーナリスト	春名　幹男君	
	・特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長	三木由希子君	

(1) 参考人からの主な指摘事項と当審査会の考え等

各参考人からの主な指摘事項と当審査会の考え及び対応状況を以下に整理した。

ア　三谷参考人

参考人からの御指摘	当審査会の考え
① 当審査会と各行政機関の間に相互疑心があり、行政機関は何をどこまで開示すべきか、相互に模索している印象がある。審査会はインテリジェンス監視審査会ではなく、特定秘密を離れて政府の情報活動全てが調査の対象になるわけではない。一方、特定秘密の中身や指定された状況を知らなければ、その指定の適否・運用状況について判断はできない。この２つの見解は、相互の信頼関係の上に立って、当審査会の運営が積み重ねられていく中で慣習法的に解決されるべき問題であると考える。審査会におかれては、行政	審査会での議論を通じて、行政との間で相互理解が深まりつつある。引き続き相互の信頼関係を醸成しつつ、特定秘密の指定等に関し、審査会での監視を実効のあるものとしていきたい。

と静かではあるけれども熱い議論を重ねていただきたい。	
② 近い将来、審査会の発展形態又は審査会のリードによる別形態として、インテリジェンス・オーバーサイト委員会は設置されるべきである。そのためには、国会と行政及びインテリジェンス機関との間に相互の信頼関係が必要である。信頼関係醸成への貢献をお願いしたい。	国会法附則に規定されていることでもあり、国会における議論が必要と思われる。インテリジェンス・オーバーサイト委員会の海外での設置事例については、海外派遣等により承知しており、信頼関係醸成の在り方を含め情報収集している。
③ ①についての見解の相違を乗り越えるためには、守るべき秘密の客体の性格の差異、何を守るのか、何が秘密なのかという点について相互理解が必要である。現状では、性格が異なるもの（政府の対外方針の決定過程や決定されたこと、外交交渉の中身、インテリジェンス活動そのものの中身等）を一つに括ってしまっており、これで良いのかという問題意識がある。	御指摘の件については、審査会でもたびたび議論してきたところであり、引き続き調査を進めていきたい。
④ 行政機関は自らの特定秘密の運用についての国民の理解と信頼を確保するために、自らが努力しなければならない。その努力をする場所の一つが当審査会であることを肝に銘じるべきである。審査会も、行政機関をそのように導いていただきたいと考える。	平成 27 年の審査会意見（４）[34]での指摘もあり、各行政機関とも適切な説明に努めているように思われる。今後も、国民の理解と信頼確保の必要性に鑑み、審査会委員が国民の代表として納得し得る説明を求めていきたい。

[34] 平成 27 年審査会意見（４）は、政府に対し、当審査会への説明に際し、特定秘密以外の秘密等不開示情報の解除など事前に十分な準備を行ってから審査会に出席し、答弁すること等を求めるものである。

イ　春名参考人

参考人からの御指摘	当審査会の考え
①特定秘密文書不存在問題については、時間的制約があっても文書作成前から特定秘密に指定することは合理的ではない。適切な措置を期待したい。	平成 28 年の審査会意見（１）[35]での指摘を受け、運用に関する事務連絡が発出されるなど、政府において一定の対応がみられた。審査会としても引き続き調査を進めていきたい。
②指定管理簿が非常にわかりにくい。「指定に係る特定秘密の概要」の欄に文書のタイトルではなく指定理由が書かれている場合が多い。わかりやすい表現にすることが非常に重要ではないかと思う。	平成 27 年の審査会意見（１）[36]での指摘を受け、内閣情報調査室において、特定秘密の内容を示す名称の付け方の統一方針の策定が検討されていると承知している。
③伏せ字になっている文書は委員も困るだろうし、審査不能だと思う。何らかの説明はできると思われるので、(政府側の)努力を求めたい。	審査会においては、報告書に不開示情報とされているものも開示の上で、説明聴取・質疑がなされている。一方で、平成27年の審査会において、特定秘密管理者の官職が不開示であった省庁につき、委員からの指摘を受け、修正した例がある。 今後も、不開示情報を開示し、説明を尽くすことについての政府の努力を求めつつ、調査を進めていきたい。
④国家安全保障会議について、特定秘密が一括掲載になっている。これでは日付や全体の頁数が不明であるので、文書別に日付を付けた方が良い。	御指摘の件については、審査会でもたびたび議論してきたところであり、引き続き調査を進めていきたい。なお、本報告書の審査会意見（４）において、政府に対し改めて統一方針の策定の検討を求めたところである。

[35] 平成 28 年審査会意見（１）は、政府に対し、行政文書が不存在の特定秘密につき、①特定秘密に該当する情報の出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと、②指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年１回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと、③情報が不存在のまま有効期間の更新を行わないこと等を求めるものである。

[36] 平成 27 年審査会意見（１）は、政府に対し、各行政機関が特定秘密の内容を示す名称の付け方に関し、各行政機関の間でばらつきが出ないよう、横断的な事項についてある程度統一した方針を策定し、公表すること等を求めるものである。

⑤省庁間で共有した文書は、オリジナルを提供した省庁名のみを記載し、提供を受けた省庁は別枠で併記することとした方がよいと考える。	平成 28 年の審査会意見（５）[37]において、特定秘密文書の共有、提供の流れを当審査会に明らかにするよう求めた。今後も御指摘を踏まえ、調査を進めてまいりたい。
⑥衛星情報や暗号情報などの技術情報については一括掲載として、共有省庁名も併記するだけで良いのではないか。そうすることで、「27 万件」という数字を大幅に減らすことが可能になるのではないか。	特定秘密が複数省庁で重複して指定している事例があることは承知しており、今後も御指摘を踏まえ、調査を進めてまいりたい。
⑦文書廃棄は慎重であってほしい。特定秘密は各省の省秘より高レベルの文書で、基本的に廃棄されるべきものとは考えられない。まして、公文書管理法上の行政文書の保存期間前に廃棄されることは避けるべきである。また、歴史的に重要な情報が消えることがあり得るので、独立公文書管理監は廃棄前に現代史の専門家などの意見を求めるべきである。	御指摘のとおり、特定秘密文書の廃棄は慎重に取り扱うべきことから、本報告書の審査会意見（１）において特定秘密文書廃棄問題を取り上げ、御指摘の、独立公文書管理監の特定秘密文書の検証・監察の際に歴史の専門家などから意見を聞くプロセスを設ける必要性等について検討を求めたところである。
⑧国家安全保障会議について、審査会で非常に詰めた議論をされていると承知している。同会議関係文書については、可能な限り説明ないしは情報開示をお願いし、先生方が具体的な議論を行えるように、説明を丁寧に詳しくお願いしたい。	御指摘の件については、審査会でもたびたび議論してきたところであり、引き続き調査を進めていきたい。

[37] 平成 28 年審査会意見（５）②は、特定秘密文書が各行政機関においてどのように共有され、提供されるか、その流れを当審査会に明らかにし、指定された特定秘密ごとの文書等の件数一覧に記載するとともに、当審査会に説明することを求めるものである。

⑨南スーダンの自衛隊活動日報について、この種の情報が１年で廃棄されるのはおかしいと思う。国連等での外交上、あるいはテロ対策上、外務省や警察庁等と情報を共有する必要もあるので、廃棄がなされないよう検討を求めたい。	防衛省において、再発防止策がとられ、日報については、10 年保存とした旨の答弁があった。当該日報は特定秘密には当たらないが、特定秘密文書の廃棄は慎重に取り扱うべきことから、本報告書の審査会意見（１）において特定密文書の廃棄に対する指摘をしたところである。

ウ　三木参考人

参考人からの御指摘	当審査会の考え
①特定秘密は情報を指定するもので、文書を指定するものではない。今回の特定秘密文書の不存在問題により、情報と文書のずれが思いのほか大きいことが明らかになった。この両者の関係を審査会で整理し、運用レベルでどういう関係にあるのかを明らかにしてもらいたい。	平成27年の審査会意見（３）[38]にて特定秘密文書の保存期間と当該特定秘密の指定期間を合わせる必要性につき指摘し、一部の省庁では対応がなされた。今後とも文書の保存期間と指定期間を合わせる必要性を踏まえ、調査を継続していきたい。
②現在の法律や統一基準によると、指定期間が30年を超える特定秘密は、国立公文書館に移管することになる。しかし文書が途中で廃棄され、引き続き特定秘密としての指定が継続していた場合には、30年、40年が経ったときに残すべき行政文書がない状況があり得る。特定秘密の解除あるいは指定期間満了と、行政文書の保存期間満了の考え方を整理することが重要である。	御指摘の件は、特定秘密文書不存在問題として、審査会として調査に取り組んできたところである。 本報告書では、特定秘密文書の廃棄問題として、審査会意見（１）イ（ウ）において、特定秘密文書の廃棄の結果として文書が不存在となる場合の措置につき検討を求めたところである。 本件について、引き続き、調査を継続していきたい。
③特定秘密文書等管理簿は保存期間を管理するものではない。そのため、行政文書の保存期間と特定秘密の指定期間を一覧的に確認できるファイルは制度上予定されていない。	御指摘の、特定秘密の指定と公文書管理法上の管理との関係性については、審査会でもたびたび議論してきたところであり、引き続き調査を進めてまいりたい。

[38] 平成27年審査会意見（３）は、政府に対し、特定秘密を指定する行政機関が、特定秘密文書等の保存期間を当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討することを求めたものである。

④特定秘密文書のうち、保存期間が１年以上のものについては、移管・廃棄簿が作成される。一方保存期間１年未満の文書については移管・廃棄簿の作成の対象になっておらず、廃棄の確認ができない。保存期間の問題は非常に重要である。	保存期間１年未満の特定秘密文書について、政府に資料要求及び審査会にて質疑を行い、その結果を特定課題として本報告書に掲載したところである。
⑤保存期間１年未満の行政文書の廃棄については、内閣総理大臣による事前の包括同意をしている仕組みになっているので、ここに特定秘密が入っているとチェックが難しい。	平成 27 年､28 年年次報告書において保存期間１年未満の特定秘密文書の廃棄が現に行われていることを明らかにしてきた。本報告書の審査会意見（１）にて特定秘密文書の廃棄に対する指摘をしたとともに、特定課題として取り上げた。
⑥行政文書の廃棄同意の協議は公文書管理課が所掌しているが、協議に当たり「特定行政文書ファイル等」の情報を提供する仕組みにはなっていないため、公文書管理課はチェックできない。独立公文書管理監と公文書管理課の役割の違いを踏まえて、実際に廃棄に至るまでにどのような関係になるのかを整理し、説明を聴取した上で年次報告書に記載してもらいたい。	独立公文書管理監の任務の在り方については、これまでもたびたび議論され、審査会意見でも指摘しているところである。 審査会においては、平成 29 年６月、11 月及び平成 30 年１月の３回にわたり、独立公文書管理監と公文書管理課に対し、説明聴取及び質疑を行った。その概要を、本報告書に記載したところである。

(2) 主な質疑事項及び意見の概要

委員からの主な質疑事項及び意見の概要は以下のとおりである。

ア　対春名参考人及び三木参考人

○ 当審査会が取り組むべき将来の課題

○ 特定秘密の指定期間と特定秘密文書の保存期間を同一とした場合、特定秘密の指定期間の満了と同時に文書が廃棄される可能性についての見解

イ　対三谷参考人

○ 情報保全及び情報源の保護に関する我が国の現状に対する所見

○ スノーデン事件やウィキリークス等により行政機関の秘密文書と思われるものがリークされた場合、米・英・独の議会と同様に国会、政府ともに事実確認やその内容について調査すべきとの問題意識に対する見解

○ 行政文書と思われるものが漏えいされた場合に政府側から当審査会若しくは国会に対し事実関係について説明する必要性に対する所見

○ 特定秘密保護法に対する国民の疑念を解消するための方策

○ サードパーティールールが適用される情報の増加と審査会に対する情報開示の在り方についての所見

○ 秘密の客体の性格によって扱いに違いをつけることが政府との信頼につながるとの考えについての見解

○ 国家安全保障会議の４大臣会合について議論する際の当審査会が取るべき対応についての見解

○ 我が国の情報保全の不十分性についての所見

ウ　対春名参考人

○ 米国の連邦議会議員個人による秘密文書の開示請求を認める制度に対する評価

○ 我が国においても国会議員個人による秘密文書の開示請求を認めることとする場合における情報漏えいを防止するための方策

○ 審査会として政策判断に踏み込むことなく国家安全保障会議から一層の情報の提供を受けるためのルールについての考え方

エ　対三木参考人

○特定秘密の指定期間と特定秘密文書の保存期間を全ての行政機関において整理する場合の在り方

7　調査の方法

(1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関[39]のうち、実際に特定秘密の指定を行っている 11 の行政機関に対し調査を行った。

なお、適性評価実施行政機関及び特定秘密文書保有行政機関に対し、資料の提出を要求し、その提出、説明を受けた。(一部未提出となっている資料がある。)

(調査の対象とした行政機関)

国家安全保障会議[40]、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

(2) 調査方法

平成 28 年年次報告書に記載した「今後の調査方針」を踏まえ、各行政機関及び参考人から説明聴取及び質疑を行った。

あわせて、特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について独立公文書管理監に対し、また、特定秘密文書廃棄問題に関して公文書管理法を所管する公文書管理課に対し、それぞれ説明聴取及び質疑を行った。

また、政府からの国会報告、提出された指定管理簿及び指定書に加え、政府に対し必要な資料要求を行い、その提出を受けた。

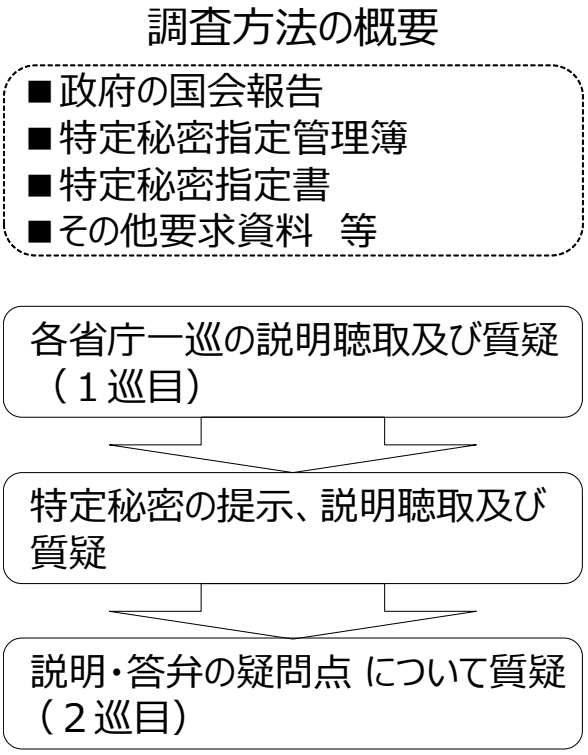

さらに、１巡目の質疑に関連し、特定秘密の提示を受けた。特定秘密については、提示と説明が必要なものについて、提示と説明を

[39] 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

[40] 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取等を行った。

求め、当該行政機関から説明を聴取し、質疑を行った。

その後、１巡目の質疑において、説明・答弁の疑問点及び明らかとなった課題等について、２巡目として、内閣情報調査室、独立公文書管理監及び公文書管理課に対し説明聴取及び質疑を行った。その際、項目を整理した上で政府に対し事前通告を行い、回答を求めた。

なお、本報告書対象期間中には、特定秘密の提示を行った行政機関、内閣情報調査室、独立公文書管理監及び公文書管理課以外の行政機関に対しては、２巡目の説明聴取及び質疑は行われなかった。

(3) 資料提出及び資料要求

ア　政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿の提出

平成 29 年５月 19 日、政府から特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、平成 28 年１月１日から 12 月 31 日までの期間における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、同法第 18 条第３項に規定する意見を付した国会報告[41]がなされた。

情報監視審査会には、国会報告とともに、運用基準に基づき指定管理簿が添付されて提出された[42]。

イ　政府に対する要求資料

当審査会としては、受領した国会報告と指定管理簿のみでは、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査を進めていくことは難しいとの判断から、内閣情報調査室、特定秘密指定行政機関、適性評価実施行政機関及び特定秘密文書保有行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、その提出を受けた。（一部未提出となっている資料がある。）

[41] 参考資料「５ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（平成 29 年５月 19 日閣議決定、国会報告）の概要」参照

[42] 運用基準では、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

要求資料一覧

要求日	対象	要求事項（資料名等）	備考
平成29年 5月26日 5月29日	指定行政機関 適性評価実施行政機関 特定秘密文書保有行政機関	a　特定秘密指定書及び新旧を整理した一覧表（特定秘密指定管理簿を含む。）	
		①特定秘密指定書の写し（平成28年12月31日現在）	提出済
		②特定秘密指定書（平成28年末までの指定分）の記載事項について、平成26年12月31日時点のものからの変更点一覧表	提出済
		b　特定秘密指定管理簿補足資料	
		①特定秘密指定管理簿綴り（平成28年末までの指定分）の記載事項について、平成26年12月31日時点のものからの変更点一覧表	提出済
		②特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる（黒塗りされている）場合は、その判断となった理由（特定秘密の項目ごとに作成）	提出済
		③特定秘密の指定有効期間の決定理由（短くした場合のデメリット）、有効期間経過後の更新の見込み（特定秘密の項目ごとに作成）	提出済
		④特定秘密の管理に係る内規	提出済
		c　適性評価に関する資料	
		①対象となった行政機関の職員等の内訳（部署別、役職別、年代別の件数）	提出済
		②対象となった適合事業者の従業者について、その事業者の名	提出済

		称 ③適性評価の実施に係る内規及び特定秘密の管理に係る内規（ｂ④で提出するものは除く。）	提出済
		ｄ　特定秘密文書関係 ①指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）	提出済 ※一部未提出[43]
		②特定秘密ごとの文書等の件数を記載した資料	提出済
		③文書名等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明する資料	提出済
		④特定秘密を含む文書等のうち、平成 28 年 12 月 31 日までに廃棄した文書等及びそれ以降 1 年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合は、その内容）を記載した資料	提出済
		ｅ　廃棄関係 ①各特定秘密における歴史公文書等に該当、非該当の特定秘密文書の件数及び保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の件数（平成 26 年末、平成 27 年末及	提出済 ※一部未提出[44]

[43] 文書リストを提出可能な特定秘密のみ提出された。
[44] 平成 26 年末及び平成 27 年末時点の件数が一部未提出となっている。

		び平成 28 年末時点） ②各特定秘密における保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄件数（平成 26 年末、平成 27 年末及び平成 28 年末時点） ③各特定秘密における保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄件数（平成 26 年末、平成 27 年末及び平成 28 年末時点） ④関係省庁の特定秘密文書に係る移管・廃棄簿（平成 26 年末、平成 27 年末及び平成 28 年末時点） ⑤公文書の保存期間を 1 年未満とすることの根拠となる各指定行政機関の内規 ⑥歴史公文書等に該当又は非該当とする判断の基準となる考え方を示す内規 ⑦現在、廃棄協議中（独立公文書管理監及び公文書管理課）の文書件数とその概要	該当なしとして提出済 提出済 ※一部未提出[45] 該当なしとして提出済 提出済 提出済 提出済
6 月 14 日	指定行政機関 適性評価実施行政機関 特定秘密文書保有行政機関	○ｅ③に関し、各特定秘密における保存期間が 1 年未満の特定秘密文書のうち廃棄されたもの（平成 26 年末、平成 27 年末及び平成 28 年末時点）における、文書の類型及び廃棄理由	提出済 ※一部未提出[46]
11 月 30 日	内閣情報調査室	○他の行政機関から提供された特定秘密を記録する行政文書の保有件数（平成 28 年末時点）	提出済

[45] 平成 26 年末及び平成 27 年末時点の件数が一部未提出となっている。
[46] 平成 28 年末時点のものとして、廃棄文書の類型及び廃棄理由が提出された。

上記に加えて、当審査会における、特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、内閣府情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、その提出を受けた。

要求資料一覧

要求日	対象	要求事項（資料名等）	備考
平成 29 年 5 月 26 日	内閣府情報保全監察室	①検証・監察の対象とした特定秘密の一覧（平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年） ※書面調査、ヒアリング及び実地調査等のそれぞれの実施の有無について記載	提出済
		②説明聴取及び実地調査それぞれの省庁別内訳（平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年）	提出済
		③実際に確認した特定秘密文書の一覧（平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年）	提出済
		④上記各文書についての、①確認理由、②見たものの概要、③評価	提出済
		⑤実際に検証・監察を行った代表的事例数件についての経過（日時、実施内容等）（平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年）※別途、他の具体的事例を求めることがある。	提出済
		⑥独立公文書管理監及び情報保全監察室に連絡及び通報等のあった件数とその概要（平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年）	提出済

参 考 資 料

1　情報監視審査会について

(1) 情報監視審査会の構成（委員８名、平成 30 年１月 31 日現在）

会　長　額　賀　福志郎　君　（自由民主党）
　　岩　屋　　毅　君　（自由民主党）
　　今　村　雅　弘　君　（自由民主党）
　　後藤田　正　純　君　（自由民主党）
　　大　塚　高　司　君　（自由民主党）
　　山　内　康　一　君　（立憲民主党・市民クラブ）
　　井　出　庸　生　君　（希望の党・無所属クラブ）
　　太　田　昭　宏　君　（公明党）

(2) 情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会の任務及び権限は、①行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすること（国会法第 102 条の 16 第１項）、②委員会等からの特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を審査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、委員会等へ報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすること（国会法第 102 条の 17 第５項）の二つである。①の勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる（国会法第 102 条の 16 第２項）。

また、情報監視審査会から調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、行政機関の長はその求めに応じなければならない（国会法第 102 条の 15、第 102 条の 17）。

なお、特定秘密に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、情報監視審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる（衆議院情報監視審査会規程第９条）。

(3) 情報監視審査会の保護措置

情報監視審査会に提出された特定秘密の漏えい防止のため、国会法、衆議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）等により、以下のとおり様々な保護措置が講じられている。

・本会議の議決による委員の選任（審査会規程第３条）
・特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（審査会規程第４条）

・特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告（審査会規程第 31 条）
・保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（審査会規程第 11 条）
・会議の原則非公開（審査会規程第 26 条）
・会議録の原則非公開（原則印刷・配付せず）（審査会規程第 29 条）
・会議録の閲覧制限（審査会規程第 30 条）
・特定秘密の保管（審査会規程第 27 条）
・特定秘密の閲覧制限（審査会規程第 28 条）
・情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第 102 条の 18、国会職員法第 24 条の４、第 24 条の５）
・情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第 102 条の 19、議院証言法第５条の４）

なお、政府が特定秘密の提出を適切に行うよう、情報監視審査会として、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。

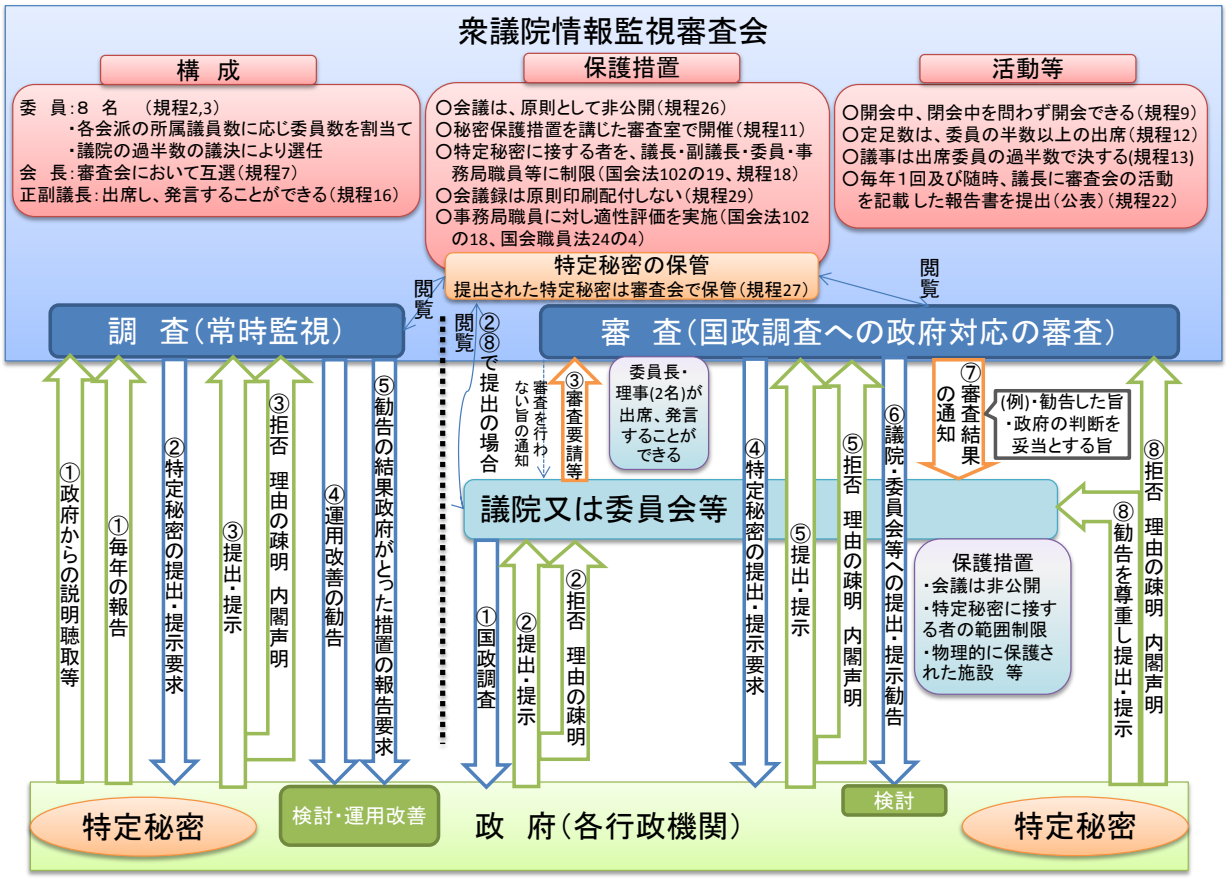

２　関係法規集

(1) 国会法（昭和 22 年４月 30 日法律第 79 号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

第 102 条の 13　行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第 12 条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第１項(第 54 条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第３条第１項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

〔調査のための報告〕

第 102 条の 14　情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

第 102 条の 15　各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第 104 条の３までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

２　前項の場合における特定秘密保護法第10条第１項及び第23条第２項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第１項（同法第 54 条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第１条」とあるのは「第 102 条の 15 第１項」と、「審査又は調査であって、国会法第 52 条第２項（同法第 54 条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第２項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 15 第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

３　行政機関の長が第１項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

４　前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

５　前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

〔勧告〕

第 102 条の 16　情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2　情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

〔審査〕

第 102 条の 17　情報監視審査会は、第 104 条の２（第 54 条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2　各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3　前項の場合における特定秘密保護法第10条第１項及び第23条第２項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第１項（同法第 54 条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第１条」とあるのは「第 102 条の 17 第２項」と、「審査又は調査であって、国会法第 52 条第２項（同法第 54 条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第２項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4　第 102 条の 15 第３項から第５項までの規定は、行政機関の長が第２項の求めに応じない場合について準用する。

5　情報監視審査会は、第１項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6　第 102 条の 15 第３項から第５項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第５項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7　情報監視審査会は、第１項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

第 102 条の 18　各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をい

う。）においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 102 条の 19　第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

第 102 条の 20　情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

第 102 条の 21　この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

第 104 条　各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2　内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3　前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4　前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

第 104 条の２　各議院又は各議院の委員会が前条第１項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第２項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第３項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

第 104 条の３　第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附　則（抄）

（国会法等の一部を改正する法律（１条））（平成 26 年法律第 86 号）

〔施行期日〕

1　この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）の施行の日から施行する。ただし、第３条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

〔準備行為〕

2　情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

〔検討〕

3　この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4　情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5　政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 衆議院規則（昭和 22 年６月 28 日議決）（抄）

〔委員による特定秘密の閲覧〕

第 56 条の５　委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

２　前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

第 234 条の２　秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

２　秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔議員による特定秘密の閲覧〕

第 256 条の２　議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

２　前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

〔設置の趣旨〕

第１条　情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第３条第１項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

〔委員数〕

第２条　情報監視審査会は、８人の委員で組織する。

〔委員〕

第３条　委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

２　委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

３　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第１項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第４条　委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

２　第 17 条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第５条　委員に選任された者は､正当な理由がなければ､その任を辞することができない。

２　委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

３　情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第３条第１項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第６条　委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

〔会長〕

第７条　情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

２　衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

第８条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表

する。

２　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

〔開会〕

第９条　情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第 10 条　会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

２　衆議院規則第 67 条第２項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

〔情報監視審査室〕

第 11 条　情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

〔定足数〕

第 12 条　情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔表決〕

第 13 条　情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔審査〕

第 14 条　情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

２　情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

〔委員の発言〕

第 15 条　委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

〔議長及び副議長の出席及び発言〕

第 16 条　議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

〔審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言〕

第 17 条　情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事１人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

２　前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事１人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１

人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事１人」と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

３　第１項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第 101 条第２項及び第３項の規定を準用する。

〔特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲〕

第 18 条　国会法第 102 条の 19 及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第５条の４に規定する議院の議決により定める者は、前２条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

〔委員の派遣〕

第 19 条　情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

〔特定秘密の提出又は提示〕

第 20 条　情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

〔勧告〕

第 21 条　情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

２　情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第 102 条の 16 第１項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

〔報告書の提出〕

第 22 条　情報監視審査会は、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

２　情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

３　議長は、前２項の報告書を公表するものとする。

〔会議の秩序保持〕

第 23 条　委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

〔休憩及び散会〕

第 24 条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

〔懲罰事犯の報告等〕

第 25 条　会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

２　衆議院規則第 235 条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

〔傍聴〕

第 26 条　情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2　情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

〔特定秘密の保管〕

第 27 条　行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

〔特定秘密の閲覧〕

第 28 条　委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2　前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔会議録〕

第 29 条　情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2　会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3　会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4　前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

第 30 条　情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3　前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等〕

第 31 条　情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2　衆議院規則第 235 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

〔事務局〕

第 32 条　情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長１人その他必要な職員を置く。

３　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第 33 条　事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔準用〕

第 34 条　衆議院規則第 41 条、第 45 条の２、第 45 条の３、第 47 条の２、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の２及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附　則

〔施行期日〕

１　この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。

〔衆議院政治倫理審査会規程の一部改正〕

２　衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年６月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

〔その他公益上の必要による特定秘密の提供〕

第 10 条　第４条第５項、第６条から前条まで及び第 18 条第４項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一　特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第４号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第１項（同法第 54 条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第１条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第 52 条第２項（同法第 54 条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

〔ロ　省略〕

〔第２号以下　省略〕

〔第２項以下　省略〕

〔特定秘密の指定等の運用基準等〕

第 18 条　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

２　内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

３　内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

〔第４項　省略〕

〔国会への報告等〕

第 19 条　政府は、毎年、前条第３項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附　則

〔国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方〕

第 10 条　国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用する

ものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日）（抄）

Ⅴ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

5　特定秘密保護法第 18 条第２項に規定する者及び国会への報告

(1)　内閣総理大臣への報告等

ア　行政機関の長は、毎年１回、(ｱ)から(ｼ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ｱ)から(ｷ)まで及び(ｼ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ｱ)　当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去１年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ１(1)に規定する事項の細目ごと。(ｲ)及び(ｳ)において同じ。）

(ｲ)　過去１年に指定の有効期間の延長をした件数

(ｳ) 過去１年に指定を解除した件数

(ｴ)　特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去１年に国立公文書館等に移管した件数

(ｵ)　特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去１年に廃棄した件数

(ｶ)　過去１年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(ｷ)　過去１年に処理した４(2)ア(ｱ)の通報の件数

(ｸ)　過去１年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ｹ)及び(ｺ)において同じ。）

(ｹ)　過去１年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第３項の同意をしなかった件数

(ｺ)　過去１年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数

(ｻ)　過去１年に行った適性評価に関する改善事例

(ｼ)　その他参考となる事項

イ　内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ　内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ｱ)から(ｷ)まで及び(ｼ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ　内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ　内閣府独立公文書管理監は、毎年１回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2)　特定秘密保護法第 18 条第２項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年１回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第２項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3)　国会への報告及び公表

ア　内閣総理大臣は、毎年１回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ　なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

６　その他の遵守すべき事項

(1)　２、３(1)イ、４(2)イ(ｴ)又は５(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2)　内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3)　内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

３　特定秘密が記録された文書の廃棄に関する審査会意見及び主な質疑・答弁

（平成 27 年及び 28 年年次報告書より）

１．審査会意見

(1)　平成 27 年年次報告書[1]

<table>
<tr><td rowspan="2">平成27年年次報告書　意見(3)</td><td>（３）特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。
また、１年間に廃棄した文書等及び今後１年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。</td></tr>
<tr><td>（政府に対する意見の理由及び背景）
（３）特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がありうる。
そのため、特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることを原則とし、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の保存期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監がチェックするような制度を検討することが必要と考える。特定秘密を含む文書等を廃棄する行政機関は、独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討することを求める。
また、廃棄が適正に行われていることを確認するために、１年間に廃棄した文書等及び今後１年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の保存期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告することを要請する。</td></tr>
</table>

[1] 内閣情報調査室及び独立公文書管理監からの説明は、平成 28 年年次報告書に掲載したものである。

政府側の説明	［特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室の説明］ 公文書管理法上、単独で管理することが適当であると認められるものを除き、原則として行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっている。廃棄についても、原則として行政文書ファイル単位で行われている。 一方で、特定秘密文書については、各行政機関が定める特定秘密の保護に関する規程により、一般の行政文書とは別に、その作成及び廃棄について特定秘密文書等管理簿に記録することとされている。そこで、この特定秘密文書等管理簿に基づき、特定秘密が記載された行政文書の廃棄の状況を把握することも考えられる。しかし、平成 27 年 12 月 31 日時点において、全行政機関における特定秘密文書数は約 27 万件あり、仮に特定秘密文書の廃棄状況について把握しようとすれば各行政機関の各課や部隊等が管理している特定秘密文書等管理簿をその職員が確認する必要があり、作業には多くの困難があり、行政活動への影響も懸念される。そのため、本件意見については、行政文書ファイル単位での報告を考えている。
	［独立公文書管理監からの説明］ 本来移管すべき特定行政文書ファイル等、すなわち歴史公文書等に該当する１年以上の保存期間が設定されたファイル等がひとたび廃棄されてしまえば、決して元に戻すことはできない。その保存期間満了時の措置に関する検証・監察は、私どもの重要な任務であると認識している。 私どもの検証・監察を経ることなく特定行政文書ファイル等の廃棄は行われないこととされており、慎重の上にも慎重を期して検証・監察に臨んでまいる所存である。

(2)　平成 28 年次報告書

平成28年年次報告書　意見(3)	(2) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係 ①（略） ② 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。 ③（略） (4) 独立公文書管理監関係 ①（略）

平成28年年次報告書　意見⑶（つづき）	②（略） ③ 歴史公文書に該当しない特定秘密文書の廃棄について徹底した検証を行うこと。 ④（略）
	（政府に対する意見の理由及び背景） ⑵　１⑵について（作成から30年を超える特定秘密文書関係） …指定行政機関においても、昨年の審査会意見において、「１年間に廃棄した文書等及び今後１年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること」を求めており、内閣情報調査室からは行政ファイル単位で報告する旨の話を受けているところではあるが、現に特定秘密文書の廃棄が既に行われていることを踏まえ、特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定の場合は、当審査会に件数及び文書等の名称、廃棄する合理的な理由を記した資料を提出し、説明することを求める。 （略） ⑷　１⑷について（独立公文書管理監関係） …昨年の審査会意見において、特定秘密の指定期間「以前の保存期間を設定する場合や特定秘密指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に報告することとする制度を構築するよう検討すること」としており、これについて引き続き取組を強く求めるものであるが、独立公文書管理監からは１年以上の保存期間が設定された行政文書ファイル等に限った答弁があった。当審査会としては、当該意見は決して１年以上の保存期間が設定された公文書に限定したものでなく、それ以外の特定秘密文書の廃棄についての取組も求めたものであるので、特定秘密文書が廃棄される全ての場面において徹底した検証を行うことが必要である。 （略）

２．質疑・答弁[2]

(1)　内閣官房

【平成 27 年年次報告書　36 頁】

	質疑概要	答弁概要
m　廃棄及び廃棄予定文書の扱い	①平成26年中に特定秘密に指定したもので、平成 27 年中に廃棄を予定している文書があるか。あればその概要も報告を求める。	①特定秘密の指定 10 省庁に照会したところ、４省庁で今年中の廃棄又は廃棄予定があるとの回答であった。廃棄された文書の概要は、情報収集衛星の画像のように元データが保存されているもの、外国政府からの情報の内、状況が変化し、長期間保存する必要がなくなったもの、会議や内部検討で用いた文書で他省庁に文書で原本が保存されているものなどである。精査には改めて他省庁との調整が必要である。
	②平成 27 年以降の国会報告は、廃棄した文書の概要、並びに、年度末又は次年度に廃棄を予定している特定秘密の概要を示すべき。	②廃棄した文書、予定の概要を国会報告することは困難である。廃棄予定は事前に確定しがたい。また、文書は、ファイル単位で管理されており、その面からも対応は難しい。運用基準では、国会報告において、過去１年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数は公表するよう規定しており、別途お尋ねがあれば詳細は説明できると考えている。
	③廃棄文書、廃棄予定文書について国会報告が無理でも審査会において補足の説明をしてもらいたい。 ［平成 27 年９月 25 日審査会］	③文書件名は、可能かどうか各省に確認すれば、審査会において定性的な説明は可能と思う。

【平成 28 年年次報告書　46 頁】

	質疑概要	答弁概要
	国会報告では、行政文書ファイル等の廃棄等の状況はいずれも０件	国会報告９ページにある行政文書ファイル等の廃棄件数０件は、公文書管理法に基

[2] 質疑・答弁については、特定秘密が記録された文書の廃棄に関するもののみを抜粋して掲載した。

カ　特定秘密文書の廃棄関係	（国会報告Ｐ９）としているが、文書の保有状況を見ると、警察庁のうち重複して保有している文書が66件から36件に、消防庁の保有する文書数が98件から５件に減少するなどしており（国会報告Ｐ20）、ファイルは残っていたとしても当該ファイルの中の特定秘密文書が廃棄されるのであれば、行政文書ファイルの移管及び廃棄のみを報告することでは十分ではないとも考えられるが、政府の説明を求める。 ［平成28年10月14日審査会］	づき、保存期間が１年以上の行政文書について行政文書ファイル管理簿に記載されている廃棄件数である。一方、国会報告19ページから 20 ページに記載されている特定秘密が記録された文書の保存の状況については、保存期間が１年未満の行政文書を含めて計上されている。 消防庁において保有している行政文書の数が減少した理由は、行政文書ファイル管理簿に記載されていない、保存期間が１年未満の特定秘密文書が廃棄されたことによるものである。 警察庁と都道府県警察とが重複して保有している行政文書の数が減少した理由は、必要に応じて警察庁又は都道府県警察のどちらか片方のみが保有することとなったものである。 行政文書の保存期間を１年未満とするのは、公文書管理法施行令により、歴史公文書等に該当しない場合に限られている。これまでに廃棄された行政文書は歴史公文書等に該当しないもので、具体的には、関係行政機関が内閣官房から提供を受けた衛星画像や、外国政府から提供を受けた断片情報が記録された行政文書などであった。 ある行政文書ファイルの保存期間と、その中にとじられている全ての行政文書の保存期間は同一であるため、行政文書ファイル中の一部の行政文書だけが行政文書ファイルの保存期間よりも先に抜き出されて廃棄されることはない。

(2)　海上保安庁

【平成 28 年年次報告書　147 頁】

	質疑概要	答弁概要
(ア)特定秘密保護法上の指定の有効期間と公文書管理法上の行政文書の保存期間との関係	③特定秘密の指定の有効期間と公文書管理法上の行政文書の保存期間が異なっているが、特定秘密の指定の有効期間に合わせて、公文書管理法上の文書の保存期間が延長されるか。また、公文書管理法上の文書の保存期間が延長されず廃棄される場合、当審査会が本年３月に提出した年次報告書の意見(3)のとおり、独立公文書管理監等へ説明など必要な措置を講じる用意はあるか。	③当該特定秘密文書の公文書管理法上の保存期間を、当該文書の適正管理及び利用すべき期間という観点から検討し、必要最低限の１年としたため、特定秘密の指定の有効期間と乖離が生じている。 今後、特定秘密の指定の有効期間と公文書管理法上の保存期間については、できるだけ合わせるよう、検討を行っていきたいと考えている。
	④特定秘密が記載された文書が突然廃棄されてしまうと、当審査会での調査ができなくなることから、そのような文書が突然廃棄されることのないようすべき。 ［平成 28 年 10 月 17 日審査会］	④そのように検討してまいりたい。

(3)　防衛省

【平成 27 年年次報告書　121 頁】

	質疑概要	答弁概要
b 陸・海・空各自衛隊で指定の仕方に齟齬がある理由	防衛及び警備基本計画について、海上自衛隊及び航空自衛隊の分はあるが、陸上自衛隊がないように見受けられるところがある。また、指定管理簿の特定秘密の概要で「防衛及び警備基本計画」だけ書いてあるものがある。陸・海・空各自衛隊で指定の仕方に齟齬がある理由及び特定秘密の概要における漠然とした記載	前段の陸上自衛隊分がないことについては御指摘のとおりである。防衛省においては、特定秘密保護制度発足以前に、防衛秘密制度があり、同制度では必要がなくなった場合は、廃棄していた。防衛秘密から特定秘密に移行するに当たり、大臣からは駆け込み的に廃棄することがないようにとの指示があり、その全てを特定秘密として指定した。陸上自衛隊分がない理由について

b 陸・海・空自衛隊で指定の仕方に齟齬がある理由	内容の妥当性について伺いたい。 ［平成 27 年 8 月 27 日審査会］	は、防衛秘密の時に必要ないものと判断して廃棄されていた可能性がある。また、後段の御指摘については、今のところは全部、防衛秘密制度を引き継いでいることが原因である。これについては、継続性の観点があるが、引き続きよく精査し、防衛政策局とも協議し、適切にしてまいりたい。

【平成 28 年年次報告書　90 頁】

	質疑概要	答弁概要
b 特定秘密文書の不存在問題②	⑥防衛省が提出した文書件数の一覧表から項目自体未記入の数多くの特定秘密について、全て文書が存在しないということであれば、まずは指定解除について検討すべきはないか。速やかに指定解除するもの、行政文書が重複しているなど特定秘密の指定の見直しにより、統合すべきものがあると考えるがどうか。 なお、以前、あらかじめ指定した理由について照会を行った際に［不開示情報］については、その理由に「平成 27 年度中に情報を入手、システムの運用を開始する等」となっていたが、この理由によれば、指定を解除すべきではないか。その他の指定についても、その説明責任を尽くすべきであり、防衛省の見解を問う。 ⑦特定秘密文書不存在の特定秘密について、今後の出現可能性について伺いたい。最低限、物件以外の特定秘密文書不存在の特定秘密に	⑥及び⑦ 平成 27 年 12 月末時点の防衛省における特定秘密の指定 270 件のうち行政文書の件数が０件のものは［不開示情報］ある。その内訳は、具体的な情報の出現前にあらかじめ指定をしたが、具体的な情報が未出現のもの、これが［不開示情報］ある。 具体的には、このうち防－224 については、現在、情報が出現する見込みについて慎重に確認をしているところであり、その結果を踏まえて指定を維持するか否か判断をしてまいりたい。 次に、［不開示情報］については、これは防衛省と防衛装備庁とで２重に指定している特定秘密であり、平成 28 年に防衛装備庁から情報の提供があり、今後行政文書を取得する見込みがある。 次に、防―253 と 265 については、これは情報の出現の見込みがないことが確認をされたので、本年の６月及び８月に指定を解除したものである。 次に、自らは行政文書等を保有していないが、他行政機関又は事業者に文書があるもの、これが［不開示情報］ある。［不開

b　特定秘密文書の不存在問題②	ついては、有効期限を更新すべきではないと考えるがどうか。 ［平成 28 年 11 月 21 日審査会］	示情報］がこれに当たり、これは、防衛装備庁の新設に伴い、防衛省において保有していた行政文書を防衛装備庁に全て移管したものである。 次に、複数の特定秘密を記録する行政文書が存在する場合において、代表的な特定秘密以外の特定秘密についても計上すれば文書が存在しているもの、このカテゴリーのものが［不開示情報］ある。これは、行政文書の件数を重複して計上しないようにするためのいわば集計上の措置によるもので、行政文書自体は存在をしている。 次に、行政文書も物件もないが、具体的な情報がいわば職員等の知識として頭の中に存在するもの、これが［不開示情報］ある。 その内訳としては、行政文書を廃棄済みのものが５件、それから、平成 27 年 12 月 31 日時点では行政文書はなかったものの、平成 28 年に行政文書を作成したものが[不開示情報]、そして、今後行政文書を作成する予定のものが［不開示情報］ある。 まず、行政文書を廃棄済みのものが５件あるが、これは、過去に特定秘密が記録された行政文書が存在をしたものの、保存期間の満了に伴いこれが廃棄をされ、現在は行政文書が存在をしないというものである。これらについては、今後行政文書を作成する見込みはないが、関係する職員が当該特定秘密の情報を知識として保有し続けているので、その知識の漏えいは我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるということから、特定秘密としての指定を維持しているところである。

b　特定秘密文書の不存在問題②		次に、平成 27 年 12 月 31 日時点では行政文書はなかったものの、平成 28 年に行政文書を作成したもの、これが［不開示情報］あり、これは平成 28 年に行政文書を作成した。 次に、今後行政文書を作成する予定のものであるが、これは平成 28 年中に行政文書を作成する予定であるということである。 最後に、行政文書がなく、特定秘密を記録、化体する物件のみが存在するもの、これが［不開示情報］ある。 その内訳としては、規約と言われるものが 85 件、それから、［不開示情報］、これが［不開示情報］ある。 まず、規約については、これは暗号化をするための装置に入力をする情報であり、数値等の羅列になっているものである。その性質上、行政文書としては管理をしていない。 次に、［不開示情報］については、これは、［不開示情報］されていないため、規約と同様に、行政文書としては管理をしていない。

【平成 28 年年次報告書　93 頁】

	質疑概要	答弁概要
d　特定秘密文書を廃棄した理由	①漏えいを防止するという観点からは文書を保持し続けても良かったとも思うが、職員の知識のみの特定秘密になるにもかかわらず特定秘密文書を廃棄した理由について伺いたい。	①この５件については、行政文書としては既に保存期間を過ぎており、その時点で文書管理の責任者の判断で廃棄をした。しかしながら、関係する職員が知識として保有しているため、特定秘密の指定としての維持をし、これを保護している。 法の趣旨からも、これ自体は想定されていることであると認識している。

d　特定秘密文書を廃棄した理由	②知識は、５年で忘れる人もいれば、30 年覚えている人もいる。特定秘密文書の公文書管理法上の保存期間が満了しても特定秘密の指定の有効期間が続く場合は文書を廃棄すべきではないと考えるが、防衛省の見解を伺いたい。 ［平成 28 年 11 月 21 日審査会］	②知識のみしか存在していないものであっても、外部に情報を漏えいすることを防ぐという保全上の必要性等から指定をしている。 一方で、行政文書が存在しない特定秘密について、秘密保全の実効性をいかに確保していくのかという点は、情報監視審査会でも御指摘をいただいており、一つの課題であると認識をしている。この点について、今後、内閣官房ともよく相談をしながら、こうした特定秘密の管理の在り方等について検討してまいりたい。

４　金田国務大臣の報告（平成 29 年５月 31 日、衆議院情報監視審査会）

平成29年５月19日に国会に提出をいたしました特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告につきまして御説明を申し上げます。

（報告の趣旨）

第一に、報告の趣旨であります。

特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものであります。

（対象期間）

第二に、対象期間は、平成 28 年１月１日から 12 月 31 日までであります。

（特定秘密の指定権限を有する行政機関）

第三に、特定秘密の指定権限を有する行政機関は 20 機関であります。

（対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）

第四に、対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況であります。

対象期間中、９の行政機関において 49 件の特定秘密が指定される一方、３の行政機関において５件の特定秘密の指定が解除されました。また、海上保安庁において１件の指定の有効期間が延長されました。

他方、対象期間中、政府全体で２万 849 件の適性評価が実施されました。全ての適性評価について特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた一方、評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で 10 件でありました。

（対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）

第五に、対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況であります。

対象期間末時点において、11 の行政機関で 487 件の特定秘密が指定されております。

特定秘密が記録された行政文書の保有件数は、政府全体で 32 万 6,183 件でありました。

適性評価を経て特定秘密の取り扱いの業務を行うことができる者の数は、11万2,331人でありました。

（内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応）

第六に、内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応であります。

内閣府独立公文書管理監により検証、監察が行われた結果、特定秘密の指定等に関して是正の求めや意見がなされましたが、関係行政機関によって必要な措置が講じられたところであります。

衆議院情報監視審査会におきましては、行政文書が存在しないと認識された特定秘密について調査が行われ、審査会における指摘を踏まえ、防衛省及び外務省において9件の特定秘密の指定を解除するなどいたしました。

また、衆議院情報監視審査会の平成27年年次報告書における政府に対する意見の要点と政府側の対応状況につきまして、一覧表により整理をいたしております。

本年3月29日、衆議院情報監視審査会から衆議院議長に対しまして提出されました年次報告書には、政府に対する御意見が記載されております。政府としては、これらの御意見を重く受けとめ、その趣旨を十分に踏まえ、必要な対応を検討してまいりたいと考えておりますが、本日は、現時点における政府の対応方針の主な部分につきまして説明をいたします。

まず、「（1）行政文書不存在関係」に関し、行政文書が不存在の特定秘密については、今後ともその必要性や具体的な情報の出現可能性について慎重に判断した上で、特定秘密の指定、解除を行ってまいります。いわゆるあらかじめ指定については、今後の運用状況も踏まえつつ、その運用の在り方について検討してまいります。また、職員の頭の中にだけ存在する特定秘密については、可能な限り限定的なものになるようにしてまいります。

次に、「（2）作成から30年を超える特定秘密文書関係」につきましては、特定秘密文書の長期間にわたる保有、秘匿の具体的な必要性を踏まえつつ、必要な措置について検討をし、特定秘密文書の保存期間満了に伴う廃棄等に係る資料の提出及び説明につきましては、昨年も御意見をいただいたところでありますが、引き続き説明を尽くしてまいりたいと考えております。

「（3）政府における指定理由に係る定期点検、内部監査関係」につきましては、行政機関の定期点検や検査等の内容やそれらに基づく是正事項について取りまとめ、適切に情報監視審査会に報告するとともに、国会報告等で公表したいと考えております。

「（5）特定秘密の指定の在り方関係」につきましては、各行政機関間におきます特定秘密文書の共有状況について、情報監視審査会において御説明をいたします。

最後に、「（6）国会報告及び情報監視審査会における政府の説明関係」につきましては、情報監視審査会から年次報告書で表明された御意見について、

対応方針や状況について国会報告に可能な限り反映をし、私からも、今回、現時点における対応方針について説明させていただいているところであります。

（内閣府独立公文書管理監からの意見）
　第七に、内閣府独立公文書管理監からの意見でありますが、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見がありました。

（有識者からの意見）
　第八に、有識者から、第六回情報保全諮問会議に際し、本報告に関し意見がありましたので、必要な修正を行いました。また、特定秘密保護法の運用等に関しても意見がありましたので、それを掲載したところであります。

　以上が本報告の概要となりますが、政府といたしましては、今後とも、法律の適正な運用を積み重ねていく中で、常にその改善に努め、特定秘密の取り扱いの客観性と透明性の一層の向上を図ってまいります。
　以上であります。

５　「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（平成 29 年５月 19 日閣議決定、国会報告）の概要

衆議院情報監視審査会事務局作成

１　報告の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）第 19 条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年１回、有識者[3]の意見を付して国会に報告するもの

２　対象期間

平成 28 年１月１日から同年 12 月 31 日までの間

３　特定秘密の指定及び指定権限を有する行政機関

(1) 特定秘密の指定

ア　指定の要件として、「行政機関」の長は以下の３要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている（特定秘密保護法第３条第１項）。

①　特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。

②　公になっていない。

③　その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。

イ　アを受けて、①の特定秘密保護法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を「運用基準[4]」に定めている。

(2) 指定権限を有する行政機関

(1)アでいう特定秘密保護法に基づく行政機関は 66 機関ある（平成 28 年末現在）が、特定秘密保護法施行令により、特定秘密の指定権限を有する行政機関は 20 機関[5]に限定されている。なお、指定に係る特定秘密管理者（特定秘密を主管する部局の長等）は 23 人であった。

４　対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア　政府全体の指定の状況

９機関・49 件（各行政機関別の内訳は別紙のとおり）

---

[3] 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聴く場として、「情報保全諮問会議」（座長：老川祥一 読売新聞グループ本社代表取締役最高顧問・主筆代理・国際担当　読売巨人軍取締役オーナー）が開催されている。

[4] 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）

[5] 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

イ　事項別の指定の状況（法別表の４分野別・事項の細目別の指定件数）

特定秘密保護法別表は、防衛に関する事項を掲げた第１号、外交に関する事項を掲げた第２号、特定有害活動の防止に関する事項を掲げた第３号、テロリズムの防止に関する事項を掲げた第４号がある。

・第１号（防衛に関する事項）　23件
・第２号（外交に関する事項）　13件
・第３号（特定有害活動の防止に関する事項）６件
・第４号（テロリズムの防止に関する事項）　７件

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

ア　指定の解除の状況

対象期間中に特定秘密の指定を解除した件数は、警察庁（１件）、外務省（２件）及び防衛省（２件）の３機関・５件であった。

イ　指定の理由の点検

指定の理由の点検の実施により、防衛省において、１件の特定秘密の指定を解除した。

ウ　指定の有効期間の満了及び延長の状況

海上保安庁において、１件の特定秘密の有効期間を３年延長した。有効期間を延長せず有効期間が満了した件数は０件であった。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

対象期間中に、特定秘密が記録された行政文書ファイル等が移管及び廃棄された件数は０件であった。

(4) 運用基準に基づく通報の状況

ファイル管理の適正に関する通報の件数は０件であった。

(5) 適性評価の実施の状況

・　政府全体の適性評価の実施件数は、22 機関・20,849 件であった。多い順に防衛省（18,197 件）、警察庁（945 件）、内閣官房（687 件）、外務省（384 件）、防衛装備庁（228 件）であった。なお、適性評価実施件数のうち、不適格とされたものは０件であった。
・　適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は 10 件（外務省２件、防衛省７件及び防衛装備庁１件）
・　対象期間中、評価対象者が同意を取り下げた件数は１件（防衛装備庁）

５　対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア　政府全体の指定の状況

11 機関・487 件（各行政機関別の内訳は別紙のとおり）

イ　事項別の指定の状況（法別表の４分野別・事項の細目別の指定件数）

特定秘密保護法別表は、防衛に関する事項を掲げた第１号、外交に関する事項を掲げた第２号、特定有害活動の防止に関する事項を掲げた第３号、テロリズムの防止に関する事項を掲げた第４号がある。

・第１号（防衛に関する事項）　307件
・第２号（外交に関する事項）　138件
・第３号（特定有害活動の防止に関する事項）　27件
・第４号（テロリズムの防止に関する事項）　15件

ウ　情報の類型別の指定の状況

類型別に指定件数が多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの。

対象期間末時点において、暗号に関連する情報は 119 件、情報収集衛星に関連する情報は 89 件、武器等の仕様、性能等に関連する情報は 72 件が指定されている。

エ　指定の有効期間別の件数

５年と設定されたものが 482 件、３年と設定されたものが３件（いずれも海上保安庁）、有効期間の満了年月日を平成 31 年 12 月９日とするために３年３月 23 日と設定されたものが２件（いずれも防衛省）であった。

オ　指定を解除すべき条件の設定の状況

指定を解除すべき条件を設定しているのは５件（いずれも総務省）であった。

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数[6]は、政府全体で 16 機関・326,183 件（平成 28 年 12 月 31 日現在）であり、平成 27 年末時点と比べ、54,163 件増加した。

1,000 件以上の文書を保有する行政機関は７機関あり、多い順に外務省（99,089 件）、防衛省（88,004 件）、内閣官房（83,471 件）、警察庁（25,334 件）、公安調査庁（14,087 件）、海上保安庁（13,285 件）、国土交通省（2,412 件）であった。

前年と比して行政文書の件数が増減しているのは、主に情報収集衛星関連の情報が記録された行政文書の増減によるものである。

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

22 機関・112,331 人

※行政機関の職員等 109,596 人、適合事業者の従業者 2,735 人

[6] 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがあるため、取りまとめた各行政機関ごとの文書件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。その件数も、取りまとめた文書件数に含まれる。

６　内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

(1) 内閣府独立公文書管理監からの是正の求め等への対応

・　内閣府独立公文書管理監からの意見を受け、特定秘密の指定を解除した件数は、警察庁（１件)、外務省（２件)、防衛省（１件）の３機関・４件であった。

・　内閣府独立公文書管理監から是正の求めがなされたのは３件（いずれも防衛省）であり、そのうち１件は特定秘密の指定を解除し、その他の２件は求めに応じた措置が講じられた。

・　内閣府独立公文書管理監から指摘がなされたのは２件（防衛省及び防衛装備庁）であり、当該２件については指摘を踏まえた措置が講じられた。

(2) 情報監視審査会による調査等への対応

ア　情報監視審査会による調査への対応

行政文書が存在しないと認識された特定秘密の適否等に関する衆議院情報監視審査会における調査及び指摘を受け、平成29年３月に９件（外務省３件及び防衛省６件）の特定秘密の指定が解除されたほか、公安調査庁及び外務省において､特定秘密が記録された行政文書の整備などがなされた。さらに、外務省において、１件の特定秘密の指定の一部が解除された。

イ　情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘への対応

(ｱ) 平成 27 年年次報告書への対応

衆議院情報監視審査会の報告書における６点の意見、参議院の情報監視審査会の報告書における６点の指摘それぞれについて、政府で対応を検討し、当該情報監視審査会において説明を行った。

(ｲ) 平成 28 年年次報告書への対応

衆議院情報監視審査会の報告書における６点の意見について、今後、対応方針を検討し、衆議院情報監視審査会に対し説明することとした。

７　内閣府独立公文書管理監からの意見

「平成 28 年中には、内閣府独立公文書管理監による是正の求め等を受けて、関係行政機関において指定が解除されるなど、所要の措置が講じられたものと承知している。各行政機関にあっては､『必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する』ものとされていることを踏まえ､引き続き、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい。」との意見が提出された。

８　情報保全諮問会議における有識者からの意見

報告書に反映された意見の他に、特定秘密保護法の運用等に関して、主に以下の意見が出された。

○　特定秘密の指定権限を有する行政機関が法施行後５年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあって権限を付与されたのに指定をしなかった理由を提出して、我々が意見を言える機会を設けていただきたい。

○　ほぼ全件の特定秘密の指定の有効期間が５年になっているのは、安易に最長期間を指定していることを疑わせる。短期間で期間延長の要否を検討する作業を排除することにならないよう、期間の設定の仕方の適否について、今後行政機関において厳密に検討すべきである。
○　特定秘密の指定の有効期間よりそれを記録する文書の保存期間が短いケースがある。問題が生じないような運用について検討していただきたい。
○　運用基準に例示されている指定を解除すべき条件に該当する特定秘密をいずれの行政機関も保有していないということは疑問である。また、当該例示のほかにも、指定を解除すべき一定の条件が設定されるべきものは存在すると思われる。当該条件の設定の要否については、特定秘密を指定している各行政機関において、厳密に検討していただきたい。
○　具体的な情報の出現前にあらかじめ指定することについては、出現することが確実な場合に限ることとし、従来存在していたから今年も用意しておくという対応はすべきでない。
○　具体的な情報の出現前にあらかじめ指定することについては、行政上の必要性が認められると思われ、これに過度に制限をかけることは現実的ではない。
○　具体的な情報の出現前にあらかじめ指定することの根拠について、運用基準の見直しの際に、見直しを行うべきであり、それまでは内閣情報調査室等による通知等で明確な根拠を示すべきである。
○　特定秘密のうち、それが記録された行政文書もそれを化体する物件もないが、具体的な情報が職員等の知識として存在するものの指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行うべきではない。内閣情報調査室等による通知などでルールの徹底を図るとともに、運用基準の見直しの際の検討事項に含めるべきである。
○　特定秘密のうち、それが記録された行政文書もそれを化体する物件もないが、具体的な情報が職員等の知識として存在するものについて、法第３条第２項第２号にあるような特定秘密の表示をすることが困難である場合は、暫定的な場合であると理解しており、できるだけそのような解釈で運用していただきたい。
○　特定秘密の指定とそれを記録する行政文書の保有に関する行政機関相互の関係について、内閣情報調査室等による通知などでルール化を図るとともに、運用基準の見直しの際の検討事項に含めるべきである。

別紙

平成 28 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※（　）は平成 28 年中の新規件数

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報
国家安全保障会議	3 （1）	第２号 〔外交〕	**○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報［３件（１）］**
内閣官房	66 （9）	第２号 〔外交〕 第４号 〔テロリズム防止〕	①国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報［１件（０）］ **②特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報［４件（２）］** **③内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報［３件（１）］** ④領域保全の措置及び方針に関する情報［２件（０）］ **⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報［３件（１）］** **⑥内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報［15 件（１）］** ⑦情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報［７件（０）］ **⑧内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報［６件（２）］** **⑨情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報［24 件（１）］** **⑩国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報［１件（１）］**
警察庁	29 （6）	第３号 〔特定有害活動防止〕 第４号 〔テロリズム防止〕	**①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報［３件（１）］** **②外国の政府等との情報協力業務に関する情報［３件（１）］** ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報［11 件（０）］ **④警察の人的情報源等となった者に関する情報［２件（１）］**

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報
			⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報［１件（０）］ **⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報［３件（１）］** **⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報［６件（２）］**
総務省	5 （２）	第２号 〔外交〕	**○在日米軍が使用する周波数に関する情報［５件（２）］**
法務省	1 （０）	第２号 〔外交〕	○領域保全の措置及び方針に関する情報［１件（０）］
公安調査庁	16 （４）	第２号 〔外交〕 第３号 〔特定有害活動防止〕 第４号 〔テロリズム防止〕	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報［１件（０）］ ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報［５件（０）］ **③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報［２件（１）］** **④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報［３件（１）］** **⑤人的情報収集に関する情報［２件（１）］** **⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報［３件（１）］**
外務省	39 （３）	第２号 〔外交〕 第４号 〔テロリズム防止〕	①拉致問題に関する情報［１件（０）］ ②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報［１件（０）］ ③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報［１件（０）］ ④日韓ＥＥＺ交渉の方針及び結果に関する情報［１件（０）］ ⑤東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報［１件（０）］ ⑥竹島問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報［１件（０）］ ⑦北方領土問題に関する交渉及び協力の方

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報
			針等に関する情報［１件（０）］ ⑧東シナ海資源開発に関する交渉及び協力の方針等に関する情報［１件（０）］ ⑨内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報［４件（０）］ ⑩大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報［１件（０）］ ⑪北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報［１件（０）］ **⑫外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報［３件（１）］** ⑬内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報［４件（０）］ ⑭日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報［１件（０）］ ⑮内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報［11 件（０）］ ⑯公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報［４件（０）］ **⑰国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報［１件（１）］** **⑱国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報［１件（１）］**
経済産業省	4 （０）	第２号 〔外交〕	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報［４件（０）］
海上保安庁	17 （１）	第２号 〔外交〕	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報［２件（０）］ **②外国の政府との情報協力業務に関する情報［３件（１）］** ③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報［１件（０）］

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報
			④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報［11 件（０）］
防衛省	289 (21) ※	第１号 〔防衛〕	①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報 ［１件（０）］ **②自衛隊の運用についての米軍との運用協力に関する情報［１件（１）］** ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報［１件（０）］ **④電波情報等の情報［20 件（11）］** **⑤外国の政府等から提供された電波情報等の情報［６件（３）］** **⑥電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報［２件（１）］** **⑦外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報［２件（１）］** **⑧防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報［５件（２）］** ⑨防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報［１件（０）］ **⑩防衛の用に供する暗号に関する情報 ［４件（２）］** ※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの ⑪自衛隊の運用計画等に関する情報 ［55 件］ ⑫電波情報、画像情報等に関する情報 ［33 件］ ⑬防衛力の整備計画等に関する情報 ［15 件］ ⑭防衛の用に供する通信網の構成に関する情報［１件］ ⑮防衛の用に供する暗号に関する情報 ［85 件］ ⑯武器等の仕様、性能等に関する情報 ［57 件］

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報
防衛装備庁	18 （２）	第１号 〔防衛〕	①豪州から提供される共同開発･生産に係る調査のための情報［１件（０）］ **②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報［２件（１）］** ③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報［12 件（０）］ **④英国との間の共同研究等において提供される情報［３件（１）］**
合　計	487 (49)		

※特定秘密保護法附則第５条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」289 件のうち、この経過措置が適用されたものは 246 件であった。

６　「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」の概要（独立公文書管理監報告、平成 29 年５月 19 日）

衆議院情報監視審査会事務局作成

１　本報告について

報告対象活動期間は、平成 27 年 12 月１日から平成 29 年３月 31 日までである。

２　検証・監察の結果等

(1) 特定秘密の指定

・特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がない特定秘密が判明したことから、平成 28 年４月、内閣保全監視委員会に対し、以下の２点について、各行政機関に周知徹底するよう意見を述べた。

（意見の内容）
・指定された特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定した場合には、速やかに当該特定秘密の指定を解除すること。
・特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断すること。

・上記意見を受け、平成 28 年４月に警察庁１件、同年５月に外務省２件、同年６月に防衛省１件の指定が解除された。また、同年８月に防衛省に是正を求めた結果、防衛省の１件の指定が解除された。
・上記以外の 105 件の指定を適正と認めた。
・防衛省及び防衛装備庁において、該当する事項の細目として掲げられているものが対象情報の記述と整合していないものが各１件あり、平成 28 年８月にその旨指摘した。
・防衛省において、対象情報につき、期間を区切って記述すべきものが１件あり、平成 29 年３月にその旨指摘した。
・防衛省において、指定に係る情報の範囲を広げる目的で指定書の対象情報の記述を変更したものが１件あり、平成 28 年８月に是正を求めた。

(2) 特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除

・有効期間の延長１件、解除４件について、いずれも適正と認めた。

(3) 特定秘密の記録とその表示

・防衛省において、赤字ではなく黒字で特定秘密の表示を行っていた文書１件につき、平成 28 年８月に是正を求めた。
・それ以外の、確認済みの 119 件の特定秘密の記録とその表示を適正と認めた。

・平成 28 年８月９日、特定秘密の表示方法等について内閣保全監視委員会へ下記の意見を述べた。

（意見の内容）
特定秘密表示の方法が現状のままでは、特定秘密の範囲についての認識が共有されないおそれがあり、望ましいものとはいえないものと考える。ついては、かかる状況を改善すべく、以下の点について、所要の措置を講じられたい。
・特定秘密保護法施行令第５条第１号の規定(「その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。」)に関し、具体的な解釈基準を示すこと等により、特定秘密表示の方法の統一を図ること。
・統一的な措置が確実に講じられるよう、各行政機関に対し、特定秘密の保護に関する規程の改定を求めるなど、必要に応じ、所要の措置を講ずること。

(4) 特定行政文書ファイル等の保存

・９の行政機関（※）（11 部署）による特定行政文書ファイル等の保存を適正と認めた。
※　内閣官房、警察庁、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁

(5) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

・防衛省２件及び経済産業省４件の指定に係る特定行政文書ファイル等［防衛省６件（文書６件）、経済産業省３件（文書 87 件）］について、廃棄が妥当である旨通知した。

(6) 定量的指標

・説明聴取、実地調査等の回数は 170 回である。
・確認した特定秘密を記録する文書等の件数は 507 件である。
・なお、行政機関の長が特定秘密である情報の提供の求めに応じず、運用基準 V3(2)ウに基づく理由の疎明を行った事案はなかった。

各行政機関に対する検証・監察の実施回数等

	検証・監察の実績		
	説明聴取、実地調査等の回数	確認した特定秘密を記録する文書等の件数	文書等に記録されていることを確認した特定秘密の件数(延べ数)
国家安全保障会議	2	※ 0	0
内閣官房	23	10	10
警察庁	10	2	2
総務省	2	0	0
法務省	2	3	3
公安調査庁	4	1	1
外務省	15	48	48
経済産業省	6	90	264
海上保安庁	7	2	2
防衛省	76	347	562
防衛装備庁	23	4	4
合計	**170**	**507**	**896**

※ 国家安全保障会議については、事務局である国家安全保障局(内閣官房に設置)が同会議の指定した特定秘密を記録する文書を保有することから、同会議としては特定秘密を記録する文書を保有していない。

3　通報への対応

・独立公文書管理監に対する通報はなかった。

4　検証・監察に資する知見を得るための活動

・特定行政文書ファイル等の移管・廃棄の別を判断する基準（歴史資料として重要なものに該当するか否かを判断する基準）について、諸外国の知見を得るため、平成 28 年２月から３月にかけて英国及び仏国を、同年９月に米国をそれぞれ訪問して調査した。その結果、移管・廃棄の別を判断するに際しては、政策決定の過程が記録されているなど歴史的価値を有しているかどうかが基準にされており、安全保障に関して特定秘密に相当する情報が記録されているかどうかは歴史的価値の判断に影響を与えないとの知見が得られた。

5　情報監視審査会への対応

・平成 27 年 12 月 17 日付独立公文書管理監報告について、衆議院及び参議院の情報監視審査会に対して誠実に説明し、質疑に応答した。
・衆議院情報監視審査会平成 28 年年次報告書において示された政府に対する意見のうち、独立公文書管理監に関するものに対しては、今後、その趣旨を踏まえて必要な対応を真摯に検討していく。

平成 27 年年次報告書における意見・指摘
（衆議院、独立公文書管理監報告部分）への対応状況

意見・指摘	独立公文書管理監の説明状況
○内閣府独立公文書管理監は、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること。	○特定秘密文書等管理簿の関係については、内閣官房で検討していると承知している。一般論として、名称の付け方について統一された方針がない段階では、審査できないと考えている。
○特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。	○移管・廃棄といった保存期間満了時の措置も含めた特定行政文書ファイル等の管理に関する検証・監察については、運用基準にも定められた独立公文書管理監の重要な任務の一つであると考えており、本来移管すべき特定行政文書ファイル等が廃棄されることがないよう、検証・監察を行ってまいりたいと考えている。
○内閣府独立公文書管理監の活動・機能等について当審査会として重大な関心を持っていることから、審査会に定期的に活動状況報告を行うこととする運用基準の改正等を検討すること。	○情報監視審査会への報告については、今後とも、求めに応じ、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で随時報告するなど、誠実に説明を尽くしてまいりたいと考えている。

６　今後の展望

・独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

７　内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容

（平成 29 年 11 月８日、内閣官房内閣情報調査室から発出した事務連絡の内容を衆議院情報監視審査会事務局で整理）

行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方について（通知）

１．特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である（「特定秘密保護法逐条解説」（平成 26 年 12 月９日、内閣官房特定秘密保護法施行準備室）第３条第１項２（３）イ（ア））。特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断する。ここで、例えば、当該情報の入手時期が確定していない時など、将来出現することが確実であると言えない場合には、当該情報をあらかじめ特定秘密として指定することは行わない。ここでいう「確実」とは、通常の語義どおり、確かで間違いのないことであると解し、情報の出現の蓋然性、過去の実績等を総合的に検討して判断する必要がある。

なお、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下「運用基準」という）（Ⅱ－３指定手続（３））「毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第４条第３号の特定秘密の概要は、例えば「平成○○年度○○計画」、「情報収集衛星により平成○○年中に入手した衛星画像情報」、「平成○○年中の○○国との間の○○に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるように記すものとする。」に従って、特定秘密に当たる情報が出現する前であって、当該情報をあらかじめ特定秘密に指定する場合であっても、その特定秘密指定書の対象情報の記述において、期間を適切に区切って指定する。

２．指定された特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに当該特定秘密の指定を解除する。

あらかじめ特定秘密を指定したものの指定された特定秘密に当たる情報が出現せず指定の有効期間が満了した場合は有効期間を延長しない。

３．公文書管理法に基づいて、指定された特定秘密に当たる情報が記録された行政文書の管理を適切に行う。

４．上記の考え方については、今後の運用状況を見て、運用基準の改正時において、運用基準への反映を検討することとする。

８　海外派遣関係

衆議院オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会監視等実情調査議員団は、本院から派遣され、平成 29 年９月２日から９日までの８日間、オーストラリア及び韓国を訪問した。派遣議員は、額賀福志郎君を団長とし、岩屋毅君、平沢勝栄君及び今津寛君の４名である。本件調査の概要は以下のとおりである（内容、肩書き等は派遣当時のもの）。

我が国においては、特定秘密保護法の施行の日（平成 26 年 12 月 10 日）から各議院に情報監視審査会が設置され、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行っている。また、審査会は、委員会等が行った特定秘密の提出・提示要求に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査することを目的とした常設の機関として位置付けられている。

本審査会は、本格始動から３年目となり、審査会としての調査の体制整備が整いつつあるとともに、各府省に対するヒアリング等を精力的に進め、政府に対する意見等や調査の結果等を取りまとめた年次報告書を２回提出した。その際には、本審査会の意見に対する政府の対応状況を確認するとともに、調査等を通じて特定秘密の解除に至るなど、審査会として一定の成果をあげている。

しかしながら、特定秘密の指定・解除等の常時監視という任務を遂行するに当たり、審査会の運営や調査手法の確立等の面において、まだ課題は山積している。また、審査会設置に係る改正国会法の附則[7]においては、調査機能充実強化の方策の検討、法施行後に海外情報収集機関が設置される場合の国会の監視の在り方の検討等について規定されている。

このような観点から、諸外国の例を参考にすべく、今般、本院派遣によりアジア太平洋地域であるオーストラリア及び韓国を訪問し、情報機関に対する議会の監視等に関する実情調査を行った。前回はイギリス、ドイツ及びアメリカを訪問し、同様の調査を行った[8]が、各国とも、歴史的、政治的な背景から、国ごとに異なる監視機能及び仕組みが構築されている。今回においても、議会関係者及びインテリジェンス機関等の関係者から得た各国の現状や課題並びに多

---

[7] 国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）附則第３項「この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」、第４項「情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」。

[8] 平成 28 年８月 31 日（水）から９月 11 日（日）まで、欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査のため、イギリス、ドイツ及びアメリカの３カ国を訪問した。

くの助言は、特定秘密保護制度や情報監視審査会の発足間もない本院及び本審査会の運営や調査の諸課題に対し、非常に示唆に富むものであった。

また、訪問時には、北朝鮮が中距離弾道ミサイルの発射や６度目の核実験を行った直後であり、オーストラリアのジュリー・ビショップ外務大臣を始め両国の多くの関係者と率直な意見交換を行うことができたのは大きな収穫であった。

まず、オーストラリア[9]においては、欧米の同時多発テロを契機とし、近年、テロ対策が推進されており、これに関する政府及びインテリジェンス機関の機能強化が図られてきた。それに伴い、インテリジェンス機関等を監視する役割を担う連邦議会の任務も増大している。さらに、2017 年７月、ターンブル首相は、「2017 インデペンデント・インテリジェンス・レビュー（Independent Intelligence Review)」[10]（以下「独立報告」という）を公表した。この独立報告に基づき、現在、首相の下にある国家評価庁（ＯＮＡ）[11]を拡充させ、インテリジェンス・コミュニティ全体の戦略的調整機能を担う国家情報庁（ＯＮＩ）[12]を設置することや、新たに内務大臣を置いて治安情報等に関する機関を所管させるなど、インテリジェンス機関全体の再編が検討されている。

また、同国ではインテリジェンス機関が法の範囲内で人権等に配慮しながら活動していることを監視するための独立機関であるインテリジェンス・安全保障総括監察官（ＩＧＩＳ）[13]が設置されている。同機関は、全ての機密情報に接触できるほどの権限を持ち監察に当たっており、連邦議会及び国民に対し説明責任を果たしている。

---

[9] 主に在オーストラリア日本国大使館、会談したインテリジェンス・安全保障合同委員会、インテリジェンス機関等関係者、国立国会図書館等からの説明、資料による。

[10] 豪州政府は５～７年毎に「インデペンデント・インテリジェンス・レビュー」を実施しており、その報告書の最新版である「2017 インデペンデント・インテリジェンス・レビュー」が 2017 年７月 18 日に公表された。〈https://www.pmc.gov.au/resource-centre/national-security/report-2017-independent-intelligence-review〉

[11] Office of National Assessments：1977 年国家評価庁法（Office of National Assessment Act 1977）に基づき翌 1978 年２月に発足したもので、外国における情報活動及び情報源の信頼性評価の調整を任務とする。各インテリジェンス機関の収集した情報を基に政治的、戦略的又は経済的に重要な国際事項を評価、分析し、首相及び国家安全保障委員会（ＮＳＣ）を構成する大臣（外務大臣、国防大臣、財務大臣、法務大臣等）らに助言を行っている。

[12] Office of National Intelligence：ＯＮＡを拡充させ、新たな機関として国家的なインテリジェンスの優先事項の設定や開発について指導的役割を果たし、各機関のデータ共有に関する連携強化や共同で情報を分析するための環境整備を含めた戦略的な人員配置や能力開発計画を実施することなどが予定されている。

[13] Inspector-General of Intelligence and Security：オーストラリア政府、連邦議会及び国民に対し、インテリジェンス機関が法の範囲内で、適切に大臣の指導・指揮に従って、人権に配慮しながら活動していることを保証するための独立した機関（役職）である。1986 年のインテリジェンス・安全保障総括監察官法（Inspector-General of Intelligence and Security Act 1986）により設置された。

今回は、連邦議会のインテリジェンス・安全保障両院合同委員会（ＰＪＣＩＳ、以下「合同委員会」という）[14]等委員のほかインテリジェンス・安全保障総括監察官のマーガレット・ストーン氏の他、ブルース・ミラー国家評価庁（ＯＮＡ）長官代行、ニック・ワーナー豪州秘密情報機関（ＡＳＩＳ）[15]長官、ダンカン・ルイス豪州治安情報機関（ＡＳＩＯ）[16]長官などのインテリジェンス機関関係者から説明を聴取し、意見交換を行った。

合同委員会は、運営や財政支出に関する審査のほか、インテリジェンス機関の機能強化に係る法案の調査報告書（アドバイザリー・レポート）の作成を通じて秘密情報を含む必要な情報を得ている。また、独立報告の提言にあるとおり、将来的にはＩＧＩＳに調査を依頼したり、同機関から定期的な報告を受けるなど、両者の連携強化が検討されているとのことであった。そのほかにも近年のテロ対策関係立法に基づき、政府のテロ対策に対する監視の範囲の拡大などが図られてきている。

同国のテロ対策強化の現状と監視の在り方の変化並びにそれら一連の改革の速さは、英連邦の一員であるとともに、いわゆるファイブアイズ[17]の一員として、同国にとって欧米の同時多発テロは他人事ではなく、差し迫った脅威として受け止められている証左であろう。一方、インテリジェンス機関等の権限が拡充される場合には、連邦議会やＩＧＩＳの監視強化が必要になるということも当然の帰結であるといえよう。

次いで、韓国[18]においては、長らくインテリジェンス機関の政治への関与の問題が指摘されており、インテリジェンス機関の監視等の必要性から、1994 年、国会に情報委員会が設置された。同委員会は、大統領の直属の機関である国家情報院（ＮＩＳ）[19]等の予算、決算等を審査するほか、所管事項につきインテリジェンス機関等から報告を聴取する。

---

[14] Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security：６つの情報機関（国家評価庁（ＯＮＡ）、豪州治安情報機関（ＡＳＩＯ）、豪州秘密情報機関（ＡＳＩＳ）、豪州通信情報局（ＡＳＤ）、国防情報機関（ＤＩＯ）、豪州地理空間情報機関（ＡＧＯ））の運営及び財政支出や、同情報機関に関する事項であって所管大臣又は各院の議決により付託された案件等について審査し、合同委員会の所見及び勧告を各院や所管大臣に報告するほか、個別法に基づき同情報機関等につき審査する権限等が付与されている。

[15] Australian Secret Intelligence Service：外務大臣の管轄下にあり、国外において主にヒューミントによる情報収集を行う。

[16] Australian Security Intelligence Organization：法務大臣の管轄下にあり、安全保障に関わる情報収集、分析、脅威評価等を行う専門機関である。

[17] 通信情報に関する秘密協定であるＵＫＵＳＡ協定の締結国（イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド）の通称とされている。

[18] 主に在大韓民国日本国大使館及び会談した国会情報委員会等の関係者からの説明、資料等による。

[19] The National Intelligence Service。大統領直属機関として大統領の指示と監督を受け（国家情報院法第２条「地位」）、国家安全保障に関する情報・保安及び犯罪捜査に対する事務を担当する（政府組織法第 17 条）。

また、2017年５月に文在寅政権が成立し、大統領が掲げる政策の一つに国家情報院の改革が挙げられている。インテリジェンス機関の政治関与を否定し、国家情報院の国内情報収集業務を廃止し、対北朝鮮と海外・安保・テロ・国際犯罪情報を専門に担当する機関として改編するなどの改革案が検討されていた。

一方、核・ミサイル開発をめぐる北朝鮮問題は、今や韓国、日本を含むアジア地域のみならず、国際社会に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。訪韓時においては、対北朝鮮のＴＨＡＡＤ[20]ミサイルの配備が完了した状況であった。

今回は、韓国国会の丁世均（チョン・セギュン）議長、李喆雨（イ・チョルウ）情報委員長を始めとする国会情報委員会[21]委員、韓日議員連盟議員などの議会関係者、国家安全保障戦略研究院等のインテリジェンス関係者、韓国の有識者等から説明を聴取し、意見を交換した。

国会情報委員会は、国家情報院の予算審査の際に詳細な資料の提出を受けるほか、非公開の会議において、国家情報院等から一連の北朝鮮問題など必要な報告を受けている。国民に知らせる必要があると判断した事項については、委員が国家情報院と協議してメディアに公開する内容を決定し、会議後に記者会見等を行っているとのことであった。また、機密情報は国会情報委員会しか扱わず、他の委員会と取り扱う情報の区分がなされているが、実際には、委員が外交統一委員会等他の委員会と兼務している例もあるとのことであった。

韓国における調査では、国会情報委員会の任務や権能、北朝鮮情勢のほか、日韓の歴史認識問題、国家情報院改革等も含め幅広い意見交換を行い、日韓の人的交流を一層深めることができ、非常に有意義であった。本調査で得られた知見は、今後の国会活動等の場において有効に活用していく所存である。

---

[20] ターミナル段階にある短・中距離弾道ミサイルを地上から迎撃する弾道ミサイル防衛システム。大気圏外及び大気圏内上層部の高高度で目標を捕捉し迎撃する（平成29年版防衛白書）。Terminal High-Altitude Air Defense。

[21] 1994年の国会法改正により、常任委員会の一つとして設置された。①国家情報院が所管する事項、②国家情報院法第３条第１項第５号に規定する情報及び保安業務の企画・調整の対象省庁が所管する情報予算案及び決算の審査に関する事項を所管し、これらの事項に関する議案及び請願等の審査等を行う。

９　活動経過一覧表

年　月　日	事　項
平成 25（2013）	
10．15	第 185 回国会（臨時会）召集（会期 55 日間　12．8 まで）
10．25	特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）提出
11．26	特定秘密の保護に関する法律案　衆議院本会議にて採決(修正議決)
12．　6	特定秘密の保護に関する法律案　参議院本会議にて採決（可決・成立）
12．13	特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）公布
平成 26（2014）	
1．24	第 186 回国会（常会）召集（会期 150 日間　6.22 まで）
5．30	国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出
6．　5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出
6．13	国会法等の一部を改正する法律案　衆議院本会議にて採決（可決） 衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案　衆議院本会議にて採決（修正議決）
6．20	国会法等の一部を改正する法律案　参議院本会議にて採決（可決・成立）
9．29	第 187 回国会（臨時会）召集（会期 54 日間　11.21 解散）
10．14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12．10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条（取扱者の制限）は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行
12．24	第 188 回国会（特別会）召集（会期３日間　12.26 まで）
平成 27（2015）	
1．26	第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間　9.27 まで）
2．26	衆議院本会議にて情報監視審査会委員の選任
3．30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第１回】 ・会長互選　額賀福志郎会長選出
5．18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明

6．18	○情報監視審査会【第２回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定
6．22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7．　2	○情報監視審査会【第３回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8．19	○情報監視審査会【第４回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8．24	○情報監視審査会【第５回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8．27	○情報監視審査会【第６回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9．25	○情報監視審査会【第７回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11．10	議長において、委員松本剛明君の辞任を許可した。
11．19	○情報監視審査会【第８回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
平成 28（2016）	
1．　4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間　6．1まで） 衆議院本会議にて後藤祐一君（民維ク）委員選任、宣誓
1．20	○情報監視審査会【第１回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、法務省）
1．25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）
3．23	○情報監視審査会【第２回】 ・説明聴取及び対政府質疑（独立公文書管理監、内閣官房）

3．30	○情報監視審査会【第３回】 ・平成 27 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 27 年年次報告書を提出
4．　1	衆議院本会議にて、額賀会長は、平成 27 年年次報告書について報告を行った。
4．20	○情報監視審査会【第４回】 ・対政府質疑（外務省）
4．26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5．12	○情報監視審査会【第５回】 ・参考人からの意見聴取
5．18	○情報監視審査会【第６回】 ・岩城国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8．　1	第 191 回国会（臨時会）召集（会期３日間　８．３まで）
8．　3	議長において、委員松本純君の辞任を許可した。
8．31 ～9．11	○海外派遣［イギリス、ドイツ、アメリカ］（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9．26	第 192 回国会（臨時会）召集（会期 83 日間　12.17 まで） 衆議院本会議にて今津寛君（自民）委員選任、宣誓
10．14	○情報監視審査会【第１回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
10．17	○情報監視審査会【第２回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
10．26	○情報監視審査会【第３回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11．　9	○情報監視審査会【第４回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11．21	○情報監視審査会【第５回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁） ・特定秘密提示要求決議
11．30	○情報監視審査会【第６回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）

平成 29（2017）	
1．20	第 193 回国会（常会）召集（会期 150 日間　6.18 まで）
1．30	○情報監視審査会【第１回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
3．　6	○情報監視審査会【第２回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3．29	○情報監視審査会【第３回】 ・平成 28 年年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 28 年年次報告書を提出
4．　4	衆議院本会議にて、額賀会長は、平成 28 年年次報告書について報告を行った。
4．27	○情報監視審査会【第４回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5．15	○情報監視審査会【第５回】 ・参考人からの意見聴取
5．19	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5．31	○情報監視審査会【第６回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6．　5	○情報監視審査会【第７回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
9．　2 ～9．　9	○海外派遣［オーストラリア、韓国］（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9．28	第 194 回国会（臨時会）召集（会期１日間　9．28 解散）
11．　1	第 195 回国会（特別会）召集（会期 39 日間　12．9 まで）
11．　2	衆議院本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第１回】 ・会長互選　額賀福志郎会長選出
11．14	○情報監視審査会【第２回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理課及び独立公文書管理監）
11．22	○情報監視審査会【第３回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）

11. 30	○情報監視審査会【第４回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
12. 4	○情報監視審査会【第５回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
12. 8	○情報監視審査会【第６回】 ・特定秘密提示要求決議
平成 30 (2018)	
1. 22	第 196 回国会（常会）召集（会期 150 日間　6.20 まで）
1. 26	○情報監視審査会【第１回】 ・特定秘密の提示（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁） ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁）
1. 31	○情報監視審査会【第２回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課）

10　会長及び委員一覧

(1) 会長一覧

会　長　名	就 任 日	退 任 日
額　賀　福志郎 君（自民）	平成 27 年 3 月 30 日	平成 29 年 9 月 28 日
額　賀　福志郎 君（自民）	平成 29 年 11 月 2 日	――――――――

(2) 委員一覧（会長は、名前の左に○印）

期　間	委　員　名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民）　岩屋　毅君（自民） 平沢　勝栄君（自民）　松本　純君（自民） 大塚　高司君（自民）　松本　剛明君（民主） 井出　庸生君（維新）　漆原　良夫君（公明） ※平成 27 年 11 月 10 日松本剛明君（民主）委員辞任 ※平成 27 年 12 月 18 日井出庸生君会派異動（維新→民維ク）
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎君（自民）　岩屋　毅君（自民） 平沢　勝栄君（自民）　松本　純君（自民） 大塚　高司君（自民）　後藤　祐一君（民維ク） 井出　庸生君（民維ク）　漆原　良夫君（公明） ※平成 28 年 1 月 4 日後藤祐一君（民維ク）委員選任 ※平成 28 年 3 月 28 日後藤祐一君会派異動（民維ク→民進） ※平成 28 年 3 月 28 日井出庸生君会派異動（民維ク→民進） ※平成 28 年 8 月 3 日松本純君（自民）委員辞任
平成 28 年 9 月 26 日～	○額賀福志郎君（自民）　岩屋　毅君（自民） 平沢　勝栄君（自民）　今津　寛君（自民） 大塚　高司君（自民）　井出　庸生君（民進） 後藤　祐一君（民進）　漆原　良夫君（公明） ※平成 28 年 9 月 26 日今津寛君（自民）委員選任 ※平成 29 年 9 月 20 日後藤祐一君（民進）委員辞任 ※平成 29 年 9 月 28 日衆議院解散
平成 29 年 11 月 2 日～	○額賀福志郎君（自民）　岩屋　毅君（自民） 今村　雅弘君（自民）　後藤田正純君（自民） 大塚　高司君（自民）　山内　康一君（立憲） 井出　庸生君（希望）　太田　昭宏君（公明）